

81-683

福地源一郎稿



長崎三百季間  
外交變遷事情

東京博文館藏版

## 長崎三百年間 外交變遷事情

### 叙 自

氣運の消長する所國運の隆替する所は因由結果の常則に依らざるもの無し我國今日の開明も亦然りとす回想すれば天文年間葡萄牙商船初て九州に來りてより外國通交の氣運は漸く此時よりして開け凡九十餘年間は貿易の行はるゝと俱に新智識を外國より移植し以て國運の隆興を助けたる敢て僅小に非ざりけり惜かな當時外教の傳道其宜を得ざりしと貿易の方法其道を失ひしたるに由りて寛永鎖國の止を得ざるに至り全國の士民をして是の如くならざれば以て國利民福を保全すること能はずと信ぜしめ之を墨守して宇内大勢の外に立つと幾ど二

百有餘年なりき然れども氣運は此別天地を東洋に存せしむるを許さず安政年間に至りて遂に鎖國の門戸を啓いて通交の社伴に加はらしめたり幕府は是が爲に衰亡しにり雖も國運は之に因りて隆昌し今日の旺盛を致しつゝあると昭然の事實なり而して此間其開鎖に關して幾多の因由あり結果ありて變遷の勢を爲せる一にして足らざるなり其概要だに研究せずして漫に我氣運の消長を説き國運の隆替を説くが如きは余が與せざる所にして即ち自ら淺識陋聞を憚らず外交變遷事情を稿せし所以なり崎友會諸氏は余に此稿ありと聞き長崎は其三百年間この變遷の衝に當りて密接の關係あるの要地たりしを以て長崎青年諸氏の爲に講演せん事を懇請せらる乃ち之を應諾し更に長崎に關せる往事を増補して講演し又更に稿を改めて此書

と爲し長崎三百年間と題し之を會友の瀏覽に供し其批評を請はんと冀ふなり

此書の原稿たる外交變遷事情は余が現に従事する所の幕末史に附すべき志編の一にして未だ其稿を完くするものに非ざれば誤謬も脱漏も必ず多かるべしと信するなり且つ西史に載する所の如きも其原書に就て一々自ら譯出するの暇なければ或は他の史家の譯に係るものに就て之を引用したるも尠からず他日幕末史脱稿の時に於て校訂を加へ大方諸君子の誨を謹請すべきなり

此稿成るに及び博文館主は余が爲に之を印刷製本するの勞を執らる是れ余が館主に謝する所なり

明治三十五年九月一日

此書は福地源一郎先生が崎友會員に頼たんに爲に稿し本館に印刷製本を依託せられたる所なり然とも之を世に公にせざるは頗る恨事に屬するを以て先生に請ひ併て廣く發兌する事と爲す

博文館主附記

### 長崎三百年間目次

#### 發端 長崎市の由來

長崎港 肥前國彼杵郡深江村 長崎小次郎 長崎甚左衛門頼純 城の古

#### 第一章 南蠻船渡來

支那朝鮮に私通 倭寇 海賊の稱 加の發見 西班の紀行 日本國 東邦 陸路貿易 威尼斯の繁榮 亞米利加の支那 西班の占界 喜望峯を廻りて印度に直航 葡葡の雄飛 印度支那 西班の角 遂馬尼拉 葡葡人種子島に漂着 大友宗麟 九州諸所の貿易 後にて始めて貿易 馬尼拉 葡葡人ヒント十字架と劍銃の傳來 九州諸所の貿易 後にて始めて貿易 馬尼拉 器と算盤 十字架と劍銃の傳來 九州諸所の貿易 後にて始めて貿易 馬尼拉 兵

#### 第二章 天主教傳道并に秀吉公が之を禁止せられたる事

天主教傳道 薩摩武士安次郎 セスウイット 派長老サビエール 傳道 切支丹 南蠻寺 大友宗麟より 羅馬へ使節 長崎に改宗せよとの威迫 居牛 秀吉公の切支丹禁止 爲す 奴隷買 長崎港に南蠻船渡來と長崎切支丹領に成る 長崎を公領と爲す 印度總督への答書 布教を禁

目次

福地源一郎識

四

此書は福地源一郎先生が崎友會員に頼たんに爲に稿し本館に印刷製本を依託せられたる所なり然とも之を世に公にせざるは頗る恨事に屬するを以て先生に請ひ併て廣く發兌する事と爲す

博文館主附記

長崎三百年間目次

發端 長崎市の由來

長崎港 肥前國彼杵郡深江村 長崎小次郎 長崎甚左衛門頼純 城の古

第一章 南蠻船渡來

支那朝鮮に私通 倭寇 海賊の稱 マルコポーロの紀行 日本國 東邦 陸路貿易 威尼斯の繁榮 亞米利加の發見 西班牙の古界 喜望峯を廻りて印度に直航 葡船の雄飛 印度支那 媽港 西班牙の角逐 馬尼拉 葡船牙人種子島に漂着 大友宗麟 九州諸所の貿易 唯一目的は金銀 葡船と算盤 十字架と劍銃 傳來 九

第二章 天主教傳道并に秀吉公が之を禁止せられたる事

天主教傳道 薩摩武士安次郎 ビスワイツト派長老サビエール 日本に傳道 切支丹 南蠻寺 大友宗麟より羅馬へ使節 長崎に改宗せよとの威迫 居牛 秀吉公の切支丹禁止 奴隸賣買 長崎港に南蠻船渡來と長崎切支丹領に成る 長崎を公領と爲す 印度總督への答書 布教を禁

目次

一



上制限を命ず 送り状 手板證文 銅の輸出に關して時論の反對 金銀塊の輸入 文化の改正

第九章 外國事件 攘斥令

蝦夷地視察 蝦夷叛亂 オロシヤの聲 雖然たり 林子平 寛政異國船取  
接令 寛政令 計策を以てなりと 露使節レサノフ長崎に渡來レサノフ館應  
冷遇す 露國の要請を拒絶す 往年敗北せられたり 松前奉行 何ひに及  
はす 打拂ひ 英國船の返狀 蝦夷地を防衛す 北地 戒嚴 松前奉行 捕獲せしが英國  
船に來る 英國船長 田屋嘉兵衛 奉命 松前奉行 捕獲せしが英國船長 田屋嘉兵衛  
頻りに來る 露國船高田屋嘉兵衛 門の建議 文に去る 頭切 蝦夷地を捕獲せしが英國船長 田屋嘉兵衛

第十章 對外方針異動の事由

モリソン 渡來の風説 時論粉々 渡邊登高野長 英處士 橫議の罪 天保  
新水令 甲比丹へ申渡 唐和蘭より 護送の外 漂民を捕取らす 和蘭國  
王の忠告 米國老運署して 拒絶の返 輪米國船 漂民を捕取らす 和蘭國  
の權道 琉球に於ける 英佛の要請 於島津 濟彬 琉球處置を 薩州に一任す  
琉球通商の黙許 英佛軍艦 要請 於島津 濟彬 琉球處置を 薩州に一任す

第十一章 幕閣依違彷徨の事情

攘斥論漸く多し 開國議を發言する者無し 防備を戒飭す 外國船處分

第十二章 條約訂結の概畧

を諸大名に諮詢す 守備整ひたる上にて 打拂ひ 要職へ諮詢 阿部伊勢  
皇の忠告も 米國全權 渡來の豫報 通交に關する 和蘭の意見 幕閣は何等  
の政策をも 決せず

第十三章 長崎往時の組織其他

長崎の自治 長崎會所 唐和蘭商法 其他 幕吏 役人 俸給 新智識の改革  
助成 金に役人 分掌 事務 長崎奉行 其他 幕吏 役人 俸給 新智識の改革  
は常に 行はれず 俗語 會所 税金 南蠻 役人の 俸給 新智識の改革  
入南蠻より 傳ふる所 築城 天守 壘 南蠻 役人の 俸給 新智識の改革  
變語を 其儘に 用ひたる 諸物品

以上

目次終

長崎三百年間 外交變遷事情

福地源一郎稿

○發端 長崎市の由來

長崎港 長崎甚左衛門頼純 肥前國彼杵郡深江村 長崎小次郎

長崎港

元龜元年（一五八二）葡船が初て長崎より安政六年（一八二五）加條の年まで二百九十年、寛永十八年（一六四一）鎖國令に據り長崎を以て唯一の通商口岸と定めたる年より安政六年（一八二五）上まで二百十九年、此間外國の通商を繼續し之に由て文華を發達し智識を養成するの根地と成り以て今日の開明を觀るに至れる者は實に長崎ありしが故なりと謂はざる可からず。長崎は西海道肥前國彼杵郡（ついでに）に在りて往昔は深江村と呼びたる一小漁村なりき、或は云ふ此地や上古よりして通外の港津と爲り既に神功皇后征韓の御船も此所に繫して纜を解かせ給へりと、其遺跡と名くるもの無きに非ざれども其果して然るや否は余が知らざる所な

發端 長崎市の由來

肥前國彼杵郡深江村



長崎小次郎

り。史冊の録す所に據れば足利幕府の初め應永年中に足利義滿元は越前の内を所領して代々北條家に重職を奉ぜし長崎家の遺族にて其頃は零落して下總國に浪居せる長崎小次郎と云へる武士あり所縁に附て上京し將軍家へ系圖を申立て長崎は北條時代には足利を保護したる事ありて頼て其所懸命の所領を乞しかば將軍家は此深江村を小次郎に賜はりぬ、小次郎此地に下著して住居し數代相傳へて土著の御家人たりしに其後世の亂に由り其近境なる大村家に屬して家老に成り既に元龜元年葡

長崎甚左衛門純忠

城の古趾

萄牙商船が長崎に入港せし時は長崎甚左衛門純忠が代にて大村丹後守純忠の親族家老として相傳したりきと見えたり、されば深江村を長崎村と呼做したるも長崎一族の所領たるが故と知られたり長崎近郊城の古趾と云ふ所は長崎甚左衛門の城跡と云傳へ其阜頂には石塚の地中に埋まりたるが一角を露出して微に其中を窺ひ得べきものあり、余も幼時此に遊びて見たるもありき、口碑には甚左衛門の墓と百餘へたれども確ならず、且つ頼純は時津に退去したれば其墓余は長崎に生れ十七歳まで居住したるなれば長崎を知るも稍々詳なり、依て此三百年間の事情を叙へ以て今日の開明文化に至るの淵源を知友に知らしめんと

望むなるが、之を知らしむるには遡りて天文十一年南蠻船渡來の時に至り併せて當時一般の外國貿易及び其變遷を説かざる可からず請ふ余が順次に叙ぶる所を聴け

### 第一章 南蠻船渡來

支那朝鮮に私通の倭寇 海賊の稱加マコボ 西口の紀行 日本國東邦 陸路貿易に威尼斯の繁榮 亞米利加の發見 西口の紀行 日本國東邦 送りて印度に直航 葡人種子の飛渡 支那 媽港 西班 葡人 豐後にて始 金銀 兵器と算盤 十字架と銃砲の傳來 九州諸所の貿易 唯一目的は

史を按ずるに我日本國民が中世よりして私に支那及び朝鮮の沿岸に航渡して貿易を行ひ事少しく違乖すれば忽に其地の土民を威迫して掠奪を行ひたるは夙に其端を文永弘安元寇の後に發し元享正中より明徳應永に至りて漸く熾なり、時の將軍家足利義滿公は好を明國に通じて公に兩國の貿易を行はしめ明帝の依頼に應じて我國民の支那に

支那朝鮮に私通

寇するを禁じたりと雖も、應仁以後は足利幕府の威力の衰ふると俱に其禁令も行はれず支那にて一大國忠とせる所謂倭寇は沿岸の諸所に現はれ北は威海衛を限り南は江蘇、寧波、定海、厦門に至るまで倭寇の侵掠を被むれり、是れ我國戦亂の際にして政令の行はれざるに乘し武士商民の豪膽なる輩が海外に出て、寇賊の所業を爲し其欲を擅まゝにしたるもの歟、當時の習ひ海軍を名けて海賊と呼ひたるにても其事情を察するに足れり、而して支那の沿岸および其附近の諸島に我國民の往來せるは此時よりの事なりとす

此に歐洲諸國に日本國の名を知られたるはマルコポロの紀行を以て始なりとす、ポロは伊太利國威尼斯府の紳商なり弱冠にして其父ニコロ、ポロに從ひ東邦陸地に入りて通商し難に遭ひて諸國を流寓し遂に蒙古に到り忽必烈汗元世祖に事へ一二九三年我正應五年に歸國し尋て熱諾亞の戰にて幽囚と成り九八二其間に東遊紀行を著し地圖を附して世に公にせり、其紀行の中に、支那東海に島國あり日本國と名く其國は

到る處みな黄金を以て滿され帝王の宮殿は屋瓦塔砌すべて黄金もて造れる由を記せり今日までも歐人が我國をジャバされは後年に閣龍が亞米利加を發見したるも其初一念は此新大陸を覓むるに在らずしてマルコポロが書殘し置たる日本國を覓めて其黄金を獲得するに在りしと云へり閣龍はマルコポロの東遊紀行を最も愛讀せしとぞ

其頃歐洲にては西班牙・葡萄牙の兩國これに續きては英吉利・佛蘭西・和蘭の諸國は漸く遠洋航海の業に志し船舶を造り貿易を勉めたりと雖も舟楫の通ずる所は波羅海・大西洋・地中海の沿岸及び亞弗利加洲の西岸に過ぎずして所謂沿海貿易なりしのみ、而して地中海の貿易は伊太利の諸州これを專占し、殊に東邦貿易土耳其等諸國を云ふは威尼斯州その地勢の便を利として之を壟斷し東邦諸國の貨物并に波斯・印度・支那の珍品は阿刺毗亞等諸國を云ふの威尼斯の商賈これを買集して以て歐洲諸國の市場に分配し伊太利諸州が此手段に由りて利益を占め貿易の中心と成りて繁榮せる殆と二百年の久しきに至れり、然るに此繁榮も亞米利加

亞米利加の發見  
西班牙の  
占界

喜望峰を  
廻りて印  
度に直航

六  
の發見と尋て喜望峰を廻りて印度に直到する航路の發見にて形勢大に變遷し榮枯その地を易るに至れり  
西班牙は弗得南第五世が以沙轍后と結婚ありて加斯特亞來根の西州を合せて一國と成してより頻りに國威の伸張を勉めたりしに折しも閣龍は彼の日本國を覓めんと想を凝らし大西洋を西に直航して到達すべきを主張し遂に後の助力を得て志を達し一四九二年我明應元年に想外にも亞米利加の新地を發見したり、西班牙皇は大に悦びて此新地の占領に着手し尋て羅馬教王の許可を得て、西班牙の領土なりと公布し爾來力を盡して探検と占界とを經營し南北中央を一貫し墨是哥を併せ遂に其版圖をして太平洋に而せしむるに至れり  
葡萄牙は雅麻の冒險なる航海に由りて一四九六年に我明應五年喜望峰を廻りて印度に直航するの新路を發見してより全力を此に注ぎ先づ亞弗利加東岸の要港を占領し東進して印度に到り臥亞を略して根據地と爲し我一五七〇年更に進みて麻拉加を有とし我永正七年喜牛東埔塞の諸所に據り遂

葡  
萄  
牙  
の  
雄  
飛  
印度支那

媽港

新  
西  
班  
牙

西  
班  
牙  
の  
角  
葡  
萄  
牙  
の  
送

馬  
尼  
拉

に支那に達して廣東の沿岸に貿易を開き一五一六年我永正十三年を以て使節を北京に發遣し通商の許可を請はしめたるに明帝武宗は之を拒絶し併せて其貿易の私行を禁したり。然れども當時葡國人の勇悍冒險なる此禁令をも顧ずして進み寧波廣東媽港の諸津に商館を建設し東洋の通商權を掌握して其利益を獨占したり媽港は今の澳門なり當時は阿媽港と稱し我國にては天川の文字を川  
ひたり葡國人が此地を公に支那政府より借租して其有と爲したるは此時に在り  
後一五八八年(我天正十四年)の事なれども通商港としたるは此時に在り  
西班牙は一五二二年我大永二年に至りて墨是哥を平定し之に附するに新西班牙の名稱を以てし、同時に亞米利加南角海峡の新航路は墨瓦蘭に由りて發見せられたれば、西班牙は争てか葡萄牙が支那印度の商權を獨占するを默視すべき此海峡の新路より太平洋に出て之を航渡して亞細亞に達し直に非立賓群島を經略して其領土と爲し馬尼拉を以て首市と定め馬尼拉は呂宋と呼べり、時一五七二年我元龜二年以て葡萄牙人と東洋貿易の利を争はんと試みたり、然れども東洋に於ては西班牙の勢力も葡萄牙を牽制して其右に出るを得ざりき。之を概言すれば當時の海上權は西班牙葡萄牙を

種子島に  
漂着する  
葡萄牙人

大友宗麟

南蠻の稱

豊後にて  
始めて貿易

葡萄牙人  
ピントー

八  
以て歐洲の兩雄國とし西班牙は亞米利加に其經營を勉め葡萄牙は東洋に其商利を擴張し東西に各々利益を占め殖民地を得たりけるも一五四一年我天文十年までは彼のマルコポーロが書殘し置たる所謂日本國の黄金國をば此二百四十餘年東洋に於て發見するを得ざりき  
此に天文十一年一五四二年或は天文十年外國船一隻海上にて暴風の難に遭ひ種子島に漂着し稀代の武器を齎したり、豊後國主大友宗麟この由を傳へ聞て使を遣し其外國船を豊後の府内に呼迎へて厚く之を遇し其來る所を問へば南蠻國の商船なりと答へたり此船には支那人五名と云へる者が乗組と有りして我國にては葡萄牙西班牙を南蠻と云ふに至れり宗麟は其船載せる貨物の交易を許し其齎せる稀代の武器銃器を得たりければ引續きて毎年通商の許可を許しへたり是ぞ即ち我國にて歐洲人に貿易を通じたる始なる而して此船に乗りて専ら事を處したるは即ち葡萄牙人ピントーなり當時東洋の貿易に従事せる輩は概皆冒險者流にて一攫萬金の慾望には如何なる危難も敢て顧ず劍銃と算盤とを左右の手に採りて貿易を營み時とし

鐵砲の傳  
來

九  
ては甘言を以て欺き時としては威力を以て脅迫し強盜に類し海賊に等しき所業を爲すもの其多に居れりピントーの如きも亦此種の人物なりける歟其自記する所に據りて事實を詳にすれば云くフルジナント、メンデス、ピントーは葡萄牙の人なり一五四三年天文十年其夥伴たるシスストロ、ボレロ及びヤイゴ、モートの兩人と俱に海上掠奪の目的を以て支那船に若干に貨物を搭載し之に乗りて媽港を出帆したるに洋中にて海賊船に出會ひ戦争數時に涉り夜に入りて遁れ風に乗じて琉球群島の方に走り海上に漂ふこと廿餘日にして種子島に漂着す島の領主種子島時堯に厚遇せられ鐵砲を領主に贈りて其用法を傳へたり我國に火器の傳來せる始にて近き頃までは短銃を種子島とは呼ばざりしなり○又此船には許多の小銃彈藥を載せたりと云へり大友宗麟この由を傳へ聞き乃ち使者を種子島に送り其南蠻人中の一人を府内に呼迎へんと望みたればピントーの一行は日本船にて種子島を發し海路數日を経て豊後の臼杵に達し夫より陸路を陟り府内に着したり、大友はピントー等を歡迎し滞留幾ど一ヶ月其間に島銃鐵砲の傳習を受け且つピントー

川の請を容れて通商を許可したり。斯てビントー一行は再び種子島に返りて乗船を修理して開帆し寧波に歸り此にて葡萄牙人等に面會し語るに日本國を發見せる旨を以てし盛に日本の金銀に富饒なるを告げ直に同志を糾合して貨物を聚め商船九隻に載せて豊後の府内に入津し貿易して許多の利益を擧取したり。此後ビントーは天文十六年及び弘治二年にも渡來し其我國に來れるは前後四回に及べり是よりして葡萄牙の商船は即ち南府内のみならず鹿兒島・天草・島原を始とし平戸・五島・長崎・大村の諸港に來りて貿易を營み天正の年末に至るまで凡四十年間の日本通商を獨占したり。西班牙の如きは呂宋即ち馬を根據として天正十五六年頃より商船を平戸・長崎の諸所に渡來せしめたれども其利益は葡萄牙の餘餘を得るに過ぎざりけり。此頃の貿易は専ら外國より貨物を輸入し我國の金銀に易るに外ならずりき猶後條に詳説すべし

當時葡萄牙西班牙諸國の政府及び人民が新地を發見するに従ひ貿易を通じ土地を占領するに炭々たりしものは正路の方法を以て植民地を開拓し貿易を通じて彼我の利益を永遠に謀ると云ふにあらずして

唯専ら目前の利欲を獲るに在れば其主眼は新檢出國の金銀を擧取し去ること唯一の希望たり其然る所以のものは金銀の外に富は無しと誤信したればなり故に其新檢出國即ち新發見國の人民に對するや詐偽・虛妄・暴戾・脅迫を擅にし之に續くに掠奪強盜を以てする西班牙が亞米利加に於ける葡萄牙が印度に於ける俱に同一轍に出でたり。其日本に對するや有持繫ひに亞米利加・印度に於けるが如き強暴手段を取てせざりしかども、歐洲諸國・印度・支那の貨物を日本に輸入し非常の高價を貪りて之を賣り其代價として請取れる金銀を日本より輸出し以て莫大の利益を獲るの術に至りては則ち一なり。既に前に叙たる如く兵器と算盤とを雙手に執りて貿易と掠奪とを同時に行ふ徒なれば時機の乘ずべきに會へば商客は忽ちに變じて占領者と爲り限りも無き欲望を遂るには倫理をも徳義をも問はざると敢て違例とするに足らず政府も亦實に此政策を獎勵して之を保護したるなり。此情勢なるを以て宗教の傳道は貿易を開き土地を侵畧し所謂植民政策の先鋒と成り後援

と成りて常に方向を俱にして進みたれば其傳道法師の中には冒險商  
客に譲らざる殘忍無道の輩もありて是も十字架と劍銃とを併用し或  
は商客と結托し或は政府と聯絡して利益を謀りたり其外國通商と俱  
に天主教の我國に傳道せられたるも亦此時勢より觀れば決して怪し  
むに足らざるなり

○第二章 天主教傳道并に秀吉公が之を禁止

せられたる事情

天主教傳道并に秀吉公が之を禁止  
傳道切支丹 薩摩武士 安次郎 薩摩寺 大友宗麟 薩摩馬場 薩摩長老 薩摩切支丹 薩摩日本  
の威切支丹 薩摩長老 薩摩寺 大友宗麟 薩摩馬場 薩摩長老 薩摩切支丹 薩摩日本  
長崎切支丹 薩摩長老 薩摩寺 大友宗麟 薩摩馬場 薩摩長老 薩摩切支丹 薩摩日本  
の通商を許す 薩摩長老 薩摩寺 大友宗麟 薩摩馬場 薩摩長老 薩摩切支丹 薩摩日本  
の通商を許す 薩摩長老 薩摩寺 大友宗麟 薩摩馬場 薩摩長老 薩摩切支丹 薩摩日本  
の通商を許す 薩摩長老 薩摩寺 大友宗麟 薩摩馬場 薩摩長老 薩摩切支丹 薩摩日本

歐洲にては其頃已に路得・加耳賓等に由りて基督教の改革は主唱せら  
れたり、獨逸の北部和蘭・英吉利の諸國は此改革を採用して漸く新教即

ち耶穌教に歸したれども西班牙葡萄牙は依然として舊教即ち天主教  
を奉じたり耶穌教はプロテスタントを云ひ天主教はカトリックを云ふなり此語而し  
て當時葡萄牙の法師等に由りて西班牙伊太利の法師等も印度に支那に傳  
道せられたるは即ち天主教にしてゼスウイト派ドミニカン派フラン  
シスカン派アツグスタン派の諸派なりけるが中にも盛に傳道の勢を  
張りたるは實にゼスウイト派にてありけり此四派は同じ天主教にて各自に其派の  
信徒を得るに熱心し其爲に軋機を生し現に我國に來りても傳道布教に關するの秘密を許くに  
ひて諷刺し互に其派が商客の貿易政界にも政府の植民地政策にも關係あるの秘密を許くに  
至れ此の薩摩の武士に安次郎と云へるものあり安次郎は薩摩の武士と云ふは且つ此  
語ならず其同僚を殺害し逮捕を遁れ葡萄牙船に匿れビントリの曲庇を  
得て印度に赴き葡萄牙領の首市たる歐亞に到りゼスウイト教會創立  
長老ザビエールに面會すザビエールは本名をフランシスアササビエールは安  
次郎に問ふに基督教の日本に傳道し得らるべきや否を以てす此時は安次  
郎は洗禮を受けて安次郎答へて曰く日本には從來佛教ありて行はると雖  
も碩德の名僧久しく世に出ざるを以て衆生の信仰心は漸く薄く成行

きぬ今日に於て名僧ありて傳道せば其宗教は必ず諸人の歸依する所  
 たるべし然れども日本人の心は口舌のみを以て動かし得べからず宜  
 しく名僧の躬行實踐を以て之を感動せしむべきのみ駐劄日本放英國公使  
 オールコックは此語  
 を評して千古不磨のサビエールは深く之を然りとしさらば日本に傳道す  
 べしと志を決し此前に葡國牙人は既に日本に渡來せん事を促したりき安次郎及び二人  
 の僧を具し滿刺加より支那船に乗りて日本に來り天文十八年を以て  
 鹿兒島に上陸して傳道に従事すること一年西史に據れば島津氏は南蠻貿易  
 を許したるなりと云へり平戸の貿易の盛なりと聞きて更に平戸に赴き又  
 更に改宗者を伴ひて海路博多馬關を経て周防の山口に着し此にて日  
 本商人の從者に姿を變へ艱難を嘗て漸く京都に達したり。京都にてサ  
 ビエールは傳道を試みたるに内亂の爲に京都は戦争の衝と成りたれ  
 ば耳を傾けて聴く者も無し、是に由てサビエールは再び平戸に歸りた  
 るに其時恰も滿刺加總督葡國より平戸領主松浦氏へ宛たる書翰及び  
 贈遺品の到達したりければサビエールは服裝を莊嚴にし許多の從者

を従がへて松浦氏に謁し傳道の許可を得て公に天主教法を説きたる  
 に平戸の重臣等を初として男女數百の改宗者を得たり、サビエールは  
 此方便を以て豊後に赴き大友氏の優遇を得て大に傳道の功を奏した  
 り斯て其後サビエールは天文二十年に日本を去りて  
 臥亞に歸りても無くして臥亞にて選化したり  
 天主教は傳道の緒に就けり豊後國主大友豊後入道宗麟は之に歸依し  
 て洗禮を受け切支丹に改宗したり切支丹は基督教徒の意なり初は吉利支丹と書きたる  
 禁教の頭より調伏の意を以て切支丹と書改めたり  
 大友の親戚たる有馬修理大夫肥前島原領主其姻戚たる大村丹後守肥前大村諸氏  
 も亦同じく切支丹に成たれば天主教の諸派は争ひて法師を日本に派  
 遣して傳道に従事せしめ貿易と布教とは互に聯絡して俱に其區域を  
 擴張し九州にては府内・臼杵・天草・宇土・大村・長崎・島原を根據として傳道  
 を各地に及ぼす程に厚薄多少はあれども西海道は切支丹尤盛の觀を  
 呈したり是よりして傳道は山陽の諸國に及びて畿内に達し天文廿二  
 年には京都に南蠻寺を建立して傳道する迄に至れり當時葡國牙傳道法師  
 所に據れば日本六十餘ヶ國中にて未だ天主教の行はれざるは畿内十四ヶ國のみ而して天主  
 教信徒の數は三百萬人以上に達すとあり此報道の考大に失するは論を俟たざれども復て天主

大友宗麟  
使節

當時天主教流布の速かに足れり且此天主教第一の信者たる切支丹の大友宗麟は其臣横田立佐を羅馬に遣したるが年天正九年を以て更に其外孫伊東義賢伊東左京大夫義益の子千々石清左衛門有馬修理大夫の子、大村丹後守の孫、大友宗麟の弟の孫にてマンシローと名乗れりを使節として隨行五名を附屬せしめ葡萄牙船に搭じて長崎を發し羅馬教王の許に發遣したり此使節一行は海上幾多の危難を凌ぎ媽港・滿刺加・臥亞を経て喜望峯を廻航し天正十年七月里斯本ポルトガルの國都に達し馬特得ポルトガルの國都を経て羅馬に着し教王に謁見の禮を行ひ到處に優待せられて再び里斯本に歸り海に航し天正十八年五月を以て長崎に歸着するを得たり而して此時を以て我國に於ける南蠻の切支丹傳道は通商と共に禁絶に遺ふの端を啓きたり

天主教の我國に傳道せられてより三十餘年其教法の習として偶像を拜するを禁ずるに依り大友宗麟は首として其領内の神社佛閣を破毀し神佛の偶像を焚捨て如何なる歴史あるも由緒あるも其保存を許さず是ぞ即ち信心歸依の確證なると傳道法師が獎勵し訓諭するまゝに凡

切支丹に  
改宗せよ  
との威迫

居牛

秀吉公の  
切支丹の  
禁止

を領主が切支丹たる所にては到處みな命令を以て嚴に之を實行し爾のみならず領内の人民を脅迫して其屋内の神棚佛壇を打破り神像佛像位牌等を盡く打捨て天主教に改宗すべし若し改宗を欲せざる者あらば三日を期して住所を立退き領外に立退べし改宗もせず立退もせざる者は容赦なく刑罰に行ふものなりと布達し威力を以て切支丹たるべしと脅迫し籠鞭拷問の酷辣手段を施したり之に由て怨嗟悲噪の聲は各地に聞え宛然地獄の實況を現したれば僧俗みな天主教を目前に邪宗門を以てするに至り其上に牛を屠りて彼輩が日々の食用に充る事は尤も世上に悪評を流布するの媒と成りぬ。關白秀吉公豊臣は此事を聞召て是は安からぬ事なり如何さまにも天主教傳道は捨置くべきに非ずとて乃ち天正十五年を以て長崎に在留せるセスウイット派傳道會長の者を葡萄牙傳道法師なり、此頃セスウイット派は長崎に傳道出張本部を建て居たるなり京都に召喚ありて何故に強て日本人に切支丹宗門を勧むる乎何故に我國法に背きて神社佛閣を破毀せしむる乎何故に耕作に必用なる牛を屠り殺して食用



いたす乎、何故に日本人を買取りて南蠻に連往く乎、此四ヶ條一々明白に相答へよと訊問に及ばしめられしに、傳道會長は一ツとして明白に辯解すること能はざりければ、秀吉公は扱こそ切支丹は邪宗門なれ汝等速に日本を立去り再び渡來いたす可からずと法師等には退去を命じ、凡そ日本國中に建設したる天主教堂は盡く破却すべしと令ぜられり此教堂中には佛舎を其儘に用ひたるもありきされども當時多事の折柄として此命令は勵行せらるゝ迄に到らざりけり。扱て秀吉公の訊問せしめられたる第四條に日本人を買取り南蠻へ連往き云々とあるは是又當時に於て輕視すべからざる一大問題なり、是より先に葡萄牙及び西班牙の商客等が九州の諸港に來りて商館を設け盛に貿易を營み實は貿易輸日本の金銀を輸出して利慾を貪る中に一輸出物を免め出したるは奴隷賣買なり、當時日本全州は二百餘年打續きたる内亂の結果として人民皆塗炭の苦に座するの想を爲し幸に今少しく干戈に遠ざかるが如くなれども東西の征討は未だ全く止めりと云ふにも非ず、中にも九州は各所の戦争に耕作を妨

げられ且は領主より苛酷の賦役を課せられ之を上納するの資力も概皆盡果て其生を聊かせざるの苦現に陥りたれば謬に云ふ飢に迫れば股を殺ぐの習ひ何にもあれ金錢に代るものあらば賣拂ひて眼前の急を凌がざる可からざるの状況たり、南蠻人等葡萄牙人等は此時期に際し日本の貧民を欺誘して其子弟を買取り之を媽港・馬刺加・馬尼拉の諸所に輸出し奴隷として賣渡したり當時日本人が東洋各地に赴きたるの多か而して其價の廉なるは他の黒奴の下に在りければ是が爲に一時は黒奴の價に非常の影響を與へたりと云へり、傳道法師の中にて心ある者は此事の罪惡たるを悲みて之を訓誡したれども商客等は此奴隷輸出の多利なるを喜びて更に聞入べき様も無し、而して其頃この商客中にて尤も不逞暴惡の輩は多く長崎に集り長崎は其巢窟と目せられたりければ此奴隷輸出は長崎實に其根據地と成りたり、是れ秀吉公の訊問を下されたる所以なり

此に長崎港の事を言はん、前にも叙べたる如く元龜元年に葡萄牙商船

風難に遭ひて西浦福田と云ふ所に漂着したる時に長崎の良港たるを  
檢知し來年よりは此港に來るべければ其用意あり度と領主長崎甚左  
衛門に堅く約し貿易を遂げて出帆したり、甚左衛門は大に悦び直に其  
由を大村丹後守に具申し大村の家臣友長某と議して町の地割を爲し  
高來・大村・平・戸島原等所々の商人を招寄せて家屋を建築し諸國より來  
るべき商人等の旅店をも取設け凡そ五六町の町を造りて待受たるに  
翌元龜二年の夏に至り約束に違はず南蠻船は媽港より二三艘打連れ  
貨物を積載て長崎に入津したり、是よりして長崎は南蠻人通商の定港  
と成り次第に商館をも設けたれば我方にても追々に移住する輩多く  
數年ならずして貿易の一要港たるに至れり。然るに天正の初めに至り  
天正五年長崎甚左衛門は軍資に差支へ大村と龍造寺の戦争葡萄牙人に謀り長崎  
の地を抵當として巨額の金を借入れ以て一時の急に投じたりしが其  
期限に到りて之を返濟せず餘りに迫られて甚左衛門は長崎を去り時  
津に退きて其督促を避けたり、葡萄牙人は之に由て大村丹後守に訴へ

甚左衛門へ貸たる金が我等の私金にてあらば兎も角も計ふべき次第  
も候はんが是はゼスウツト派教會の傳道資金にてあれば損失と相成  
ては宗門一昧に對して中譯なし此上は直に貸金を返辨あるか然らず  
ば長崎の土地を教會に渡さるゝか兩條の中に取極め玉はるべしと迫  
る、大村氏とても甚左衛門が爲に代償する程の餘裕は無くさりとて長  
崎の土地を教會に渡し與へんも有弊に爲し難き所なれば如何はずべ  
きと返答に差支へて月日を送るに、教會よりは益々大村に迫て已に事  
に及ばんとす、有馬修理大夫は此葛藤を聞及び有馬は前にも叙たる如く大村の親戚にて天主教の信者なり  
兩者の間に立て調停し遂に大村を説き、長崎を教會に渡し與へたりと  
て何條仔細の有るべきやとて遂に長崎の地を擧てゼスウツト教會の  
所領に渡したり、是よりして長崎は切支丹領と成たること數年かの傳  
道法師は何の憚る所も無く長崎に教堂を建て市中の政治を沙汰し頗  
る專横の處置を施したれば長崎市民は且は憤り且は嘆き如何にもし  
て長崎の地を南蠻人の手より取戻し度ものをと時機を俟たりけり。然

長崎を公領と爲す

るに天正十五年に至り秀吉公には薩摩征伐の事ありて牙營を筑前博多に進めらる、長崎市民の頭人等は時こそ來れとて相謀り打連て長崎を立ち秀吉公の牙營に參上して此由を懇訴す、秀吉公聞召て争てざる不筋の事のあるべき頭人等が讒訴にこそあれと急き大村に仰せて領地の御厨帳を召寄せられて檢案あるに、長崎南蠻切支丹領とは記したり、秀吉公は驚き玉ひて我日本の土地たる長崎をば伴天連どもに相渡し切支丹領に致す事不届の至なり早々取返すべしと嚴命ありて直に其趣を達せられ長崎を教會の手より取上げて更めて公領と定められ切支丹伴天連等の所業には心を許す可からずと着眼し玉へり伴天連は師父の職なり此長崎取上に付き教會へ返金の事は何に成たるか文書に明記せるを見當らず此時長崎市民も其事を早く出訴せずして剩へ伴天連支配と一人別に銀五分の過料を命せられしが頭人等の懇訴に由て免せられしと云へり此過料は返金の爲に命せられしものか或は云ふ此返金は教會と長崎頭人との間にて示談に及び市民は返り集金し年賦にて之を割拂ひたりと是は長崎故老の傳説なれども明記の文書は見當らず

扱も前叙の如く天正十五年を以て禁教の令を發せられたりと雖も天

印度總督への答書

布教を禁許し通商を許す

主教傳道法師即ち所謂伴天連等は更に戒飭する所なく我國人に對して益々暴慢無禮を極め其日本に止まれるもの百四十餘人長崎平戸島原天草の諸所に於て少しも憚らず傳道に従事したり。此に天正十八年に至り東洋傳道管長ワリヲナニセスウイットは葡葡牙法師派葡葡牙印度總督の使者と爲りて臥亞を發して長崎に到着し彼の羅馬より歸朝せる大友氏の使節二人を伴ひ盛に其行粧を飾り許多の贈品を携へて大坂に到り秀吉公に謁見して總督の書翰を奉呈し贈品を進献し傳道通商の兩條二つながら日本に於て安全ならん事を懇願す、秀吉公はワリヲナニを厚遇して大坂に滞留せしむること二ヶ月に涉りて後に總督への答書を與へられたり其趣意は、日本は神國なり神明佛陀の教を守りて國家は常に安泰なり然る天主教の伴天連等は切支丹宗門を弘めんが爲に日本の國法を紊亂し國家の障礙たるを以て其宗門を禁ずるなり但し通商の事は例に依りて之を繼續せしむると此方にて望む所なれば海陸とも其安全を保護すべきなりとありて明確に禁教と貿易との區別を

示し其命令の決して動かす可からざるを明にせしめられたり、されども傳道師等は尙反省する所なかりき

此に歐洲にては是より先に葡萄牙國皇<sup>カリスティヌス</sup>理<sup>カリスティヌス</sup>理<sup>カリスティヌス</sup>して嗣無し西班牙國皇<sup>フィリプ</sup>非<sup>フィリプ</sup>立<sup>フィリプ</sup>二世近親たるの故を以て其跡を續き葡萄牙國皇の位に即かせたれば西班牙葡萄牙の兩國は一君の併せて統御する所となれり○是れ一五八八年なり

て我天正八年なり

せり西班牙人は百計を運らして東洋に於ける葡萄牙人の商利を侵畧せんと謀り葡萄牙人は左はさせしと是も百方その防禦を爲すに怠なし。此に羅馬にては東洋傳道の事は専らゼスウヰット一派の專有に屬せしめドミニカンとフランシスカンの兩派は以來其傳道を停止すべしと教王より敕令を下されたりしかば此兩派がゼスウヰットに對するの嫉妬は西班牙が葡萄牙に對するの嫉妬と其情を同くして軋轢は益々其烈を加へたり。是に於ては文祿元年に西班牙の馬尼拉總督より使者を我國に發遣するに當りドミニカン派傳道師リアノは之に隨伴し來

馬尼拉總督の使者

りて秀吉公に名護屋に謁して俱に傳道通商の許可を請ふに際し一は葡萄牙商客等が貪戾無厭の無狀を舉證して之を日本より撥斥せしめ貿易の利益を西班牙の一手に專占せんと謀り其一はゼスウヰット派傳道師等が日本の禁令を憚らずして依然布教しつゝあるの事實を告げ以て秀吉公の意を邀へんと謀れり、果せる哉秀吉公は之を聽て赫怒し速に長崎のゼスウヰット教堂を破毀すべしと命せられたり、然れども西班牙使者も亦傳道通商に關しては二つながら要領を得ると能はずして我國を去り馬尼拉に歸るの海上難風に値ひて沈没せり、但しリアノ等は大胆にも我國に留りて傳道に従事したり。偕また馬尼拉總督は其使者の歸來らざるを以て文祿三年更に許多の贈品を整へ書翰を裁して使者を我國に來らしめ此度はフランシスカン派の師父<sup>パトリシオ</sup>ロドリゼス<sup>ロドリゼス</sup>リパテンヤラセ<sup>リパテンヤラセ</sup>ユスの三法師を隨伴せしめたり、此使者一行は長崎より京都に到りて秀吉公に謁し請願を陳べたるに、秀吉公は、通商貿易は西班牙國の商客にも許可すべし但し葡萄牙國の商客等が日本の法

秀吉公の答

令に背かざる以上は我に於て其通商を禁すべきの理由なし兩國とも  
平等に取扱ふべきなり次に宗教の事は我已に堅く切支丹を禁止した  
れば我國に於て復流布せしむるを許さず但し宗門は決して相弘めず  
と誓言するとあらば師父等が京都に滞在いたす程の事は之を差許す  
べしと答へられたり時に京都を奉行せる前田徳善院立以は素より天  
主教信者の一人なりければ此前より密にセスウツト派傳道師を保庇  
して便宜を與へ且つ太閤の意中を推知して之を漏し時機の到來する  
迄は極めて傳道事業を穩密にして其形跡を露はすと莫れと注意し此  
度も亦フランシスカン派のロトリゼス等に洛外の地を與へて安居せ  
しめ敢て信徒を集めて傳道することあるべからずと誡めたり然るを  
ロドリゼス等は太閤の命令にも従はず徳善院の誡をも用ひず其在住  
邸内に教堂を設け密に洛中洛外及び近郷近在の信徒を聚めて傳道を  
爲し且は諸人に對して傲慢無禮の舉動に及べり爾のみならず馬尼拉  
臥亞の各地に居たるドミニカン派アウグスタン派の法師等は此事を

傳へ聞て我國に渡來し政禁をも憚からずして各地に傳道し以てセス  
ウツト派と相軋し時ありては同派の間にて諍論を起し其驕慢暴戾に  
して我國民を凌辱し我國法を蔑如するの甚しきはセスウツト派の師  
父の右に出でたり是れ其頃秀吉公に昵近せる諸大名諸役人中に其宗  
徒の信者あるを恃みて戒慎する所なきが故にして大坂堺の諸所にま  
て教堂を設けて頻りに傳道の擴張を謀り以て西班牙の貿易を相互に  
扶助したり殊には彼ロドリゼスは才學に長け我國語にも熟達したり  
ければ秀吉公の愛顧を得て其通譯官と成り殿中に出入するを以て巧  
辯奇智を弄して其耳目を壅蔽し其信徒の諸大名諸役人と氣脈を通し  
公をして國內傳道の實情を知らしめざる數年の長きに及べり然るに  
慶長元年西班牙商船<sup>サンペドロ</sup>馬尼拉より新西班牙<sup>今の</sup>に航海の途上難風  
に遭ひて土佐の浦戸に漂着し其地の領主長曾我部宮内大輔に就て修  
復の許可を乞ひ進献品を備へて使人を京都に差出したり此使人は京  
都滞在中に不注意にも秀吉公の近臣の間に答へて、凡そ西班牙が他國

四傳  
班道  
牙法  
を以  
て先  
鋒と  
爲す

を征服して其所領と爲すの手段には先づ傳道法師を派遣して天主教を弘め信教を多く得たる上にて機會に乗して大兵を出し其地を侵畧す白露新西班牙の如きも此手段を以て西班牙の領土とは成したるなりと誇り顔に語りたり。又同時に増田右衛門尉が秀吉公の命を承りて浦戸に出張し「サンピリツ」號に臨檢せし時に是は此船が公の許可を待たず貨品を没收の爲に出張したるなりと云へり其船の航海長は坤輿圖航海圖等を示して西班牙領土の廣大なるを誇りたり増田は西班牙國が抑々如何なる方略を以て個様に新地を占領し得たる乎と問へば航海長は何の心も無く是を全く天主教傳道を以て先鋒と爲し其國の人心を收攬したる上にて兵力を以て征伐に及ぶの方略なると説き聞かせたり。以上の兩說符節を合はするが如くなれば秀吉公は之を聽たまひて國安の爲には禁教を勵行すること必要なれと其意念を固くせられたりと云へり是等の事情は於て所見なし其ら西史の載する所に従ふ

是等の事情よりして秀吉公には意を決して嚴命を下し凡そ京都大坂

切支丹  
連等  
を伴  
て磔  
に處  
す

堺の諸所に來住せる天主教各派の伴天連即ち傳道師等を逮捕して長崎に下し、此者ども呂宋即ち馬尼拉の使者なりと偽りて渡來いたし御禁制の切支丹宗門を弘めたる科に由り長崎に於て磔に行ふものなり御國人にて右の宗門に歸依する輩も同様たるべしと觸示し乃ち慶長元年十一月十五日と云ふに一五九七年二月五日フランシスカン派傳道師五人、ゼスウヰツト派傳道師三人、日本人改宗傳道師十三人、合せて二十五人を長崎に於て磔刑に處せられたり、是を禁教所刑の第一着手なりとす此報知の馬尼拉に達するや、馬尼拉總督は安からぬ事なりとて慶長二年に使者を我國に送り聘物呈書の禮を修めて太閤に謁せしめ(一)何故に傳道師を殺害せられたる乎其理由の説明を求め併せて其死體の引渡を請求する事(二)何故にサンピリツ號前年土佐の浦戸に漂着したる西班牙國商船の貨物を掠奪せしめられたる乎其説明を求むる事(三)以後西班牙船が風濤の難に遭て漂着の節には是に損害を加へざる様にと觸達しあるべき事を申立させたり。秀吉公は之を答へて(一)伴天連等を磔に掛けたるは我國

太閤の  
明答



に氣脈を通じ動もすれば其先鋒と成りて我國に進入し國法に背き神佛を蔑如し大に人心に逆らひて國家を案その恐あるを以て已を得ず之を禁止せしむるなり思ふに是れ切支丹宗門の本意には非ずして南蠻諸國の朝廷諸役人并に伴天連等が心得違ひなるべしと宣ひたり此事は公が常に西洋人に對して宣へる詞なりと云へり去れば公の希望は秀吉公の希望に同じく外國通商と外教傳道とを全く引分て通商を獨立せしめ一は之を嚴禁して我國安を保ち一は之を奨勵して國家の富強を進めんとの意見にてありき、但し公には斯まで思召したれども當時葡萄牙西班牙諸國の政畧は常に貿易と傳道と密接の聯絡を有したるが故に其事行はるべくもあらざりけり

此際葡萄牙人及び西班牙人が尤も望を屬したるは實に大坂に在り、彼輩は大坂なる天主教奉信の諸大名諸役人に親密の交際あるを以て家康公の意見の禁教に在るを知り又家康公の威權を挫折するに至らば傳道は貿易と俱に益々盛昌なるべきを豫期したり、彼等は、大坂と家康

大坂と切支丹

對外平和政畧

朝鮮琉球支那諸國と通交

公と相合はざるを知り早晚東西の間に戦争を起し雌雄を劍銃に決するの時あるを知りたれば大坂の望に従ひて兵器を輸送し及ぶ程の助力を密に爲したるに果せる哉關が原の一戦と成れり、此戦争は彼輩に取っては最も利害の關する所なれば大坂の勝利を切望したりけるに、却て東軍の捷に歸し家康公は日本全國に政令を行ふの實權を有し將軍に成られたれば大に其望を失ひ貿易も亦傳道の禁止と俱に衰亡に到るべきを憂ひたり、然れども家康公の禁教政令は未だ激烈なるに至らざりけり

家康公は對外平和を目的とし、先づ朝鮮に關しては對馬の宗氏に命じ戦後の葛藤を解かしめて修交を新にし慶長十年を以て朝鮮聘禮使を伏見城に引見して兩國の交際を永遠に懇篤ならしむるの基礎を建られたり朝鮮の聘禮に此琉球は島津氏の監督の下に任せられたるが慶長十五年に至り琉球國王尙寧は島津氏に導かれて駿府駿府城に居して及び江戸に來りて謁見の禮を行へり琉球人等支那の商船は永祿年間より九



7  
グロニモ

州海岸の諸所に來りて密に貿易し我商船も亦支那の南岸に密渡したりけるが慶長十二年に至りて初て長崎に渡來し通商貿易の許可を請ひたりければ家康公は直に之を許可し尋て書翰を江浙總督に送り足利氏の故例に依り勘合船の制を舊に復せん事を議せしめられたり。其外安南、暹羅、東京、東埔、暹、および馬尼拉、媽港の諸國諸港へ商船の往來を許し管に彼國の來船のみならず御朱印船幕府の許可を得たる船の彼地に渡航する事をも許されたり、而して和蘭、英吉利兩國の通商を許可したるも此時にてありけり

此にグロニモと云へる傳道師あり、曩に慶長元年伴天連誅戮の難を逃れて潜伏したりけるが秀吉公の薨後に伏見に來り家康公に謁し其間に應じて海外の形勢及び宗教の事情を語り日本の爲に謀るには宜しく西班牙國皇及び新西班牙、白露、馬尼拉の總督等に音信を通じ日西兩國間の貿易を盛にして日本を利益するの長計を立らるべしと説きたり、公は大に其説を然として西班牙商船に保護を與へ尋て慶長七年に

馬尼拉に遣はるる使者を  
馬尼拉に遣はるる使者を  
馬尼拉に遣はるる使者を  
馬尼拉に遣はるる使者を

使者を馬尼拉に發派し此使者をカピテンシキローと記せり書翰を馬尼拉總督に送り(一)日本西班牙兩國の貿易を盛大ならしめんが爲に西班牙商船の關東の港津に來るを許さるべき事(二)日本と新西班牙との間に貿易を開く爲に日本は南蠻式の大船を造るを以て必要なりとす之に由て馬尼拉總督は造船工師を日本に送らるべき事(三)貿易の用に供する爲に日本は金銀の採掘を盛にするを要す馬尼拉總督は採鑛冶金工師を日本に送らるべき事(四)切支丹宗門と雖も其伴天連等が傳道する所にして日本の國法に背かざる限りは日本に於て敢て之を差止めざるべき事を告げしめらる。馬尼拉總督は此書翰を得て其一三四の條項は尤も冀望する所なれども造船工師を送りて日本に堅牢の大船を有せしむること西班牙の利益に非ずと狭量にも思惟して、此事西班牙國皇に奏問して裁可を得るに非ざれば確答を爲すと能はずと答へ厚く使者を犒ひて歸國せしめたり此使者は歸朝の海上難風に遭ひて船と共に沈没せり家康公は其使者が三年を経て歸來らざるを以て更にグロニモを馬尼拉に遣はさる、グロニモは馬尼拉に達



家康公の答

せらる。ルドリゴは此好機を得て乃ち本多上野介純正を介して請願書を公に呈したり、其要領は(一)日本西班牙兩國の君主及び其臣民の間に於ける和親を永遠に繼續すべき事(二)日本在留の西班牙人等は其住宅の内に禮拜堂を設け自分等限り其宗教を奉ずるに付きては日本より之を妨害せられざる事(三)和蘭人等は西班牙の叛敵にして海賊に類する輩なれば宜く日本への渡來を禁して退去を命ぜらるべき事と云ふに在り。公は上野介をしてルドリゴに答へしめて曰く第一條は此方に於ても素より望む所なり第二條は西班牙人が日本人を其宗門に引入れざるに於ては強て之を禁止せざるべし第三條は已に和蘭人に商船渡來の許可を與へたる上は和蘭人が日本の國法に背かざる限りは之を禁止すべきに非ずと斯くは明白に達せられたり。同時に公はルドリゴに言はしめて曰く兼て安針に命じて安針とは是より先に漂着したる英國人カイ造らせたる南蠻形船船洋式を以て今度漂着の西班牙人等を新西班牙へ護送せしめんと思ふなり依て西班牙より水手五十人を差越さるゝ様に其

ルドリゴは和蘭人等と交渉し、和蘭人の事を行はざらん

和蘭國の獨立

方歸國の上は直に西班牙國王へ奏問を遂げ取計ふべしと斯は請求せしめられたり、ルドリゴは謹承の旨を對へて暇を請ひ長崎に到りて姑く滞在し更に行装を整へて再び駿府に來り頻に讒奏を試みたれども和蘭人放逐の計は行はれざりければ家康公の書翰と西班牙國王非立三贈遺品とを請取り慶長十五年に長崎を發して歸國したりけり此に和蘭の事を言はんは、和蘭は原は獨逸の一部なりけるが中世より獨立して専ら航海貿易の業を勉めたり一、四七八年我文明日耳曼帝の統御する所と爲り尋て日耳曼帝室と西班牙皇室との合同に由り一五〇七年我永正以來西班牙皇の所領と定まり監國の羈絆に苦しむこと數十年、新教所謂耶蘇教の興るに及び和蘭國民は西班牙皇の禁令を奉せず皆新教に歸依して西班牙に叛き戰爭數年に涉り一五九九年我慶長に至りて遂に獨立の實を全くしたり、當時和蘭國民は西班牙葡萄牙が洋の東西に新地を占領し貿易の利を專にするを觀て軍艦を造り遠征を爲し以て其利を分取するの策を講じ、一五九四年文祿には南洋に埠頭を設けて

四〇  
葡萄牙人の利を分ち、一五九八年<sup>三年長</sup>には東洋に於ける葡萄牙及び西  
班牙の領地を侵畧し、一五九九年<sup>四年長</sup>には東印度商會を設立し、一六〇  
四年<sup>九年長</sup>には印度を占領して其有と爲し盛に東洋貿易を其勢力圏内  
に收むるを事とせり。されば和蘭の西班牙に於ける西班牙よりして之  
を視れば本國に於ては叛亂の國民たり宗教に於ては犯禁の法敵たり  
航海貿易新領土に於ては取て我に代はるの寇敵たり況や從來獨占と  
信したる日本貿易の黄金窟も亦和蘭の爲に侵畧せらるゝの危機に瀕  
するに於てをや馬尼拉總督及び其使人等が極力これを仇敵として家  
康公に讒奏し日本より排斥せんと望みたるも其故なきに非ざりしな  
り

和蘭に續いて其勢力を東洋に展したるは英吉利なり、英吉利は一五三  
〇年<sup>三年長</sup>始めて亞米利加に通商を開きてより益々航海貿易のところに  
力を注ぎ西班牙が占領せる新地を侵略するの計を運らし一五八八年<sup>六年長</sup>  
に戦ひて西班牙の大艦隊を破り其勢に乗じて印度に通商し一

六〇〇年<sup>五年長</sup>東印度商會を設立し一六一三年<sup>八年長</sup>始めて支那の諸港  
に商館を建て頻に貿易の區域を擴めたり然れとも當時に於ては未だ  
和蘭の隆盛なるに及ばざりけり。要するに支那印度及び日本の貿易は  
葡萄牙その先鞭を著け獨占の利を得たるに西班牙の爲に其一分を蠶  
食せられ尋て慶長の初年よりして此兩國共に和蘭の爲に侵蝕せられ  
尋て又英國の爲に侵畧せられ新陳代謝の時運に歩を運びつゝありし  
なり

和蘭は日本に通商すべしとて慶長三年に五隻の船隊を編制し貨物を  
搭載して開帆し途を大西洋に取り米洲の南角を廻りて太平洋を渡り  
漸く日本の東海に近づくに當りて數回の暴風に遭ひて難破の禍に罹  
り五隻の内にてシャッテ一號一隻のみ僅に沈没の厄を免れ慶長五年の  
春を以て豊後の海岸に漂著するを得たり<sup>津波に漂着したりと</sup>船員みな疲憊  
して起つと能はず事を執るもの纒に五人に過ぎず、豊後の領主は厚く  
之を慰撫し直に此事を家康公に具申したり<sup>時に公は伏見</sup>我國に來住せ

る葡萄牙の商客および天主教の傳道師等は和蘭の法敵たり商敵たるの故を以て口を極めて之を譏誣し和蘭人は海賊なりと譏誣するに至る、和蘭人等は我國の言語には通せず國情は詳にせず殊に諸事葡萄牙人の通辯を介して應答するを以て唯、座して死を待つの外に覺悟はあらざりけり、然るに家康公の沙汰として其和蘭人中に物に心得たるもの二三人大坂に來るべしとありしかば其船の安針安針は按針にて即ち羅針を按じて船を進退する云ふなり、ウイリヤム、アイダムスは英國水手長ヤヨンスと俱に大坂に來り貨物を献じて公に謁し、和蘭國は通商の許可を請願せんが爲に五隻の船を出し海上云々の事狀を陳述す、時にゲロニモ葡萄牙傳道師は公の通譯官と爲りて侍座し和蘭人を譏奏したれども公は更に欺惑せらるゝ事なく徐にアイダムスの陳述を聞かせられて後に彼の豊後に繫泊せる和蘭船を泉州堺の津に來らしめ尋て相州浦賀に廻航せしめアイダムスヤヨンスの兩人へは各、江戸に於て邸宅を賜ひアイダムスの邸宅は今の按針町ヤヨンスの邸宅は今の八代と洲町へり時々召して海外の事情を聞かせたり、中にもアイダムスは才學

アイダムス造船

和蘭商館を平戸に設く

和蘭使者スベック

ありて造船の事をも心得たれば公の知遇を辱くし三浦安針と姓名を賜ひ和州三浦郷にて二百石命を奉して南蠻形船洋式五艘まで造り出した前にも叙たる如く公は慶長七年より造船工師招聘の事を屢、馬尼拉總督に依頼せられしり、も之を得るを得ざりければアイダムスに由りて造船の緒に就く事を得玉ひしなり、値し造船の事は慶長九年より十二年に渉れる間的事なるへしと思はる、其後和蘭は東洋貿易を擴張するの議を決し慶長十三年に武裝商船十三隻の船隊を編制しフルホーヘン之を指揮して開帆したるに大西洋にて颶風に遭て離散し同十四年の夏を以て平戸に到着したるは纔にロードリオンとグリッヒンの二隻のみなり、此二隻の船長は平戸領主松浦氏の厚意に由りて使者を江戸に送り方物を家康公に進献して謁見の禮を行ひ和蘭國王の名稱を以て國書を呈し通商の許可を請ひたるに、公は許諾の返翰を使者に與へらる、七月四年是に由て船長等は始めて和蘭商館を平戸に設け代表者を留置て出帆したり、同十六年の夏和蘭商船フランク號は貨物を搭載して平戸に入津しスベックス正使と爲りセーゲルスン副使と爲りて平戸を發し陸路大坂京都を経て駿府に達したり、時に西班牙前任馬尼拉總



けり此後元和九年に至り英商監督ニコラスは日本貿易の

○第四章 家康公の貿易奨励

貿易を奨励す 蝦夷地法度 朝鮮國王へ返翰 廣東商船 御朱印 明商周  
性如御朱印 勅令を求むる書 朝鮮國王へ返翰 五和御朱印 貿易に關する  
訓令 彼地の處分に任せたる理 山治 外法 權を許したる理 海外在住の公 翌日後  
人か彼地の處分に任せたる理 山治 外法 權を許したる理 海外在住の公 翌日後  
平戸の連に關する訓令 長崎 貿易を制限す

家康公は一方に於て天主教の傳道を禁せられたるに拘らず 禁制は豊太  
葡國の方針を繼ぎ其行爲を以て法に違背し人心を誘惑するを憂ひての故たり且つ論なれども  
の戦後及び諸士中少からざりしを以て禁教師等の氣脈を通せざりし教を奉ずるもの治世中は刑  
戮甚きに至り一方に於ては開國の政策を執りて貿易を奨励し通商を保護  
し善く外人を待遇して海外の事情を聴き地圖を得て萬國の形勢を知  
るに從ひ 初て萬國地圖を得玉ひしは慶長十六年葡國より進献の世界地圖屏風が始  
り造船製銃採鑛冶金其他の工業技術に關して廣く智識を海外に求む  
るは公の望たると疑ふべくもあらず是故に公が海外諸國に對する其

貿易を奨  
励す

蝦夷地法  
度

貿易を保護せられたる跡は當時の文書に歴然たり左に其二三を舉  
示すべし

慶長九年正月二日松前志摩守へ下されたる蝦夷地法度の御黒印 御軍印とは  
をの花押に云く

- 一 諸國より松前へ出入の者共志摩守へ相断らず夷人と(蝦夷)直商賣仕  
候儀は曲事たるべき事
  - 一 志摩守へ理り無く渡海せしめ賣買仕候者は急度言上せらる可き事  
附り夷の儀は何方へ往候とも夷次第たるべき事
  - 一 夷人へ對し非分を申懸るもの堅く停止の事
- 右條々若し違背の輩に於ては嚴科に處す可きものなり仍て如件  
慶長十二年五月秀忠公より朝鮮國王へ遣はされたる御返翰(秀忠公の署名な  
他の文書とては勿論なり)中に云く原文は漢

朝鮮國王  
へ返翰

夫我邦ノ貴國ニ於ケル隣盟ヲ結ブモノ從テ來ル所太ダ久シ今ヤ舊  
交ヲ修メント要ム敝邦モ亦何ゾ疎意ヲ存センヤ勞利ノ交ハ古人ノ

第四章 家康公の貿易奨励

蓋ル所唯宜ク信義ヲ以テ心ト爲スベキナリ……  
同十五年七月長崎奉行を經由して明國廣東の商船に下されたる御朱印  
に云く原文は漢文なり

廣東府之商船日本ニ到着セバ何レノ國々島々浦々ト雖モ商主ノ心  
ニ任セ市場賣買ノ利ヲ得ベシ奸謀之輩狂暴不義之者ノ若キハ商主  
ノ訴ニ從ヒ忽ニ斬罪ニ處スベシ日本ノ諸人宜ク承知スベシ敢テ違  
失スル勿レ

時ニ慶長十五年庚戌孟秋日

(御朱印)

西洋唐人

明商周性  
如御朱印

同年十月二日應天府の明商周性如に下されたる御朱印に云く原文は漢文なり  
應天府ノ周性如商船日本ニ來ル時ハ何レノ浦々津々ニ着到スト漢  
モ守護ヲ加ヘ長崎ニ達スベシ諸人宜ク承知スベシ若シ此旨ニ背キ  
不義ニ及ブ者ハ罪科ニ處スベキモノ也  
慶長十五年庚戌十二月十六日

勘合を求  
むる書

(御朱印)

周性如

同年周性如が駿府にて家康公に謁せし時に公は本多上野介に命じ福  
建道總督に書翰を送りて勘合を求むべき旨を通じ之を周性如に交付  
せしめられたり上野介の書翰に云く原文は漢文なり

我日本國主源家康國ヲ一統シ諸島ヲ撫育ス文武ヲ左右ニ  
シ綱常ヲ經緯ス……其化ノ及ブ所ハ朝鮮入貢シ琉球臣ト稱シ安  
南交趾占城暹羅呂宋西洋東埔塞等蠻夷之君長酋帥各書ヲ上リ寶ヲ  
輸セザル無シ是ニ由テ益中華ヲ慕ヒ平和ヲ求ムルノ意ハ懷ニ忘ル  
ハコト無シ今茲應天府周性如ト云ヘル者適五島ニ來リ乃チ上國ニ  
詣ル因テ此事ニ及フモ亦幸ナラズヤ明歲福建商船我邦ニ來ラバ期  
スルニ長崎港ヲ以テ湊泊ノ所ト爲シ彼商主ノ意ニ隨テ有無ヲ交易  
シ大關市ヲ開クコト豈ニ國之利ニ非ズヤ期スル所ハ此ニ在ル耳其  
來ル比ニ亦大明天子之旨ヲ承ク以テ勘合之符ヲ賜ハラバ則チ必ズ  
我邦ヨリ使船ヲ遣シ以來秋之番風ニテ其帆ヲ西ニセバ何ノ疑アラ

第四章 家康公の貿易獎勵



哉符來ルニ及バ、我ハ只大使船一隻ノミヲ遣テ其信ヲ明ニセン也  
若シ餘船ノ我印書ナクシテ到ル者ハ我ガ遣ス所ニ非ザル也乃是レ  
寇賊奸宄島嶼ニ伏竄シテ中夏之地境ヲ猎スルノ類ナリ須ク刑法ア  
ルベシ若又我商船ノ諸蠻ニ往還スルモノ風浪ノ難ニ因テ中華ノ海  
面ニ繫纜スルモノアノバ則チ薪水之惠何ノ賜カ之ニ如ンヤ……  
歲舍庚戌冬十六日

(御朱印)

日本國臣上野介藤原正純呈書

福建道總督軍務都察院都御史所

同十六年九月初九日媽港政廳の請に由りて下されたる御朱印に云く

日本人天川の津に船を寄せしむるに付て其所迷惑に候由尤に候其  
儀に於ては堅く停止せしめ了ぬ若この旨を背くに於ては其地の法  
度の如く成敗を致すべきもの也

同年九月五日即ち下されたる御朱印に云く

黒船來朝之儀異議ある可からず賣買法度以下前規の如く相違なか

天川御朱印

五和御朱印

るべきもの也

黒船とは外國船の稱なり其船體を黒く塗たるを以て黒船と呼たるなり

貿易に關する訓令

同時貿易に關して諸大名への下知狀に云く

急度申入候此度南蠻人ども日本の津々浦々に於て商賣すべきの由

下知可申旨上意に候

一南蠻人に對し下々狼藉無之様可被仰付事

一御領分へ罷り着き候はゞ海陸何地にても案内者を相添られ次々ま  
で御達し可有之事

一黒船を繋ぎ申す湊を見付け申すに付て小舟入用の由を申候はゞ仰  
付られ御借し可被成候事右何れも油斷なき事尤に存候恐々謹言

慶長十六年  
亥九月十五日

老中連署 青山安藤  
酒井本多

同十七年和蘭へ下されたる御朱印に云く

阿蘭陀船日本へ渡海の節何れの浦々に着岸すと雖も相違ある可か  
らず候向後此旨を守り異議なく往來いたすべし聊か疎意あるまじ

和蘭御朱印

第四章 家康公の貿易奨励

き者なり仍如件

慶長十七年七月廿五日 (御朱印)

同十八年八月二日英吉利へ下されたる御朱印是を假名書の御朱印と云ふに云く

いざりすより日本へ今度初めて渡海の船商賣方の儀相違なく仕る可く候渡海に付ては諸役免除せしむべき事

一船中荷物の儀は用次第目録にて召寄すべき事

一日本の内何れの港へなりとも着岸相違あるべからず若し難風に逢ひ帆掛を絶へ何れの浦へ寄り候とも異議あるまじき事

一江戸に於て望の所に屋敷を遣すべく候間家を立て居住いたし商賣を仕るべく候歸國の節は何時にてもいざりす人の心に任すべく申付け候立置候家はいざりす人の儘たるべき事

一日本の内にていざりす人病死など仕り候はゞ其者の荷物は相違なく遣すべき事

一荷物おしがひ狼籍仕るまじき事

いざりす人にいたずら者これあるに於ては罪の輕重に依りいざりすの大將次第申付べき事  
右如件

慶長十八年八月廿五日 (御朱印) いんぎりていら

同年秋家康公より馬尼拉總督へ遣はされたる書翰に云く原文は

我邦ノ商士其地ニ於テ非法アラバ國政ニ任セテ其沙汰アルベシ彌々商船ノ往來ハ互ニ隔礙アルベカラズ……

同時本多上野介が公の命に依りて馬尼拉總督の執事に送りたる書翰に云く原文は

……本朝ノ商士貴域ニ於テ非法アラバ國政ニ任セテ追却アルベシ乃是吾國主之志也……

此他當時の外國通商に關せる文書にして今日に留存するものに徴すれば家康公の外交に於ける常に宗教と貿易とを區劃して通商を奨励せらるゝに在りしは疑も無き事實なりき

海外在住の日本人に  
對する地方自治  
の責任を  
負せしむる  
由

其頃葡萄牙・西班牙・和蘭・英吉利の商客等は前叙の如く概皆冒險者流に  
て劍銃と算盤とを左右にして横行せる輩なれば動もすれば鬪争掠奪  
の舉動に涉り地方官をして其鎮壓制御に苦しましむると多かりき、我  
國の商客とても亦其如く西海諸國の浪人等若くは氣慨ある町人等は  
南蠻船渡來よりして追々彼地に押渡り寧波・廈門・廣東・媽港・臺灣・馬尼拉・  
交趾・安南・東京・暹羅の諸所に往來し或は商館を設け或は居留の地を占  
め市街ありしと云ひ傳へたり貿易を營みたるが鬪争殺伐の事に於ては争て  
か其地の土人若くは洋人に一步を譲るべき一言違へば忽ちに争論と  
成り腕力に訴ふるの風なれば喧騒絶ること無く爾のみならず時として  
外國の紛争あるに會へば其一方に左袒して援兵と爲り時としては其  
備兵と成り又時としては奴隸と成りて彼地に困厄せる日本人を煽動  
して争亂を起す事どもありけり慶長四年日本船が馬尼拉海上にて支那船を掠奪  
して西班牙軍艦に追撃せられしが如き 同十年日本船が馬尼拉にて支那船を掠奪  
其捕虜と成たるが如き 同時に山田仁左衛門か暹羅に於て兵を擧たるが如き 政廳に反抗して  
外人が馬尼拉にて葡萄牙和蘭人の鬪争に加はりて逆たるは諸君に散見す蓋し日本人が海され

治外法權  
を許した  
る理由

ば外國交通の頻繁を加ふるに從ひて海外在住の日本人の行爲に關し  
て其地の政廳より訴ふる所も亦頻繁を加へ當に其煩累に堪へざる而已  
ならず之を制御するの法も實際に行はれ難ければ其爲に外國との和  
親貿易を障礙するに至らん事を慮りて家康は止を得ず若し斯る輩あ  
らば其地の法度に從ひて處置すべしと達せられたるもの歟然ば則ち  
公が慶長十四年を以て西國諸大名の軍船五百石以上のものを幕府に  
收公せしめられしも敢て大坂の備ふる爲のみに非ず幾分か外國關係  
の葛藤を慮られての故かとも追想せらるゝなり  
外國人の我國に來住する者にして犯罪あれば當初は我が國法を以て  
之を處分したり時として彼國人の重立たるものなり然るに慶長十八年の御朱  
印以來は彼國の處置に任せ恰も治外法權の實を許諾したるが如し然  
れども是亦便宜の上より彼に任せたるにて敢て彼の提議に讓歩した  
るには非ず其証は外國傳道法師等を我が國法を以て嚴  
刑に處したると其後とも其事ありけり要するに當時の事は今  
日の常經を以て之を律すべからず公の舉措は寬嚴ともに其事情に應

家康公  
後天連  
訓に關する

むて伸縮せられたるもの歟  
 慶長の末に於ける外國貿易の盛なる既に慶長十八年に長崎に入港し  
 たる外國船は百廿餘隻に及びりと注したり支那商船も此長崎に續きて  
 平戸鹿兒島堺等みな貿易市場の盛昌を見て是より益々發達すべきの  
 勢なりけるに元和二年に家康公薨じ玉ひしより一頓挫を來たし天主  
 教に關聯して幕府は諸大名に左の下知を與へたり  
 急度申入候伴天連門徒の儀堅く御停止の旨先年 相國様家康公云ふ仰出  
 され候上は下々百姓以下に至るまで彼宗門無之様に念入らるべく  
 候將又黒船いざりす船の儀は右の宗跡に候間御領分に着岸候とも  
 長崎平戸へ遣はさるべく御領内にて商賈不仕様尤に候此旨上意に  
 依り如此候恐々  
 元和二年 八月廿日  
 老中連署 安井 土井 本多  
 追て唐船の儀は何方へ着き候とも船主次第賣買可仕旨 仰出され  
 候

長崎平戸  
兩港に  
限る貿易  
の制に

又云く松浦肥後守へ  
 急度申入候阿蘭陀平戸に於て前々の如く加比丹次第に商賣いたし  
 候様なさるべく候申すに及ばず候へども伴天連の法を弘めざる様  
 に仰付らるべく候恐惶謹言  
(元和二年) 八月廿三日  
 老中連署 土井 板倉 安藤 本多  
 尚又京都堺の商人も其地へ下さるべく候間相對商賣いたし候様尤  
 に候  
 斯て葡萄牙・西班牙・和蘭・英吉利四ヶ國の貿易は長崎と平戸の兩港に限  
 られ支那商船は此制其他の諸港は實際に於ては閉鎖せられたり而して  
 長崎は此前よりして尤も繁榮し此に至りて益々隆運に向へるが如く  
 なれども全躰より云へば外國貿易は家康公の薨去と俱に日已に午を  
 過たるの状況なりけり

第五章 家康公の禁教事由

第五章 家康公の禁教事由

家康公の禁教 天主教徒の流罪 島原通商と傳道の分離は行はれず 伴天連と居牛は禁制 天主教の密書 和蘭御忠節 陰謀露顯 有馬左衛門佐移封の事由

此に家康公治世の間に於ける禁教の事を言はんには、既に前叙の如く豊太閣薨後は天主教の禁令も漸く弛みたりければ京都大坂堺を首として傳道は畿内の各地に行はれ大坂の諸大名諸役人にも其奉信者ありて傳道根據地たる長崎大村島原天艸の諸方に氣脈を通じ復憚る所なきに至れり。關原の一戰にて政權全く徳川氏に歸したれば家康公は乃ち慶長六年を以て大村有馬の兩氏に命じて其領内の天主教堂を取毀たしめ、同七年には薩摩肥後の諸國並に畿内關東に禁教令を布かしめられたり、然れども當時大村有馬の諸氏は天主教を奉ずるの人にして其他の大名役人にも亦其宗徒ありければ禁令も十分に行はれさりけり。されども公が禁教の決心は斯る障礙の爲に阻止せらるべきに非ず公は馬尼拉・媽港・滿刺加等の政廳に書を送り、日本國に於ては切支丹宗門を嚴禁するなりと告知し、長崎平戸の諸港に來住の外國人に懇諭し

家康の禁教

通商と傳道の分離は行はれず

伴天連と居牛は禁制

て此禁令に背くこと莫らしめんと望み以て宗教の爲に貿易を妨るの惡果を豫防するに專意なりしも、奈何せん當時葡萄牙西班牙諸國の東洋經營たる商客と傳道師とを結托して事に從はしむるの政畧に出たるなれば到底傳道と通商とを分離し其一を禁して其一を奨むるの望は行はるべきに非ずと雖も、家康公は尙其操縦を巧にして之を實行し遂げんと計畫せられたり。然るに葡萄牙西班牙が日本に對するや猶他の新檢出地に於けるが如く傳道を利器として占領の目的を謀るの狀ありて往々其形跡に露はるゝものありければ、公は今猶豫すべきに非ずとて慶長十六年六月を以て諸大名に禁令を布告したり、其條中に云く

- 一 伴天連門徒は御禁制なり若し違背の族あらば忽に其科を通る可からざる事
  - 一 牛を殺すと御禁制なり自然殺す者は一切賣る可からざる事
- 同時に有馬左衛門佐純直をして淨土宗の僧侶を伴ひ其領地島原に於て

天主教徒  
流罪

島原にて  
酷刑の處

轉宗ころ  
び

佛教を獎勵し以て天主教を撲滅するの方針を執らしめたり長崎に諸宗時に始まるも此此時に當り日本全國の天主教徒三十萬人餘と數へたれば之を撲滅するは容易の事に非ざるなり、家康公は慶長十七年板倉伊賀守勝重、京都に命じ京都の天主教寺院教堂を悉く破却し諸國をして皆此例に倣はしめ、同十九年には高山右近友、小西飛騨、安加賀山、華人、等百餘人みな天主教にして轉宗を天主教を棄て佛教に轉歸するを云ふ當時是をころぶと唱へたるなり望まざるを以て悉く捕へて長崎より船に乘せ媽港に配流し其殘黨七十餘人を奥州外ヶ濱に流したり、然れども天主教徒け之を目撃するも更に恐怖の色も無く改悛の心も無かりければ島原の新領主松倉豊後守は是は有馬左衛門左の前に移封と成りたれば其地の天主教徒を遇する極めて殘酷にして轉宗を肯ぜざるものは之を呵責し磔刑斬罪に處して假借する所なし、是を手初として長崎堺其他の諸所にも天主教堂を毀ち其教徒を捕へて轉宗を迫り轉ぶと云へば之を許し轉ばずと云へば之を刑罰に處して其苛刻を極むる恰も往年其地の領主等が人民を脅かして佛徒よ

母呂より  
密書  
葡葡へ

り天主教に轉宗せしめたりし時と一般なれば、其老年の輩には幼時に在りては、此呵責を受けて天主教に轉び今また老年に及びては同じ呵責を受けて佛教に轉ぶの苦現に會ふと悲嘆するものもありたり、歐人等が第十七世紀の初に於ける日本禁教の殺戮と謂へるは即ち此時よりの事を云ふなり、而して此時は前叙の如く恰も公が通商に關して最も其發達を勸奨せられたる時にてありけり

前叙の如く彼の南蠻伴天連等葡葡、牙、西、班、等諸國は我國の法令國風を蔑如して官府の政令に従はず常に官吏庶民に對して暴慢無禮を極め剩へに歸依する輩も亦往々此風習に感染し宗門の爲には反抗するを厭はず寧ろ禁裏幕府の命に背くも羅馬の教令に背く可からずと心得違ふものもあり、既に和蘭國の巡洋艦が是より先に喜望峰近海にて葡萄牙商船一隻を捕獲したる事あり慶長十四五年頃此商船は日本を發して葡京里斯本に歸航する途に在りけるが其船中には長崎住民母呂某と云

へる者より葡萄牙國皇に呈する密書を齎したりて母呂は天主教熱心の宗徒に  
 友なりと云ふ其密書の要領は九州其他の地方に在る天主教徒は葡萄牙國に  
 力を費せて現政府を顛覆し日本全國を天主教國と爲さんと望むなり  
 其機會は今や正に熟するを以て葡萄牙國王は豫め約束の軍艦兵士を  
 日本に差送り玉はるべし此儀我等が宗門の本山たる羅馬教王の聖慮  
 に適ひ御稱美の上意を蒙らば満足に候べしと記して一味同心の大名  
 武士の交名を書添たり和蘭人は此密書を奪取り慶長十六年を以て之  
 を幕府に呈したり後に至るまで和蘭臣節と幕府是と前後に我國の天主教徒より媽港の葡萄牙政廳に送れる密書を海上にて和蘭人これを取  
 徒より媽港の葡萄牙政廳に送れる密書を海上にて和蘭人これを取  
 りて松浦氏に差出し長崎奉行を經由して幕府に呈したり幕府にては  
 此兩様の密書を参照して陰謀の證跡を明白に知得たれば大久保石見守八年に死去して後に其家宅を搜索し外國に關係の陰謀密書を発見したりとあるも或は是等の關係にてありける歟幕府は母呂を召捕へて糺  
 問し之を極刑に處したり  
 肥前島原城主有馬修理太夫晴信天主教の奉信者は慶長十七年三月罪を蒙りて甲

和蘭御忠節

陰謀露顯

有馬左衛門の事由

斐國谷村に配流せられて同年四切腹を命せられ其子左衛門佐直に島  
 原を賜ひしが同十九年更に日向國延岡に移封と成る其事由に付ては  
 諸説一ならずと雖も修理大夫の切腹は切支丹の謀叛に一味の故なり  
 と記し左衛門佐は之に與らずと雖とも島原は切支丹の巢窟にて其家  
 來及び領民に彼宗徒の者の多きに由て移封せられたるなりと云へり  
 其諺を免れたるは左衛門佐が家康公の孫女に配したるが故なりとも記したり又この移封の  
 時に天主教を奉ずる家來の中には島原を離れ延岡に移る事な否みて涙人したるものも多  
 へりと云 而して家康公は元和元年を以て山口但馬守友直間宮權左衛門治伊を  
 島原に遣はして宗徒の搜索を行はしめ尋て島原を松倉豊後守政直に賜  
 はりたれば豊後守は禁教の意を昧し幕府の望に適はんが爲に特に之  
 を勵行して苛刻の處置に涉りたり此後年島原救匪の亂は

○第六章 鎖國斷行の事情

西班才通商禁止 英吉利人平戸の商館を閉づ 江戸海防衛 火刑 切支丹處分  
 及貿易に關する訓令 奉書船の外は海外渡航を禁ず 伴天連訴人褒美  
 貿易規程 白糸刺符の起原 糸刺符の特權 奉書船 日本船の外航を禁

第六章 鎖國斷行の事情

四班牙通商禁止

英吉利人平戸の商館を閉づ

外國に通商して貿易を盛ならしむ素より其利なきに非ず然れども貿易の利と宗教の害とを比較すれば其輕重は日を同くして論ず可からず故に貿易を制限して其利を減少するの患あるとも宗教の害を除きて國安を保つの大事は替へ難しと決したるは是れ將軍家秀忠公及び閣老等の意見なり是に由て秀忠公就職の初に前叙の如く葡萄牙・西班牙・和蘭・英吉利・四國の貿易を長崎平戸の二港に限り尋て西班牙の通商を禁止したり元和三年の頃と云へり和蘭巡洋艦は支那海上にて唐船造りの船に出宋馬尼拉より歸航の途に於て松浦氏に証へ幕府に差出したる事ありて和蘭艦の御忠節の一事つと成たり西班牙通商の禁止は此事も其原其後馬尼拉政廳より頻に通商の復舊を請ひたれども幕府は斷然これを許されず寛永元年の事扱また英吉利は貿易の利益なきを以て前叙の如く平戸の商館を閉て引拂ひたれば元和九年葡萄牙は纔に通商の命脈を長崎に繋ぎたるが是も往時の如くには盛ならずして衰運に向ひたり。獨り和蘭のみは平戸にて隆昌の勢に進み幕府の諮詢に答ふ

切支丹火刑

切支丹處分長崎奉行へ命令

るに政教分離の正道たるを説き幕府が天主教を禁するの良策たるを賛稱し其禁教と俱に葡萄牙の通商をも併せて禁絶せしめ以て日本の貿易を其一手に専有せんと望みたれば其天主教國を讒陷する爲には智睿を運らすに努めたり是れ和蘭艦御忠節の來由なり且つ松浦氏は天主教を憎忌亦自ら興りて力ありしもの歟

斯て幕府は元和五年五月天主教徒六十餘人を京都七條河原にて火刑に處し、同九年十月原主水等二十四人の天主教徒を島原に於て火刑に處し寛永五年五月長崎天主教徒の處分に關し長崎奉行水野河内守が赴任の際に左の下知を爲せり關老連署の下知狀

一長崎町人あんとにと申すもの伴天連を隠し居り候由訴人有之に付き搜し申候處に伴天連は居り申さず行ひの道具にても有之もの置き候由留守居の者かたより申越の由に候其方長崎へ相越され能々穿鑿候て様子を重ねて申上らるべく候事

一當地にて相果て候後藤 郎家財の事、家は庄左衛門相残り財寶は庄



左衛門半三郎兩人へ下され候事(此後藤云々は是も宗門に關係のしめ不詳)

一 吉利支丹宗旨ころび申さる者には(ふらに説は明したり云) 諸役を重く申付られいたみ候様尤に候事

尋て河内守に與へたる訓令に云く河内守長崎著の後に與へたる訓令なり

一 去年火あぶりに仰付られ候伴天連方々乗あるき候船の船頭萬事肝煎候もの並に宿仕候もの事火あぶりに申付べく候、右の水主は死罪たるべし、何れも男子は死罪、女子は奴、家財は闕所に仕るべき事

一 長崎町人庄兵衛と申すもの吉利支丹曲事の由、猶申來らば家に火を懸け手向ひ仕るべき旨を巧むに付き捕置かるゝの由に候、死罪に申付らるべく候、男子は同罪、女子は奴、家財は闕所に仕るべき事

一 伴天連の道具を預るに於ては持参いたすべきの由申觸たる處に山田宗右衛門と申すもの伴天連の道具を隠して焼捨て候に付き捕置かるゝ由に候、死罪に申付らるべく候、男子は同罪、女子は奴、家財は闕所に仕るべき事

一 吉利支丹ころび申す者の借屋に吉利支丹宗旨の者を置き不申候ゆゑ野山に小屋を懸け是ある由に候、松倉豊後守領分(即ち島原)へ追拂はるべき事

及ぶ妻子に

以て當時長崎に於て天主教奉信者を處する其刑の妻子に及ぶの苛刻なりしを證するに足れりとす

此時に當り秀忠公は大御所になられて隱居徳川家三代の將軍家光公就職ありて元和新政の初より外寇に戒心する所ありて防海の策を講じ乃ち寛永七年を以て江戸水軍の事を向井將監に任し、同八年を以て安宅丸の造船に着手し、同九年には向井將監を走水番に安部次郎兵衛を三崎番に命じ走水三崎は俱に相州に在りて江戸灣口なり江戸灣の防衛たらしめ與力同心を附屬せしめたり、同十二年安宅丸落成したるを以て伊豆に江戸に廻航せしめ家光公自から品川の海上にて乗試み天下丸と命名せられたり然れども實は昇平の壯觀を示すに過ぎずして武備と稱するの價直は無かりしに似たり。家康公には前叙の如く造船航海の發達を謀りアリ

江戸防衛

安宅丸

ダムスをして洋式船を造らせ伊達政宗の請を許し其船にて使者を歐洲に派遣し歸朝復命を待て更に向井將監を新西班牙に航渡せしめて視察するの計畫なりしが公の薨去に由りて其事は罷たりき其時を距る纔に三十年而して其進取と退嬰との方針を異にし器局の廣狹なる斯の如しされば禁教の勵行と相伴ひて貿易も亦縮小せる敢て怪しむに足らざるなり。請ふ左の諸條を見よ

天主教及び貿易に關して寛永十年二月十八日閣老連署の奉書を以て曾我又

左衛門今村傳四郎に訓令したる下知狀に云く此二人は長崎奉行なり

一 異國へ奉書船(即ち所請の御朱印船)の外に船を遣し候儀は堅く停止の事

一 奉書船の外に日本人を異國へ遣す間敷候若し忍びて乘參る者あるに於ては其者は死罪、其船並に船主は共に留置て言上仕るべき事

一 異國へ渡り住宅ある日本人來り候はゞ死罪申付べく候但し是非に及ばざる次第ありて異國に逗留いたし五年以内に罷歸り候ものは穿鑿を遂げ日本に止り可申に付ては御免、併し異國へ又立歸るべき

天主教及び貿易に關する訓令  
奉書船の外に航渡を禁ず

伴天連訴人褒美

に於ては死罪申付べき事

一 伴天連宗旨有之所へは兩人より申遣すべき事

一 伴天連訴人褒美の事

一 附上の訴人には銀百枚夫より下は其忠に隨ひ相計らはるべき事

一 異國船申分あつて江戸へ言上の間は番船の事は前々の如く大村方へ申越さるべき事

一 伴天連宗旨を弘め候南蠻人其外惡名の者有之時は前々の如く大村方の牢に入置べき事

貿易規程

一 諸色を一所に買取り申す儀は停止の事

一 奉公人(官吏)長崎に於て異國船の荷物を唐人の所より直に買取り候儀は停止の事

一 異國船荷物の書上を江戸へ注進候て返事無之以前にも前々の如く商賣申付べき事

一 異國船に積來り候白糸は直段を立て候て残らず五ヶ所へ割符仕る

べき事

一糸の外諸色の儀は糸の直段を極め候ての上に相對次第商賣可仕事  
 附荷物の儀は銀直段を立て候上にて廿日切たるべき事  
 一異國船戻り候事は九月廿日切たるべき事  
 附遅く來り候船は着候て五十日切たるべき事  
 一異國船賣残しの荷物を預け置き候儀も又預り候事も停止の事  
 一五ヶ所の商人ども長崎へ參著の儀は七月廿日たるべし夫より遅く  
 參り候者へは割符をば爲し申す間敷事  
 一薩摩平戸其外何れの浦に着し候船も長崎の糸の直段の如くなるべ  
 し長崎にて直段を立て候以前は商賣停止の事  
 右條々此旨を守らるべきもの也仍て執達如件  
 右の訓令は寛永以降外國貿易方法の基礎を爲したるものなり、此訓令  
 に所謂白糸割とは生糸割賦を云ふなり、是より先に慶長八年に葡萄牙  
 商船は許多の白糸を即ち今いふ生糸なり當時は之を白糸又は唐糸とも唱へたり長崎に輸入したるに長崎

白糸割符  
の起原

に來集せる我國の商人にて之を買取るもの無し葡萄牙商客これに困  
 難し爲に貿易の阻礙するを悲しみ長崎奉行を經由し家康公に愁訴し  
 買上られん事を嘆願す、當時戦亂の後を受けて我國の養蠶事業は衰頽  
 し製出の生糸粗惡にして遙に輸入の白糸に劣れり、公は先づ此白糸を  
 用ひて内國織物の工業を起さむべしと思ひ立たれ特に京都堺の豪商  
 に命じ長崎に抵り彼地の豪商と共同して右の輸入生糸を買取り之を  
 内國の需用に頒布するの手段を取らしめたり、然るに其翌年に至り葡  
 萄牙商客は我内地に白糸の需用あるを知りて許多の生糸を支那地方  
 より長崎に輸入し内國の商人も亦其利あるを知りて之を買取れり而  
 して其價格は著く前年よりも低廉なり、斯ありては前年家康公の命を  
 奉じて白糸を買入り現に之を貯藏する長崎京都堺の豪商等は之が爲  
 に許多の損失を受たれば其補償の方法を嘆願す、公は其嘆願を理あり  
 として長崎奉行小笠原一忠に訓令し南蠻船にて持渡りたる生糸并に端物類  
 は残らず彼商人等にて即ち前に公命にて生糸を買直段を定め三ヶ所へ割賦取たる長崎京都堺の豪商等

して後に之を内國商に轉賣すべしとの事に定めて白糸及端物の專賣買特權を與へられ此商人等に糸割符年寄の名稱を附せられたり是れ慶長九年三月の事にして閣老本多上野介板倉伊賀守運署にて伏見に於て彼年寄に付屬したる下知狀奉即ちに云く

黒船着岸の時を定置き年寄とも糸の直を致さざる以前は諸商人長崎へ入る可ららず候糸の直段相定り候上は萬望次第に商賣いたすべきもの也

其割賦の標準は京都百九一斤丸は五十斤にて堺百廿九長崎百九を率としたりけるが寛永八年より江戸百九大坂五十九を加へて五ヶ所割符と定め何程の糸を持渡るとも盡く割賦して他人に手を觸しめず此後支那商小黃糸、并黃糸、片檢糸等を持渡したるに之をも皆割賦に加へたり其他飛紗綾縮緬天鵝絨縞子等の絹織物端物も亦皆白糸に準じて割賦に加へられたり寛永九年より糸の割符に依て長崎の輸入貿易は生糸を以て第一の基本とし其直段の定まらざる中は敢て他の貨物賣買を許さざりけり此五ヶ所糸割符年寄役は案より世襲にて宿老と唱へたり長崎にては此時より糸目

利を定め其鑑定にて糸の優劣を立て格に由りて増減後長九年以京都・堺・江戸大坂より毎年糸割符年寄一人づゝ長崎に來りて長崎の年寄と會同し請拂役、端物藥種、荒物の諸目利人、其他割符人を集め外國船の來着を待受けて糸の直段を定め夫迄は長崎の入口に諸商人不可入と記したる高札を立て置き糸直段の定りたる上に之を撤回したりき寛永十八年までは此制を行したり

又奉書船とは前叙の如く幕府より外航の許可を得たる御朱印船を謂ふなり、當時は我國人中にて此御朱印を得ずして、媽港・廈門・寧波・廣東・臺灣・馬尼拉・安南・暹羅の諸所に往來して密賣買を爲し當時密賣買をバハンの轉訛にてバハンは八幡の支那音なり此頃の密賣買は皆八幡の二字を書きたる旗を船頭に掲げたりたればバハンの支那人が呼ぶるより遂に密賣の異名と成れり、或は云ふ八幡は此前すでに倭寇の時に支那と往々各地にて紛擾を惹起し累を政府に及ぼすと多く且つ天主教の傳道を媒するの恐あるを以て奉書船の外は死罪を以て之を禁じたるもの歟、而して是が爲に我船舶の航海業は一大頓挫を蒙れり翌十一年には更に宗教と貿易に向つて禁制を嚴にし左の高札を長崎

に建られたり

禁制

- 一 伴天連日本へ乗渡る事
- 一 日本の武具を異國へ持渡る事
- 一 奉書船の外は日本人異國へ渡海の事

附日本住宅の異國人同前の事

右の條々違犯の輩に於ては嚴科に處せらるべきもの也仍て下知如件

寛永十一年五月廿八日 奉行

是と並へて建られたる漢文高札に云く

- 肥前國長崎港禁令
- 一 四洋耶蘇會之人載渡日本國之事
- 一 日本國之兵器衣服渡異域之事
- 一 奉書船定額之外日本人渡異域之事
- 附投化異國人准此
- 右所定三章須守禁法若有犯之則可處重罪
- 施右如件

寛永十一年五月

日本船の  
航外禁の

同十二年諸國の大名へ閣老より奉書を以て天主教嚴禁の幕命を傳達して更に其勵行を督したれば禁令の當初より此時までに前後死刑に處せられたるもの二十八萬人餘と注したり。而して武家諸法度中に耶蘇宗門之儀於國々所々彌堅可禁止之事と載せられ幕府代々の例法と成りたるは此時に始まり寛永十二年六月廿一日制定の武家諸法度

同十三年更に前年寛永十年の禁教通商令を改正し寛嚴を増減する所あり十三年五月十九日閣老連署の奉書を以て長崎奉行榭原飛騨守馬場三郎右衛門へ訓令 其文に云く

- 一 異國へ日本の船を遣し候儀は堅く停止の事
- 一 日本人を異國へ遣す可からず候條忍びて乗渡るもの有之に於ては其身は死罪船主共は其船とも留置き言上の事
- 一 異國へ渡り住宅仕る日本人來り候はゞ死罪に申付らるべき事
- 一 一切支丹宗旨の所は兩人より穿鑿せらるべき事
- 一 一切支丹訴人褒美の事
- 一 伴天連の訴人は其品に寄り或は三百枚或は二百枚たるべし其外は

- 此以前の如く相計ひ可申事
- 一 異國船申分ありて江戸へ言上の間番船の事は此以前よりの如く大村へ申越べき事
- 一 伴天連の法を弘め候南蠻人其外悪名のもの有之時は前々の如く大村の宰に可入事
- 一 伴天連の儀船中の改まで入念可申付事
- 一 伴天連の子孫を殘置ざる様堅く可申付事若し違犯せしめ殘置く族有之に於ては其者は死罪一類の者は罪の輕重に依り可申付事
- 一 南蠻人長崎に持ち候子并に右の子供を養子に仕る族の父母等は悉く死罪たりと雖も身命を助け南蠻へ遣され候間自然彼者共の内に日本へ來るか又は普通有之に於ては本人は勿論死罪親類以下まで罪の輕重に隨ひて可申付事
- 一 武士の面々長崎に於て異國船の荷物を唐人所より直に買取り候儀停止の事

南蠻人の  
子孫の  
港に遠流

- 一 異國船に積來り候白糸は直段を立て候て殘らず五ヶ所其外書付の處へ割符遣すべき事(此項糸別賦は京都堺長崎江戸大阪の五ヶ所の外に矣服所博多小倉等も少分の割符に加へられたり)
- 一 糸の外諸色の儀は糸の直段極り候ての上は相對次第商賣仕るべし但し唐船は小舟の事に候間見計ひ可申付事
- 外荷物の儀は直段を立て候上は廿日切たるべき事
- 一 異國船戻りは九月廿日切若し遅く來る船は着候て五十日切唐船は見計ひ南蠻船より少し跡にて出船可申付事
- 一 異國船賣殘の荷物を預け置き候儀も又預り置候儀も停止の事
- 一 五ヶ所總代の者長崎參着は七月五日たるべし夫より遅く參り候は割符を外し可申事
- 一 平戸へ着候船も長崎にて直段立ち候はぬ以前は賣買停止の事
- 斯て葡萄牙人の子孫にて長崎に居住する者を悉く搜索し男女二百八十七人をば此年を以て媽港に遠流し併せて此時を以て海外の渡航は全く禁止せられたり奉書船も此時を以て其跡を絶てり且つ幕府は葡萄牙商客が長崎市中

に難居するを我に不利なりとし是より先き寛永十年長崎の町人に命長崎市の西角に一島を築かしめ此島は弱面の形にて東に通ず此年に至りて家屋の建築も成りたれば葡萄牙商客を悉く此に居らしめ南蠻館即ちと名く是な是に由て葡萄牙人の長崎難居は其跡を收めたり是れ我國に於ける外此後和蘭人を平戸より此に移して閉居せしめたる事は後に詳述すべし而して島原教匪の亂は此翌年に於て起れり

島原は肥前國高來郡に在り前叙の如く有馬氏の所領にして天文以來は實に天主教流布の地たり慶長十九年有馬氏左衛門轉封の命を受けて島原を去るに臨み其士卒等は移轉を嫌ひて紛擾を起し幕府の鎮壓を累はし松倉豊後守その新領主たるに及び元和禁教の勵行に峻嚴を極めけるが豊後守卒去し寛永七年其子長門守家勝封を續くに及びて長崎天草及び肥前肥後筑後の諸國諸所みな相競ひて天主教徒を搜索し捕縛し之を誅戮して以て幕旨に違ふに由り天主教徒は復奉信に身を措くの地無く窮迫の餘り寛永十四年十月天草に嘯聚し島原これに應じて相合し

乃ち島原なる原の古城に據り巖壁を修め十字の叛旗を掲げて官兵に抗拒す此變報の江戸に達するや將軍家光公は在府の西國諸大名を召見し十一月十日直に歸國出兵の令を與へ、關老板倉内膳正を大將に命し御目附石谷十藏を軍監として之に従はしめ以て切支丹謀叛即ち征定の軍事を掌らしめ、尋て十二月を以て關老松平伊豆守を御名代に命して西下せしめらる、西國諸大名は大兵を以て攻むれども教匪は死を期して防戦したる程に同十五年正月内膳正は攻城に戦死を遂げ攻兵屢利を失ひたれば伊豆守は重圍の策を行ひ教匪は糧盡て城陥り七月二十戦死誅戮三萬五千餘人と注したり此攻城に於て平戸の和蘭人は幕府の催促に應じて關人が利欲の爲に基督教奉信者を敵視して逆殺の非行に及びたりと外人の批評を蒙りしは此故なり但し長崎在留の葡萄牙人は監視の下に在るの状なれば之を傍觀したるなり島原教匪の亂平さしかば家光公は此亂に關せる諸大名に賞罰を行ひ天主教の禁令を更にして訴人に褒美の銀額を公示し寛永十五年九月西國中上の諸大名へ特に領内徒黨退治の事及び大船禁止の事を令し同十二月此上は南蠻諸國の通交を全く禁絶して天主教の根本を制止せざる可か

らずとて乃ち翌寛永十六年を以て長崎の南蠻館を閉鎖し在住の葡萄牙人は悉く葡萄牙船にて退去し堅く再渡を禁する旨を嚴達せしめられたる即ち左の如し余が寛永鎖國令と名くるもの是なり同年四月五日閣老連署の書奉其條々に云く

- 一 日本國にて御制禁なされ候切支丹宗門の儀其趣を存知ながら彼の法を弘め候者を今に密々差渡す事
- 一 宗門の族徒黨を結ひ邪儀を企て御誅罰に即く事
- 一 伴天連同宗旨の者の隠れ居る所へ彼國より續け送り與ふる事
- 右に因て自今以後カラウタ船渡海の儀之を停止せられ訖ぬ此上若し差渡すに於ては其船を破却せしめ並に乘來る者は速に斬罪に處せらるべき旨仰出さるゝもの也仍て執達如件
- 唐人に支那達せられたる覺書に云く
- 一切支丹宗門の儀御制禁の上は彌其旨を守り天伴連並に宗門の者を乗せ來るべからず若し違背いたし候者は其船中悉く曲事たるべし

自然隠し乗せ來るに於ては同船の者たりと云とも之を申上べし急度御褒美下さるべきもの也

和蘭人への申渡に云く  
一切支丹宗門の儀堅く御制禁の上は彌其肯を守り彼の法を弘むる者を乗せ來るべからず若し違背いたさば其船中悉く曲事たるべし自然隠し乗せ來るに於ては同船の者たりと云とも之を申上べし急度御褒美下さるべきもの也此中渡の支那人に對すると同文なるを見ても當時幕府は和蘭人の言に依り新教を目するに切支丹を以てせざるを知らるべきなり

諸大小名へ達せられたる條々に云く  
一切支丹の宗門は御制禁たりと雖も今以て彼國より密に伴天連を差渡すに付て今度カレツタ船着岸の儀御停止の事  
一 領内浦々に常々儲なる者を附置き不審なる船來るに於ては入念改むべし自然異國船着岸の時は先年より御定の如く早々船中の人數を改め陸地へ上げずして早速長崎へ送遣すべき事



一自然不審なる者を船に乗せ來り又は密に其船中の者を陸地へ止むる輩あらば申出べし訴人の高下に隨ひ急度御褒美下さるべし若し

葡葡牙船員を殺す

斯の如く嚴禁せられたるに拘らず葡葡牙船は翌寛永十七年媽港より商船を駛して長崎に來りしかば長崎奉行は幕命を奉して其船に乗組たる輩を捕へ國禁を犯して來れるの罪に問ひ其三十六人の首を刎ね其船及び貨物を燒捨て六月十六日醫士及び水手十三人を唐船に載せ媽港政廳へ諭告の通牒を携帶せしめて之を放還したり。是に由て長崎は纔に唐船入支那の通商港とのみ成りて俄に衰微に陥りければ幕府は長崎市民の嘆願を容れ同十八年に平戸の和蘭商館を鎖して是を長崎に移し平戸は松浦氏の領地なれば此に和蘭商館を遷に葡萄牙人を置たる南蠻館に居住せしめ幾ど幽閉の苦現を甘受せしめたり。是に於て通商は和蘭支那の二國に限り其地は長崎一港に限られ對州に朝鮮交易あり薩摩に琉球交易あり日本は全く鎖國と成り天文十一年より寛永十六年まで前後九十八

和蘭商館を移す

出島

年間の開國は此時を以て終を告げ遂に後人をして和蘭支那は通商ありて通信なく朝鮮琉球は通信ありて通商なし是れ幕府祖宗の法なりと云はしむるに至れり

外蕃通書

嘉永六年米使渡來以降和蘭の議論紛々として概皆鎖國を以て幕府祖宗の法なりと云ひたるは實に家康公が開國の政策を執らせたるを問するの妄なりと謂はざる可からず而して家康公の對外處置に關しては文書の微すべき近年近藤重頼が御書物奉行たりし時に楓山文庫の秘書を幕府に獻せしに幕府は陽に銀錢を賜ひて外國の賞したりしを公文書に據りて明かにして之を幕府に獻せしに幕府は陽に銀錢を賜ひて外國の賞したりしを公文書に據りての一所にて其後重蔵が不興を蒙りたるも實は此撰著の

### 第七章 鎖國令前後に於ける長崎

長崎市を外國人雜居す 宿口 自由貿易の利益 唐船商賣 和蘭人を出島に禁錮す 探番 和蘭人の座禮 唐船入津の手續 旗合 人質 九月廿日 長崎の警備 切支丹に關して唐和蘭へ告諭 傳道師紀問 天主教の遺存 鄭芝龍接兵を乞ふ 西班牙船を拒絶す 異國船に對する訓令 切支丹宗門に關する想像 英吉利船を拒絶す 西班牙船漂民を護送す 伴天連渡來に關する想像 英吉利船を拒絶す

長崎は唯一の貿易港と成れり此地は前叙の如く天正の初に葡萄牙商船の入港にて開け始め尋て明國商船支那も年々渡來してければ長足

第七章 鎖國令前後に於ける長崎

の進歩を以て發達し慶長の末には長崎三十二ヶ町平戸十六ヶ町の稱を得て西國第一の繁昌地たり。此地や開市の初より各所の商賈が長崎甚左衛門の墓に應じて集りて町を作り、其後一時はセスイツト教會の有と成り、太閤の威令に由り其羈阨を免れて公領にせられ奉行をも置かれしかど當時の事は其詳悉を知るに由なし。蓋し地方の政は自から市民の自治に屬し町年寄、乙名町名主を云ふ今の類なり等ありて之を取行ひ警察の如きも自ら之を組織したり、貿易に至りて原來自由賣買より成立たるなれば家康公の治世になりてより小笠原一菴を長崎奉行に任し御代官をも置かれたれども之を監督して其税を徵收するに過ぎざりしが如し其方法も詳されば葡萄牙商客も支那商客も市中に雜居し之が家主たるものを南蠻宿唐人宿と名け此宿主は賣買の媒介を爲したれば口錢として賣買代價の三分の一を取りたり是れ後年に至りて三割五分税の起原此口錢は其宿主の所得たりけるが其宿所在の町内にて議論盛に起りて各自分配に預からんと嗷々したるに付き宿町と宿主とにて之を分ち遂には長崎

會所に取立て市中一昧の分配たる事とは成たりけり。白糸こそは三ヶ所五ヶ所の割賦に専有せられたれ、其餘の貨物は買ふも賣るも商人の勝手なれば右の宿口錢さへ拂へば外商の賣買は極めて隨意なりけり。其頃の貿易額は今日に比較すれば僅小の額たりしは疑を容るゝ迄も無く其上に三分一の口錢を拂ひたるに拘らず利益は頗る夥しかりけり、既に英國人ラルフ、フツチが一五八八年天正十媽港にて目撃したる所にては葡萄牙人が媽港より大形のカラック船一艘を日本に送りて貿易を遂れば六十萬弗の利益ありと記せり、又一六三一年寛永葡萄牙船六艘にて長崎に持渡たる白糸の利益は三百萬弗たりしと記せるもあり、尤も此頃の東洋通商は海上風濤の危険なる爲に難破に罹りて沈没する船多く且つ海賊の患も尠からねば三艘の中に一艘が安全に往復するを得れば可なりと計算を立たるに付き格別の利益を貨物の上に豫定せるは然る事なれども日本貿易の非常に利得あるは實に望外の事なり、是れ葡萄牙にのみ専占させじとて西班牙和蘭英吉利が其跡に接

唐船商賣

て來商したる所以なり。ケンフルの如きは此九十年間に外商が貨物の代價として日本より輸出したるは二億弗程なりと記せり是は過當の推算なりと想はるれども何さまにも其巨額なりしは勿論なり且つ當時輸出したるは金貨のみに非ず銀貨も亦甚が多かりしと云へり金は歐洲に持歸り銀は支那にて之を賣り金に換へて持歸りたるなり此兌換は更に利益ありと見えて此後寛文十一年に銀貨輸出を禁する迄は和蘭人亦ら代價に銀を受取りけり支那貿易は是も南蠻船に同じく唐人支那は長崎市中に雜居して此後元は三分一の宿口錢を拂ひ白糸を除くの外は自由賣買を行ひたり且つ其船は口・中・奥と其出帆地の遠近に應じて之が區別を立たり即ち南京・寧波・廈門より來るを口船と名け廣南・廣東よりするを中奥船と名け暹羅・東京・東埔寨・占城・咬嗎吧よりするを奥船と名け俱に之を唐船の稱の下に一括したり今日に於ても唐棧船を奥船と稱なり此唐船貿易は長崎に於て其初こそ南蠻貿易の下に位したれ寛永十八年の頃に至りては遂に和蘭の上に出たりければ長崎市民も亦重を唐船貿易に置たり扱も幕府は寛永十七年に井上筑後守を宗門改奉長崎に抵らしめ奉行場

和蘭人を出島に禁す

探番

三耶右衛門柘植平に會して和蘭人へ長崎引移の事を命ぜしめたりければ和蘭人は前叙の如く同十八年を以て長崎南蠻館の跡に商館を移したり出島即是なり此出島は其土地の築立も家屋倉庫の建築も長崎市民の私財を以て官命に經營したる所なれば和蘭人は其借地借家料を出して此に居住す元禄年間には五千八百八十兩を年々拂ひたり其出入は表門よりし此所には門番衛士ありて嚴に之を固め奉行所の許可證あるに非ざれば和蘭人の出入を許さず和蘭人は一年何回と其數を限りて市中見物を許され遊覽休息の場所も其定のりめ其行歩には許多の衛士これを圍繞し且つ門には探番さぐると唱ふる賤吏ありて其衣服身体の搜索を行ふを例とす水門と名けて海に通ずるの門ありて入津の和蘭船より貨物を出島の倉庫に陸揚するの用に供す而して其出入は表門に於けるに同じ出島には出島乙名あり和蘭通詞ありて各其役所を設け下吏を置きて事務を執行ひ諸商人の如きは皆其特許證を帯びて出入し探番の捜査を受けるは勿論なり此捜査を受けざるものは地役人等にして其他は皆之を受けざる可からず是れ外教と密賣買とな嚴禁するが爲なり敢て其他の出入を許さず別て和蘭

人に取りて精神の苦痛を感ぜしめたるは繪踏の事なりとす踏給たりと繪踏とは當時幕府に於て井上筑後守等の意見を採用し耶蘇及び十二聖徒の像並に經典に載せたる事蹟の圖を數十個の銅版に鑄出し長八寸幅寸許りの眞鍮板なり現に博物館に蔵す毎年正月長崎の市吏をして市民の家々に就き其戸籍に引合せ人々既足にて其上を兩足もて踏み以て其切支丹奉信者に非ざるを證せしめ長崎を畢れば之を他の肥筑豊の諸國に送りて同様の事を行はしめたり平素は之を長崎奉行所の宗門蔵に納めて奉行の管理する所なり而して和蘭人も亦其切支丹に非ざるを證するが爲に年々出島に於て人別改を受け此繪踏を行ふ事に定められたり此和蘭人繪踏は安政三年まで履行せり和蘭人は八朔年始其他の禮を行ふ爲に長崎奉行所に伺候せざる可からず而して奉行に見るには帽履を脱して日本の禮式に従ひ坐禮を執る事に定められたり。和蘭甲比丹カビタと唱ふる商館長は毎年江戸に赴き登城して將軍家に拜謁し方物を獻じて通商許可の恩を謝せざる可からず後には四年一回の参府と成り他の三年は和蘭大通商に委託して献上を代理せしめ其時には冠帽を脱し洋服の上に將軍家より拜領の服を着し膝行

頓首の日本禮式を行ふ事に定められたり和蘭甲比丹が將軍家の御前にて頓首の將軍家桐吉公の時よりして謁見の稱を止めて和蘭陀人御覽と唱へたり其商船の入津するや琉黄島の遠見番所にて其來るを見て砲臺より號砲を一發して警戒を告知す此號砲は所々の砲臺次第の順序なり入津の商船にて橋上に和蘭國旗を掲ぐれば遠見番所にも亦竿頭に和蘭國旗を掲げて其通過を許すなり斯て此船は琉黄島の前を過て進み高鉾島の裏手に投錨して長崎奉行所より檢使の來るを俟つ長崎にては右の號砲に接し奉行は其屬吏若くは家來を檢使に命じ豫て和蘭爪哇政廳より勘合の爲に差出したる秘密旗を携帯して其船に就て驗按を行はしむ此檢使は通詞其他の諸役人を率ゐ並に出島在留の甲比丹若くは書記を隨へて其船に乗附け船長が持參の秘密旗とを勘合す之を旗合カヒセを名くるなり此旗合にて日本通商の和蘭船たるを證得て合旗にて勘合に過ぎざる時は和蘭船たる其船員に諭告するに切支丹禁制の旨を以てるの確證ありても其入津を許さず其船員に諭告するに切支丹禁制の旨を以てし其切支丹に非ざるを證する爲に繪踏を行はせ夫より船中に禁制品を有するの如何を檢査す斯ら宗教に關して和蘭人は此事を豫期して船中に在る

人質

九月廿日  
出帆

長崎の警備

九〇

經典及び奉教に關する一切の物件を一箱に藏め之を釘もて固く打付け置き不開箱と名けて船底に納む是は檢使も明け次に船中積荷目録を收め且つ船員の重立たるもの一人は船長若くは士官を人質として檢使船に乘移らしめ之を拘致す。次に船中の小銃彈藥武器類を盡く收め置く是は其儘船中に海賊に備へ之を長崎の武庫御藏に保管し然る後に挽船を以て長崎港内に入らしむるなり取圍み長崎に入りても猶番船を附す。斯て貨物を陸揚し貿易を行ひ九月廿日に至れば其出帆定期たるを以て輸出品の積込を了らざるも風候の開帆に利あらざるも長崎を出船して再び高鉾島に船繫して風順を待ざる可からず。此にて武器彈藥等を返され用意を整へて出帆するを得るなり。是の如き嚴則に束縛せられても和蘭人が猶之を忍びたるは貿易の利あるが故なるのみ。

鎖國令と與に長崎の警備は防海の第一要務なりとて港口に許多の砲臺を築き肥前鍋鏡前田の兩家をして隔年交代にて其守衛に當らしめ港内の砲臺守備は長崎奉行の直轄に屬す其他西國大名にて大村・五島・島原・唐津・久留米・柳川・肥後・

切支丹に  
關して唐  
和蘭へ告

薩摩・平戸・中津等及び長州・松山を合せて十七家その應援に備はり、長崎奉行は九州探題の任を帯び初め幕府は松平德政守伊豫松山に命せり事あれば將軍家の名を以て諸大名に命令を與ふるの重權を附屬したり是皆天主敎の傳道を嚴禁して鎖國の主眼を遂げんが爲なり、是に因て和蘭船を初とし外船に對するの猜疑は益其度を高めて苛察に涉る事あり、其二三を舉示せんに寛永十八年和蘭人參府の時に關老が井上鏡後守連座にて幕命を傳たる要領に云く

和蘭船は此後長崎にのみ來りて貿易すべし天主教徒が他の外國船にて渡來する者ありと聞かば速に言上すべし若し隠し置て後日露顯いたすに於ては和蘭の商賣をも禁止すべし

之に對して和蘭人は堅く日本の國法を守るべき旨を答へたり 此事後とす

送の定例  
となれり

大明賣船ニ諭ス三章

第七章 鎖國令前後に於ける長崎

原文は  
漢文體

一 吉利支丹ハ罪惡深重ナル故ヲ以テ其怨シテ來ル所ノ者ハ悉皆斬戮  
 シ且ツ其徒ガ阿媽港ヨリ發船渡海ノ事ヲ既ニ停止シ訖リヌ自今以  
 後唐船ニテ若シ彼徒シ載セ來ラバ則チ速ニ其身ヲ戮シ同船ノ者モ  
 亦之ヲ誅スベシ但シ縱ヒ同船ノ者ト雖モ告テ匿サバ爾時ハ之ヲ恕  
 シテ褒賞スベキ事

一 吉利支丹ノ書札並ニ贈寄ノ物ヲ潛ニ藏シテ日本ニ齎シ來ラバ則チ  
 必ズ之ヲ誅スベシ若シ違犯シテ來ル者アラバ速ニ之ヲ訴フベシ猶  
 匿シテ言ハザル者ハ其罪前條ニ同ジキ事

一 重賄ヲ以テ密ニ吉利支丹ノ徒ヲ船底ニ乘來ラバ則チ早ク之ヲ告グ  
 ベシ然ル時ハ其咎ヲ宥シ且ツ賞賜ハ彼ガ重賄ニ倍スベキ事

家光公は是の如く天主教を嚴に沙汰し既に寛永廿年には閣老の官邸  
 に親臨して教徒を糾問するの状を覽て後に老臣を會して之を根絶す  
 るの方法を議せしめられたり四月其頃また黒田氏は其領地たる筑前  
 國大島に着船せる伴天連四人イルマン（徒弟の稱なり原語詳ならず）一人を捕へて幕府

傳道師紀  
問

天主教の  
遺存

鄭芝龍援  
兵を乞ふ

に差出したり五月同時に和蘭船一艘北海探檢の航海中風浪の難に遭  
 ひて奥州南部に漂着し其船員等は傳道の嫌疑にて捕はれて江戸に護  
 送せられたるが其糾問をも家光公親臨して之を聽聞し玉へり六月此  
 和蘭人は宥されて長崎に赴きたれども筑前にて捕へられたる伴天連  
 等は江戸の獄切支丹に幽囚せられ其狀は幕府これを諸大名に示して  
 外寇の警備を嚴諭せしめたり承應明曆萬治を経て屢々其命を布かれたれども此後  
 向肥前後の諸國にては切支丹道捕戮は時々其事あり其後には追捕戮は漸く其跡を  
 收めたれども其奉教は全く絶滅したるに非ず猶九州の諸所には密に其輩ありき現に長崎の  
 近郊なる浦上村の如きは幕府嚴禁の中にも累世陰かに天主教を奉ずるものありて長崎にて  
 は其足を清水にて洗ひ其水を飲みたり此輩は聖母聖子の像を柱の中に隠して拜し給踏の後に  
 慶應年間に至り其輩を逮捕したるより幕府謝する國と公使幼時間に紛言傳へたり迺に治政府にて  
 累事ありきた

正保三年に平戸の一官明鄭鄭より使者を以て書を幕府に上りて明國の  
 亂を報し援兵を賜はらん事を願ふ九月將軍家には此儀如何あるべき  
 兎角は先づ國亂の事情を詳にしての事なりとて其趣を長崎奉行に仰  
 遣はさるゝ所に、恰も長崎奉行より急使を以て、唐國に於ては鞑靼國の

軍勢已に福州に攻入り明主は他界せられ平戸一官も降参の趣に聞え候と注進す、然る上は我國より援兵を差向るも其詮無しとて扱こそ應援の評議は罷たりけれ明崇禎十九年清世祖順治三年唐王は崇禎十七年南京にて帝は清に降り桂王を奉したりに其時閣老連署の奉書を以て鍋島信濃守に達して云く十月廿日

…今度大明兵亂に依り平戸一官より加勢の儀に付き書翰數通到來いたし上覽に備へ候處書中の趣御不審の條有之長崎へ上使を遣はされ一官使者へ様子御尋ね成さるべくと思召され候處當九月四日の書狀長崎より來著し福州は落去せしめ唐王並に一官儀は城中を明渡し候由注進に候然る上は御穿鑿に及ばず候此趣在江戸の面々へも仰出され候に付き其許へも相達すべき旨上意に依り如斯に候恐々此後鄭成功より更に援兵の事を申請したれども唐國の事には干渉す可からずとの答に拒絶したり

正保四年六月西班牙軍艦二艘長崎に來り通商を舊に復せん事を請ふ西班牙國皇非立四世が佛蘭西國皇路易十四世と講和したる一、四、七、年幕府は之を許さず鎖國令を諭告して退去

四班牙船を拒絶す

せしめたり八月此時肥筑兩國鍋田其他西國諸大名の人數の警衛として長崎に集りたる兵卒四萬九千餘人乗船六百餘艘と注したり。是に由て幕府は更に沿海防禦の事を諸大名に令したり慶安元年二月二十六日閣老連署の奉書其要領に云く

異國船に對する訓令

異國船領分の浦に到來せば正保二年二月の下知を守らるべし長崎をに押送すべし萬一不穩の子細有之刻り長崎奉行へ注進せらるゝの儀に時刻を移し難儀に於ては見計ひ申付らるべく候京師打拂なり然と雖も漆に船を入れず沖に有之刻りは了爾に取掛る事は無用に候自然人數不足候は隣國の面々へ早速人數を出し候様に相談取計はるべく候…

是みな外教に備ふるの爲たるに外ならざるなり、抑々當時我國の當局諸有司が彼の天主教に關して如何なる想像を爲し如何なる懼懼を懷きたる乎は今より之を察知するに由なしと雖も寛文の初年切支丹宗門改役を勤めたる保田若狹守宗雪が御作事奉錄せりと言へる書中には

若狹守が寛文二年に切支丹改役を命せられたる時には酒井雅樂頭阿部豊後守稻葉美濃守何れも御前に侍座したり其時の台命に切支丹邪宗門改は前代よりの要務にて大切の事なり今より北條安房守附大目申合せ沙汰いたすべしと仰せられたり邪宗の本意とする所は聖人の如く天下の政道正しく治まり吉利支丹の修行をハツバの如く致し候ても其人デウスの氣に入らず候へば昇天は罷成らず候主を弑し親に背きたる大罪の者にてデウスの氣に入り候へば昇天いたし候との教の山伴天連ども何れも書上げ候又主君の命たりとも吉利支丹の法に背かざる者は殺すべからず又デウスを尊ばず掟の如くに勤めざる者はデウスに敵對ふものゆへに主君親たりとも之を殺さざればバランに到り難し果し無きバランには易へ難き故に主君親にても殺すが道なりと同じく書上たりとの由を記せりと云へり余は其本書を未だ一見せず蓋し天主教義を謬り傳へたるもの歟抑々當時セスウツト諸派の傳道師等は斯る教義を説たるもの歟其如何は知らず幕府が斯る教義を流

布しては世道人心を害するや大なりと思ひたると其故なきに非ざるなり  
延寶元年英吉利船長崎に來り往年平戸貿易の例に依りて通商を請ふ七月幕府これを斥けて退帆せしめたり七月の事  
貞享二年五代將軍綱吉公の御代西班牙船長崎に來り伊勢の漂民十二人を護送し併て通商の復舊を請ふ八月幕府は漂民の復歸を許し西班牙へは管に通商の復舊を許さざる而已ならず自今以後我國の漂民を護送し來ると莫れと嚴に諭達して退帆せしめたり八月の事  
寶永六年七代將軍家宣公の御代江戸に於て作天連鞠問の事あり是は此前年寶永五年大隅國屋久島に外國船一艘渡來して一人の南蠻人を上陸せしめ殘し置きて出帆し去れり八月島津氏は之を捕へて長崎に護送したり長崎奉行所にて之を糾問するに日本へ天主教を再び傳道の志願を發して渡來したるなりと申す是れ容易ならずとて江戸に注進したるに江戸へ召寄られ新井鏡後守これを鞠問し傳道法師たるに相違なきを以て之



を獄に丹石川切支脚囚せり正徳五年に正徳五年

此の如く歐洲の基督教に對しては都て杜絶を事とし和蘭の如きも苛刻の檢束を加へたるに拘らず支那は非基督教國民たるの故を以て前叙の如く長崎市中に雜居を許し其貿易をも寛裕ならしめたりけるに貞享四年に至り舶載書籍の事よりして俄に之を處するもの方法を改め延て以て貿易の方法を一變するに及べり

### ○第八章 元祿以來貿易歳額遞減の事情

支那に於ける天主教傳道 三十八種の禁書 唐入屋敷を設く 信商會  
所貿易 長崎會所 會所收入の税額 金銀貨 出 新井白石 銅の産出 不足  
御定九千五百圓 目正徳改令 貿易 市貨 出 銅の産出 不足  
出上金五萬圓 唐船輸出入 重要物品 銅座を置く 銅の産出 不足  
同地制限を命す 文化の送り状 手板證文 銅の輸出に關して時論の反對 金

葡萄牙商船が始めて支那に通商したるは前叙の如く第十六世紀の初にして其使節を北京に派遣して通商許可を明廷に請はしめたるは明武

支那に於て天主教を傳へるに於ける

宗正徳十一年の事なりき我永正十三年被一五一六年當時明廷これを斥けたるに拘らず支那南部の沿岸には此時よりして歐洲貿易は非常の進歩を以て發達し天主教諸派の法師等相踵て來りて傳道に従事し支那文を以て宗教の事を著述し併せて天文地理算術幾何の科學に關して頻に教ふる所あり所謂利瑪竇・主豐肅・熊三拔・龍韋民・畢方濟・艾儒略・鄒玉函・龐迪我・陽瑪諾・高一志・安文思の諸輩の著書は大に支那人の思想を啓達したり、此事萬曆より天啓崇禎に至りて盛なり、清の順治康熙の初政に迫ひ布教は之を禁じたれども其科學特に曆象の事は歐洲の特長なりとして之を採用したり、是に由て其著書は唐人清商の手より我國に傳へられ長崎の士民にして學業に志ある諸人は此著書を讀みて曆象算術の新智識を得たり寛永正徳に名を知られたる西川斯る著書の輸入は幕府も心附かざりけるに長崎の漢學者に之を知る者ありて幕府に上申したり、幕府は愕きて之を檢閲せしめたるに果して天主教を説き若くば之に關係ある書なりければ乃ち貞享四年を以て左の書籍を舶載する事を禁し

現に内地に散布あるものを悉く没收して之を焼捨たり

- |        |       |      |
|--------|-------|------|
| 帝京景物畧  | 堅瓠金書  | 堅瓠集  |
| 天學初函   | 畸人    | 十慰   |
| 西學凡    | 交有論   | 辨學遺牘 |
| 七克     | 幾何源水  | 彌撒祭義 |
| 天文略    | 泰西水法  | 代疑論  |
| 表度記    | 三山論學記 | 教要解略 |
| 唐景教碑   | 聖記百言  | 天主實義 |
| 天主實義續篇 | 廿五言   | 職方外記 |
| 靈言蠶句   | 同文算指  | 況義   |
| 罔容較義   | 明量法義  | 萬物真原 |
| 渾蓋通憲門記 | 滌罪正記  | 福建通志 |
| 滌平儀    | 勾股儀   | 簡平儀記 |
| 妄有詮    | 地緯    |      |

禁書三十八種と謂ふは是なり此中には禁したるなり

斯る著書を出版する上は唐人として心は許されず彼等が中には天主教を奉する輩無きに非ず宜く之を遇する和蘭人に同かるべしとて乃ち其翌元祿元年を以て小島郷の一區を選定して唐人屋敷の地と爲し繞らすに竹柵を以てし其内に住宅を作り同二年を以て市中に止宿せる唐人をして盡く此中に移して居住せしめ地代借屋料を拂ひ出入を嚴にする事等都て和蘭人と同一の例に由らしむ唯々異なる所は唐船の出入に於て和蘭船に比すれば稍々寛なるに在るのみ

唐人を遇する和蘭人なるは其基督教國民に非ざるが故なりされども大體に於て凡そ同一待遇の方針を執りたるなり

此に信牌の事を言はんはんに信牌とは證明の勘合にて猶和蘭船の秘密旗に於けるが如し、此時までは支那は通商許可の國なりとて別に勘合の事も無かりしが元祿元年よりして長崎奉行より信牌を附與し之を持參の唐船に非ざれば入津貿易を許さざる事と定められたり

此後正徳五年信牌の制を初は唐船商賣の荷主は范氏十二家と定めたりしが其後范氏改正したり

より玉氏錢氏程氏汪氏へと追々に荷主を引繼きたれば其商船の出帆に臨みて奉行より信牌を請取て以て翌年渡來の證と成したるなり此時よりして長崎に於ける唐和蘭の貿易は更に一變して會所貿易と成せり。抑々長崎の外國貿易は其始め彼我の商民相對賣買にて白絲の外は都て干涉せざりけるが、寛永十八年以來は官府の干涉其度を進め元祿元年の改正を以て全く相對貿易を停止し長崎市民の手より之を取上て長崎會所に悉く之を取むる事と成れり。會所貿易とは之を謂ふなり、但し長崎會所は長崎市民の公共有物にして幕府の所有には非ざるなり、長崎會所は調役町年寄兼務其首長と爲り許多の市吏員を以て組織し長崎奉行は之を指揮監督し幕府の爲に其税を徵收し自己の爲に收入を利するに過ぎず賣買に關しては經驗も無く智識も無ければ手供して之を觀るのみなり其市政に關しても亦然り其會所に收入する所は賣買上の利益のみに非ず他の雜收入をも都て之を會所に致し受用の特權ある者へは更に會所より制を定めて之を交付す、例へば唐館の如

きは會所の公金を以て之を取達て其地所家屋は會所の有たるに付き借地借家料は勿論會所の收入に屬すれども文化八年の計帳に據れば唐館四十艘に付き借地借家料一年銀四十二貫餘とあり入津船出島の如きは之に反し其初め長崎市民中にて廿五人が合資して之を經營し葡萄牙人に貸付け年々借地借家料を收入したるに由り和蘭人の住居と爲りても此例に従ひたれば葡萄牙人より年にたれども和蘭商館と爲り會所の取扱と成りては此廿五人は特權として出島には減少したるなるべし持町人及出島家持會所より之を受用するが如きは是なり、斯る特權を有するもの其種類頗る多ければ枚擧に遑らあらず、要するに長崎市民は其各自貿易より得るの利を擧て之を會所に致したるが故に其賠償として厚薄に差等はあれども多少皆受用の特權を有するの市民にてありけり是も後に詳叙すべし

所謂會所貿易の組織を略叙せんに、會所に於ては唐船支那阿蘭和蘭の入津する毎に其積荷目録を請取り其貨物を陸揚せしめて之れを倉庫に納め見本を標準として役人等その買入直段を定め之を唐人若くは

蘭人に協賛す告知と云ふてう實は之を持渡品直組は此に起りと名く諸目利の必要を畢れば會所は長崎の諸商人を集めて見本と員數目錄を示して買入直段の入札を爲さしむ符は名の輸入は寛保年間に至りて全く止かたれば五ヶ所系割即ち會所が唐蘭商船より買入たる貨物を内地の商人に賣渡して其差の利益を收むるの方法なり、此利益は非常の巨額にて和蘭商賣二十割唐方商賣四十割と唱へ二倍四倍に賣渡したるは常の事なり。扱この貨物の代りには金銀銅及び我國の產出物を以てするに是も唐商と直段を協議し此直段に付き唐人より嘆願を爲す事ありて増減度々に及へり抑々唐商の輸入品價格も輸出品價格も皆寛永十八年の時價を以て不動定價と爲し之を本途直段と名け敢て高下するを許さず然るに年を経るに從つて實際買入の當り低落する物品に對しては會て直段割増を行ふたると無し外商の利益は此所に存せり故に唐蘭とも長崎會所が買入るは會て直段割減を行ふたると無し外商の利益は此所に存せり故にれども實際は割増にて次第に高くなつたり但直段定まりて其船に載入を爲さしむ、斯て先に買入たる輸入貨物の代價總額中より輸出物品原價・輸入品物品に課する税及び其船の出入港滞在費、館内常費等を引去りて其剩餘を唐蘭商に會所より交附して以て商賣の決算を爲すを例とす。扱

本途直段  
割増

又長崎商人が入札にて會所より買取たる貨物は概これを一且大坂に送りて之を内地に散布す長崎奉行を初として長崎地役人の重立たる原價は其自分の尤も割合なき貨物を擇びて買受け之を大坂に送れば千兩は二千兩乃至五千兩の定額にてを以て取得の大きき亦専ら之に由る況や内外商人より得るの贈附の多に於てなや又會所より渡す所の輸出物は唐蘭商の需むる所に應じて豫め其種類を定め會所の手を以て之を長崎に蒐集し賣渡すなり是れ長崎會所役人が北海道若理由なり

唐方蘭方ともに其輸入貨物には歳額と歳額外との別ありて其品類も税率も各々差異あり、例ば蘭方には本方商賣爪哇和蘭商會の貿易脇商賣和蘭商會長甲比商賣和蘭商會の貿易の二様あり、唐方には御定高貿易例雜物替貿易時の二様あるが如き是なり。是等の貿易より長崎會所に收入する税額は實に巨額にてありけりケンブルが記す所に據れば、和蘭商會本方商賣の輸入品は税率一割五分にて此額四萬五千兩、脇商賣の輸入品は税率六割五分にて二萬七千兩、唐方商賣輸入品は税率六割にて三十六萬兩、此外出島の借料五

本方商賣  
脇商賣  
御定高雜  
物替  
會所收入  
の税額

千八百八拾兩<sup>唐館の借料</sup>一萬六千兩總計四拾五萬三千五百八拾丁<sup>なり</sup>も其収入は商利を外にして尙此の如くなりけり、爾來唐蘭とも貿易額は次第に遞減せられ文政天保に至りては衰微の極に達したれども長崎會所は尙年々定例として金五萬圓を幕府に納れ<sup>元祿頃には金壹萬五度</sup>萬圓とは成りたり<sup>江</sup>江戶城炎上の節には金十萬圓を献ずるを例とし年々金五萬圓の剩餘を程度と爲したれば會所の貯蓄は七八拾萬圓より百萬圓に達し安政條約實施の時までも<sup>此前より海防費軍艦費等に數十萬圓尙五</sup>十餘萬圓を貯藏したり

唐蘭の貿易は前叙の如く専ら輸入貿易にて天正年間までは金貨を輸出したりけるが慶長年間よりして銀を輸出するを利ありとし<sup>支那にて</sup>銀貨の輸出は年を逐て夥しかりければ寛文八年より令して金貨を以て之に代しめたり、其金貨の輸出また多くて遂に内國の流通額に金銀兩貨とも減少の影響を示したるに由り幕府は元祿八年の令を以て

金銀貨

銅の輸出

貿易遞減

萬貫九千

唐蘭の輸入歲額を銀九千貫目に限り其内銀壹千貫々は銅を以てする事に定めたり<sup>是れ銅を輸出する始め</sup>外國貿易の爲に我國の金銀貨を輸出する當初より此時に至るまでの員數を詳にするに由なれども其驚くべきの巨額に達したるは言を俟たず到底外國貿易は我通貨を減少して我國を疲弊せしむるものなれば寧ろ外國貿易を全く杜絶するに若かず然らざる迄も漸を以て之を遞減し國安を維持せざる可からずとの議論は幕廷に現はれて議者の同意する所と成れり而して我國の輸出を獎勵して貿易の平均を得尙も進みて權衡を我に利あらしむるの策は誰人も案出し得ざりけり<sup>既に嘉永安政の頃に至りても貿易を開けば我國民日用の物品</sup>是れ元祿八年の改正令にて唐方商賣銀六千貫々蘭方商賣銀三千貫々と限り此上を超過せしめずと定めたる所以なり、尋て同十三年には唐船は三十艘蘭船は四五艘に限るべしと令して貿易高を減せんと試みたれども其功は更に無かりけり

家繼公<sup>七代</sup>將軍の時に至り新井筑後守<sup>白石</sup>等の建議する所を納れ上使と

正徳改革  
令

貿易

して大目附仙石丹波守御目附石河三右衛門を長崎に下し地方政務并に唐蘭貿易に關して改正する所あらしむ正徳五年の改革即ち是なり

正月十一日開  
老運署の奉書 其要領は左の如し

一唐人方商賣の法は凡て一年の船數、口船奥船を合せて三十艘都て銀高六千貫目を限り其内銅三百萬斤を相渡すべき事

一阿蘭陀人商賣の法は凡そ一年の船數二船凡て銀高三千貫目限り其内銀百五十萬斤を相渡すべき事 以上長崎表廻銅定例中の二節

一南京船七艘 寧波船五艘 普陀山船一艘

以上十三艘凡一艘の商賣銀高二百貫目づゝ……

廈門船二艘 臺灣船四艘

以上六艘凡一艘の商賣銀高百三十貫目づゝ……

廣東船二艘

以上二艘凡一艘の商賣銀高貳百五十貫目づゝ……

温州船一艘 丹山船一艘 福州船一艘 漳州船一艘 東京船一艘

東埔寨船一艘

以上六艘凡一艘の商賣銀高貳百貫目づゝ……

廣南船一艘 暹羅船一艘 咬嘴吧船一艘

以上三艘凡一艘の商賣銀高三百貫目づゝ……

右唐船の商賣銀高凡て六千貫目の定に依て其地方の船數を定め其船別の銀高を割合せたる凡例に候唐船に積來り候荷物の事は其年の物價に由て多少可有之は勿論に候へども長崎に於て商賣を許されたる銀高の定數有之上は唐人共其積りを相考候て餘分多く積來らざる様に申付らるべく候…… 唐船數並船別商賣銀高割合定例

一唐人方一船の商賣物の銀高を定められ候上は載來る程の物は残らず買取るべし其年の物價に由て荷物の多少あるべき事に候間定高より外三拾貫目までの餘分の荷物は代物替等を以て交易を許さるべし定高より外三拾貫目よりも猶又餘り候荷物有之に於ては皆々定の銀高の内に押入られて残らず買取るべし若其時に至て定の銀

第八章二元録以來貿易滋類遞減の事情

高よりは餘分の荷物なるを以て定の銀高を以ては賣渡し難き由を争ひ申すに於ては其餘分の荷物は一切に取上られて重て割符を與へず一船の者ども永く往來を禁絶せらるべし若又荷物を少分に載來りて定の銀高の荷物たる由を申すに於ては常年の物價と其年の類船の物價とを見合せて定高の内三拾貫目迄の不足に於ては其年一船の賣高を減じて商賣を許さるべし凡て載來る所の荷物定の銀高より大きに餘分不足これある船共に於ては一切に重ての割符を與へず一船の者ども永く往來を禁絶すべし通事と唐人との約條草案の一節

一長崎表商賣料の銅の事は自今以後諸國山々より大坂まで相廻し大阪に於て吹屋の者共棹銅に吹立て長崎へ運送せしむべき由御沙汰あるべく候間銅の代吹屋の手間代等は會所役人共に申付け毎年滯なく相濟すべき由急度申付らるべき事

一唐人共へ相渡し候丁銀の儀は去年新銀仰付られ候と雖も我國に於て通用の新銀未だ世上に遍からず候間唐人共へ相渡し候銀は只今

迄の例に准すべく候此後新銀を以て相渡さるべきに至りては別して其沙汰あるべき事以上商賣法定例中の二節

阿蘭陀人商賣方定例

- 一凡一年に渡來るべき船數は二艘に限るべき事
- 一凡一年の商賣は銀高三千貫目に過べからざる事
- 一附金銀兩替の法は只今までの例に准すべき事
- 一商賣銀高三千貫目の内銅百五拾萬斤を受取り、銀百貳拾貫目餘は諸色買物代金とし、百貫目餘出島殘金とし、相殘る所の金は持歸るべき事

一商賣の法は商人の入札を用ふべからざる事

一我國諸品の價は年々の高下に隨ひて其價を定め買取べき事以上五條和蘭甲比丹へ下知

此餘長崎奉行二人を一人は在勤一人は在府として隔年交替と定め、長崎出張御目附を置き半年交替長崎奉行と相議せしむる事に定め、長崎地役

人中にて船番町使等の數を増して八十人と爲し其内にて廿人を選ば奉行所支配と爲し別に増御扶持米を給與する事と定め後に御役所附地役人の冗員を減じて市民の配分を多からしむべしと令し當時長崎市中年々七萬兩なるも此中より地役人の給料公費等を引去るに付き長崎地役人并に市民冗員冗費の多きに從つて一般の配分は次第に減少したるに由り長崎地役人并に市民に勤儉を諭告し、密即ち援荷を豫防するの制を立つるが如き皆此時を以て舉行せられたり。此改革は幕廷が數年間評議を盡して後に實施したる所たるも新井白石が折焚柴の記に詳悉せり其要に云く

新井白石

銅の産出不足

前代の御時の初より貿易の料に充つべき銅の數足らずして事行かす長崎の地下人等業を失ひ飢に及ぶべき由奉行より注進す是は昔の唐船の數も交易の銀額も定らざりしに貞享二年より唐船交易の歲額銀六千貫目阿蘭陀船の金額五萬兩に定められ元祿元年に至りて唐船の歲額を七十隻に定めらる然るに元祿八年伏見屋四郎兵衛と云もの額外銀三千貫目の交易を許されて價銀千貫目に當る程の物を銅を以て買取らん事を望み申して其望を許さる世に代物替と

云ふ事の始なり其明年元祿九年長崎の商人高木彦右衛門と云もの船額七十隻の外は十隻を増され銀額六千貫目の外に貳千貫目の代物替を許されなば運上の金二萬兩餘を進らすべき由を望み申しければ是に於て伏見屋が代物替をば止られ高木が請ふ所を許さる元祿十二年荻原近江守林藤五郎等長崎に下り長崎會所にて外國の船貨を以て我國の商人に賣渡し其賣得銀を金子に換たるに七萬兩あり此外唐人阿蘭陀人の金銀、遺以銀、落し銀、間金銀、役料など云ふもの共に總計金壹萬兩餘の外は悉く皆公に收めらるべき法を定むこれ地下配分金七萬兩と云ふ事の始なり、然るに始め船額七十隻の外に十隻を増され銀額六千貫目の外に貳千貫目を増されしに交易の料に用ふべき銅の歲額は八百九十萬二千斤に定まれり、昔し長崎にて海船互市のと始りしより以來外國人交易して得る所の銀を以て換る所の銅をば大阪に住せし銅吹屋と云ふもの十六人にて運送してけり、元祿十年船額銀額を増され代物替と云ふと始まり其明年江戸の商



人桔梗屋又八と云ふもの其事を承りて運送の銅の歳額に足らざる所は銀を以て其數に充つべしと仰下されしに運送の銅は猶其數少なければ同十二年に桔梗屋は運送の事を止められ大阪銅吹屋并に諸國の商人等随意に運送すべき由を仰下されしかど七萬斤の外は長崎に來り集らず同十四年に至りて銀座の輩に銅座の事を兼しめられ諸國の産銅を買集めて長崎に運送すべき由を仰下さるされども又年々に銅の數足らずして交易行はれず其爲に外國商は歸期を失ひて歳を越すに至れり、正徳元年に至りて銀座の者共は銅四百五十萬斤を運送すべき由を申す其數の足らざる所をば望む者ありしかば中川六左衛門之を許されしに銅の價の貴くなりて是も其利を失ひて事行かず、明れば同二年の二月に至れども銀座の者共が運送すべしと申し、數に足らざると百五十萬斤なり依て銀座の者共に兼しめられたる銅座の事を停められ是を大阪吹屋の者に仰下されぬれば事果かしからず、斯りし程に長崎の地下人等は交易の行はれざ

るが爲に飢餓の者多く弱者は館中に於て唐人と私販し強者は海上に出で拔荷の密買を爲し阿蘭陀人も亦私販の事あるに至る長崎奉行所より此等の事を注進ありて急度其沙汰なくては叶ふ可からずと申す、是に由て同四年の五月西國中國の大名に下知せられ又唐人にも諭告せらる、さらば又前代の御時に議せしめられし所を以て某が草を進らすべしとて其大綱細目二百一十一條凡八卷に記して進らせたり凡我國に産する金銀銅の毎歳外國に出し所の大數を計り長崎にて海舶互市の爲に用ふべき所の歳額を定め次に其載來る所の多少を計りて其船數と載來らん物の數をも定めて其載來らん時は悉く皆買取らんには今までの如くに私販の爲に我國の寶を失ふ事も無く外國の者共が我國法を侮る事も無かるべし其奉行人を擇ばれ會所の法を正して京大阪の如く御目附を差遣されて其事を監護せられなんには長崎の事のみにあらず西國中國の事の爲にも然るべき事なり是等の事は前代の御時に議し申したる所の要領にて此

度草し進らせし所は是その法例なりされど前代の御時に此事果して行はれざりしも世の人唯目前の事にのみ迷ひて天下後世の事など云ふ事を思ふ者は一人も無く本末知らぬ者の紛議せしが故なり、是より後も朝夕を計らぬ人の世の多言の爲に誤られて妄に其法を變する事あらんには必ず其弊に堪へざらんと唯今までの如くにぞあるべき、明れば正徳五年の正月海船互市の新例を長崎奉行に仰下さるべき御使の人々之を立つ此時唐人等に讀聞せしものは某が草を進らせて我國の法を奉せむと申す者共には信牌を分ち給りて我國の法を受さらん者には生理を許さず即時に放ち還さる…

斯の如く貿易の料たる銅の運送を謀りて好結果を得たりければ内外商人の願を容れ享保三年八代將軍吉宗公の治世を以て唐船四十艘歳額八千貫匁に増されしが元禄の制に復して其年よりして又俄に銅の出産額を減したるが爲に同五年に至りて之を二十艘四千貫匁に減し、同八年の改正にて長崎商賣出銀の内より運上として年々金五萬兩を召上らるゝ旨を令せられ。

運上金五萬

商賣半減の訓令

同十八年の新法にて再び廿九艘五千貫匁と定められしが猶も銅の足らざるが爲に商賣滞りて唐船逗留の日數を永くするの患あるを以て元文元年には廿五艘に減じ尋て又二十艘に減せられしも尙事行かざれば寛保二年には商賣半減と令せられたり即ち長崎奉行への訓令に云く

唐阿蘭陀船へ相渡候銅の儀以前は出方澤山に候處其後段々出方減じ候に付て直段も高直に相成り候て享保年中の頃より直段一倍餘にも相成り候依之唐阿蘭陀へ買取り候銅の價銀は大分なる事に候夫に就き右商賣物の價日本の産物の餘分を以て交易いたすべきの處に當時不足の銅を唐阿蘭陀へは直段安く買取らせ其餘分は長崎出銀の内にて償ひ候と申す儀は不相當の事に候唐物を持渡らず候て日本の用に差支へ候と申す譯も候はば是非なく候へども唐船持渡らず候とて日本の産物に不足の物は無之藥種はがりの事に候間先づ七八年程の内は唐船數廿艘を拾艘に減せられ阿蘭陀商賣の員

數を半分に減せられて然るべく候左候へば只今まで阿蘭陀へ渡り候銅四百萬斤程の内にて二百萬斤は減少いたし候然ば唐船數を減せられ阿蘭陀商賣物を半分減じ候より外は有之間敷候右の通り船數等を減せられ候に付ては勿論出銀も減ずべく候五萬兩の運上を差上候儀を相止め可申候箇所竈配分の儀是は只今までの通り割渡し然るべく候

銅座を置く

其後又増して唐船十五艘四千五百貫々に成されしが銅不足の故を以て明和三年に十三艘に減じ同時に銅座を大阪に置き銅の運送を計畫せしめらる其命令の要領に云く六月三日の觸達  
一 近年諸山の出銅不進の上に一昧銅方不取締に付き此度大阪表に有之候長崎銅會所を改めて銅座に申付け諸國の出銅を一手に引請させ候間大阪表にて銅を取捌き來り候問屋吹屋中買等總て正銅を取扱ひ候儀は銅座より差配いたすべく候依之國々銅山を稼ぎ來り候分は申すに及はず此上出精いたし相稼ぎ新山等を開掘いたし銅の

出方を試み出銅は少く候とも外賣を致さず殘らず銅座へ差廻し古地銅に至るまで銅座へ相廻すべく候尤も以來銅座へ買入候銅代は無口錢にて即銀拂の筈に候事

但是まで廻し來り候問屋へ相廻し勝手宜き山元は勝手次第問屋へ相廻し着船の節銅座へ相届け候上にて水揚げいたすべく候代銀は銅座より即銀に相渡し口錢を山元には相渡さる筈に付き銅座より仕切書を山元へ相渡すべく候問若し問屋より相違の拂方も有之に於ては銅座へ可申出事

一 長崎廻銅の分は此後とても銅座の取扱にて諸事は是迄の通たるべき事

一 諸國銅山の内にて長崎へ直廻いたし勝手宜き分は長崎直廻に致し尤も其段銅座へ相届け出銅の斤數を年々銅座へ相届けべき事

一 諸國より銅を津出したし候道筋并に津々浦々又は海上にて銅の賣買を堅く致す間敷候尤も固銅并に質銅は停止申付候若し隠し候て

事 園置き或は質入いたし候儀相知るゝに於ては其銅を取上に可<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>

但是迄に園置き又は質に取置き候分有之に於ては斤高を書付け早々銅座へ可<sub>レ</sub>相届<sub>レ</sub>事

斯も銅の出額を多からしめ之を長崎に運送するの便宜を得せしめ又一方にては曩に正徳五年の<sub>レ</sub>新法にては凡唐船持渡品代價八分通りは銅を以てすべしとありしを改め享保十三年よりは銀高四分通りは銅其他は代り品と成して銅の輸出を減したれば其故にや安永の頃に至りては貿易の利も漸く恢復するを得たりければ運上金に關して此年の三月<sub>三</sub>幕府は長崎奉行に令して云く

唐阿蘭陀商賣方の儀御世話有之候以來取締は勿論出銀の割合等も宜く相成り尤も去寅年<sub>（明和）</sub>より金五千兩づゝ別上納も有之候へども猶會所取締の爲にも候間金七千兩程相増し年々上納の積り尤も納方の儀は右金高を一度に納め候に及ばず繰合せ次第一ヶ年兩三

度になりとも上納の儀を以て勘辨いたし御勘定奉行へも申談し増納方の儀を申聞らるべく候

其初め前叙の如く享保八年に定められたる運上金五萬兩は寛保二年を以て止められ其後寶曆年間に壹萬兩づゝ上納の事に成り明和七年より五千兩を増し此に至りて又七千兩を増し遂に二萬二千兩を納むる事に成りたり

是より先き抜荷の密買は幕府これを嚴禁し屢命令する所ありしも未だ其跡を斂むるに至らず<sub>唐人方に尤も多し</sub>寛政元年<sub>松平越中守執政中の改革</sub>之に關して左の如く命令したり

- 一 主謀の密買金銀銅錢を以て買取るもの、雜物を以て取替へ候とも金高に積り拾兩以上の品を以て密買いたし候もの、并に密買の再犯金銀雜物の多少に依らず、右三ヶ條は死罪に申付べし尤も右の金を存じながら抜荷を買ひ候者も同罪に申付べき事
- 一金銀銅錢にて無之雜物等を以て<sub>拾兩以</sub>下品の密買を企て候者は是迄の御仕

置より一二等も重く申付べし右の企を存じ買取り候もの是又同罪たるべき事

一煎海鼠干鮑昆布の類都て右様の代物を以て直買いたし候者共も吟味の上時宜に寄り死罪たるべき事(煎海鼠干鮑等には依物と唱へ支那貿易重要所は常に此條あり)

尋て同二年の改正を以て唐方商賣は船數十艘持渡品原價二千七百四拾貫目之に有餘五割増を加へ三千二百三拾貫目餘を歲額と定め、即ち唐船一艘の持渡品原價二百七拾四貫目の内にて三分一は端物三分二は荒物(藥種書籍茶碗)とし之に對する輸出品は銅百拾五貫目俵物雜品百五拾八貫目を標準とすべしと令したり

○寛政改革以後唐船の持渡品即ち輸入物品の重要なるは

- 端物 白砂糖 諸藥種 朱 鼈甲 香木 紫檀類 鉛丹 丹
- 鉛 錫 繪具類 印材 茶碗藥 弓弦(綿打)等なり
- 輸出物品の重要なるは 棹銅 煎海鼠 干鮑 鱈魚(以上三品を依物と名く) 昆

唐船輸出品入重要物

和蘭船輸出品入重要物

琉球持渡物

布 雞冠草 錫 茯苓 晒所天草天寒 荒所天草 鯉節 刻錫  
丁子 干瀬貝 鳥貝(以上諸色) 此外御種人參、銅器、漆器類等あれども少額なり

但幕府より持渡を命じたる輸入品は御用品と稱して歲額の外たり其代價は皆棹銅を以て支拂ひたり

○和蘭船の重要輸入品は 毛織諸品 木綿織物(唐棧、棧留、更紗等) 龍腦 犀  
フラン 其他藥品 諸顏料 諸染料 象牙 紫檀類 白砂糖 犀  
角(コニヤ) 牛皮 象皮 藤 時計類 硝子器類 其他雜貨  
之に對する重要輸出品は 丁銀 棹銅 樟腦 木蠟 青貝漆器  
陶器等なり

幕府の御用品は銀銅を以て支拂ひ歲額の外たる唐船に同じ(天保の末嘉永安政に至りては船大砲小銃彈藥器械類の注文ありて御用品俄に其數を増加したり)  
此に又薩摩に於ては琉球持渡り唐物と云ふ名稱を以て支那物品を大坂に送ると此に年あり初の程は幕府に於ても其員數の僅小なるを以

同上制限  
を命ず

て之を黙視して問はざりしが、寛政の末に至りては、荐に其數を増加し、長崎よりするの唐物殊に藥種類の販路は之が爲に障礙を受けんとするに到る、是に由て幕府は享和二年を以ての十月薩州に令して云く、去々中年(寛政十一年)琉球へ清國より封王使渡來の節に持渡り候藥種並に器財等を他國へ賣捌の儀を中山王願の趣に申立られ候處、都て唐物の儀は長崎表の外は他國へ引受け賣出し候儀以來とも相成り難き事に候此度の處は右の段、勘辨なく引受け候段不束の事には候へども申立られ候趣は餘儀なき事情にも相聞え候間、格別の儀を以て右雜費を償ひの爲に金壹萬兩下され候間、右持越し候藥種其外の品は琉球へ積戻し候様いたさるべく候向後渡來の節は申立られ候通り藥種類は一切持渡らざる様に堅く申付られ白糸紗綾まきに限り器財の儀は國用の外には持渡らざる様に相心得らるべく候且つ進貢船接貢船渡來の節も藥種類は一切持渡らざる様に致さるべく候尤も代り品渡の儀も申立られ候へども品に寄り渡方の相成ざる品も有

送り状  
手板證文

之候間長崎奉行へ承合せ差支に相成ざる様に取計らはる可く候斯く琉球貿易を牽制するに拘らず其根本に於て之を許可すると個中の消息にて顯然たれば是よりして琉球持渡品の名稱にて唐物は薩州の手にて別に販賣せられたり幸に其員數の僅小なるに由て長崎貿易を太だ妨害するには至らざりけり此後弘化年間薩州の願に山安政元年米國全權ベルリが琉球那覇の開港を請求せしに際したるも琉球の所詮は薩州より事として放任したるも實は琉球交易の認許が原因を爲したるもの歟し并に對馬よりする品物は之を識別し易からしめ以て密買品の媒たらしむ事なきこそ必要なれと此後文化二年に至り二月抜荷の禁を嚴にして左の訓令を下したり

薩州よりは白糸紗綾に限り京都に問屋を定置き相廻し、對州よりは蓬砂其外の藥種類にて唐物に紛しき品は箱詰の上朝鮮産の旨を相記し賣先送り状等紛しく無之様に宗對馬守役人の送り狀を以て相廻す儀に候右の外都て唐阿蘭陀持渡の品は長崎表にて買請け五ヶ所糸割符宿老の手板證文を添へ相廻し候儀に有之候手板無之荷物

の分は不正物に有之候間其旨相心得べき事

幕府は拔荷の密買を禁止するに付ては此後とても深く注意して其法  
 制を設くるを怠らざりけり、但し貿易に關しては幕府が銳意獎勵する  
 に拘らず銅の産出額は敢て多きを告るに至らず長崎會所の銅座坂在大  
 にて買集を勉むると俱に銅の時價は昂貴する而已にて動もすれば高  
 く内國商より買入て賤く外國商に賣渡すの變態を見る事あり爾のみ  
 ならず我が内地の需用を節して之を外國に輸出するは所謂我が有用  
 の物を以て彼が無用の物に換るものにして國家を誤る之より大なる  
 は莫しとの議論は寛政の頃より盛に唱道せられて幕議を動せるに由  
 り貿易の年額を減ずるの外に執るべきの策なきに至れり、但し寶曆の  
 末より明和安永天明に涉りては四詔執唐船にて毎歲金塊銀塊を輸入し  
 たりければ幕吏は我銅を以て金銀を買入れ以て我造幣の料に供する  
 と許多の利益なりとて頻に之を悦びたりけるが是も寛政享和に至り  
 ては漸次に衰へて遂に輸入せざる事と成れり。將また和蘭商船は第十

銅の輸出  
論として  
對論の反て

金銀塊の  
輸入

文化の改

八世紀の末より第十九世紀の初に懸ては歐洲大變亂の爲に其我國に  
 渡來する數も減じて或は來らざる年もありしが遂に其帆影を絶つと  
 數年の久に及びたる事ありけり和蘭の國旗は出島にのみ残りて毎日の之を掲ぐる  
 事絶ざりしと云ふは即ち此時の事にて甲比丹  
 マンドレックス、ドーフが數年長崎に在留し通商等の助力にてハル  
 マの辭書に據り和蘭日本對譯辭書を撰著せしも此時の事なりき歐洲の兵亂の靜謐  
 に歸してより和蘭商船の渡來は舊に復したれども復往日の如くなら  
 ず、唯我國より其頃輸出せる棹銅の中には多くの金分を含蓄するに由  
 り丁銀として此利を以て貿易の命脈を繋ぎたりと云へり。されば文化十年  
 の改正を以て唐船は一年十艘その貿易は御定高割増を合せて銀高三千三百八  
 十四貫目典船の分とも有餘を合算して三千五百貫目を超過すべからず、和蘭は  
 一年二艘その貿易は本方脇を合せて壹千七百貫目の上に出づる可  
 からずと制定して弘化嘉永に至るまで之に準據したり、爾來和蘭船は  
 一年一艘と爲り唐船は夏冬兩度にて六艘と爲り其船數を減じたれど  
 も船體は大きく成りて噸數を増しければ貿易年額には左までの減少を  
 見ず而して銅の出産額も亦之に應ずる程は復その乏を告げざりけり





に拘らず仙臺の處士林子平が海國兵談を著して之を世に公にせたる。されば幕府は外國に對して警備を嚴に修むると同時に輕忽に覺を啓き事を構ふる事なきを望み乃ち寛政三年<sup>九月</sup>異國船取扱に付き左の訓令を發じたり

…總て異國船漂着いたし候はゞ何れにも手當いたし先づ船具は取上げ置き長崎表へ送遣し候儀夫々相伺はるべき事に候、以來異國船を見掛け候はゞ早々手當の人數等を差配り先づ見掛りは事がましく無き舩に致し筆談役或は見分の者共を出し様子を相試し可申候、若し拒み候趣に候はゞ船をも人も打碎き食着なき筋に候間彼船へ乗移り迅速に相働き打捨にも致し召捕へ候儀も尤も相成べく候勿論大筒火矢など相用ひ候も勝手次第の事に候、筆談等も相調ひ又は見分等をも拒まざる趣に候はゞ成たけ穩に取計ひ右船をば計策を以てなりとも繋ぎ置き船具等をも取上げ置き人をば上陸いたさせ番人を附置き立歸り申さざる様に致し置て早々相伺はらるべく候、若し異議に及び候はゞ捕へ置き申ざるべく候、異國の者は宗門

の所も相分らず候に付き番人の外は見物等を禁ぜらるべく候…

同四年<sup>十一月</sup>また命令して云く

異國船漂流の節の取計方に付き去亥年<sup>(寛政三年)</sup>相達し候趣は<sup>(即ち前文の訓令)</sup>領内は勿論隣領等へも兼て手筈を申合せ置かるべく候、前以て規定致置き候て然るべき筋は相伺はるべき旨去年中相達し候儀にも候間兼々手配いたし置き候船數人數其外大筒の有無并に一舩の心得方隣領申合の趣等を委細に書付て差出さるべく候、尤も不時に御役人御用序等の節に相越し手配の様子を見分いたし候事も可有之候間右様の節は早速人數を差出し手配備の様子は見分を受け候様に致さるべく候

斯く警備に關して幕府は屢諸大小名に訓令して之を嚴飭し越中守自ら總相海岸を見分したり<sup>是れ寛政五年の事</sup>然るに露西亞は此前年を以て渡來したりければ<sup>事は後に叙す</sup>幕府は覺る所ありて寛政九年<sup>十二月</sup>に至り左の命令を下したり寛政令と名くるもの是なり

計策を以てなりと

異國船漂着の節の取計方は寛政三年委細に相達し置き候趣は勿論に候へども、若し心得違ひ候て此方より事を好み手荒の働を仕出し候ては宜からず候、先方より重々不法の次第と相決し止を得ざる事に至り候節は格別の儀、先づは成べきたけ計策を以てなりとも。繫留め置て注進可有之候、總て異國船は漂着候ても海上へ向ひ候ては石火矢を打ち候ならはしの趣に相聞え候へば事故も無きに右に乗じ卒爾なる取計を此方より仕出し候儀は無之様に念入らるべく候、且又全く海邊に所領は無之面々とても近領へ助力の次第は先頃相達し候通り候間、人數等差越の儀は猶又心懸け置かるべく候。此寛政令は慶安奉書に異國船が沖にある刻りは聊爾に取掛る事無用候とあるを敷演して此方より事を好み手荒の働を仕出し候ては宜しからずと令せられたるなれば之を寛永令の攘斥に比すれば外國船に對して大に寛容の處置なりとす然れども計策を以てなりともの一語は是より以來對外の一方略と成り番に計策を以て外國船を繫留る

而已ならず計策を以て應接し談判し計策を以て欺罔し侮辱し爲に威信を外國に失ふの弊端を啓きたり、抑家康公が外國に對せらるゝや取も威信を重んじ禁すべきは必ず許すべきは必ず許し聊にても威信を失はざるを旨とせられたり、家光公の如きも剿敵鎖國の政は行はれたれとも威信を失ふの所爲は無かりけり、然るに寛政令に至りて計策を以てなりともの文字を命令訓令の上に見てしより權變詭詐の計策は外交上に行ひても可なりと云ふが如き概念を起さしめたるは實に徳川幕府の一大耻辱なりと謂はざる可からず、後來幕府が一時の權道を以て通交を許すと云ひ一時の計策を以て貿易を許すと云ひて以て内を欺き外を偽り威信を全く失ひたるは此一語その禍因たるもの歟、思ふに寛文元祿以降漢學の盛に行はるゝに従つて支那流義の對外思想は漸く我士君子の間に浸染し夷狄は仁義を知らず禮讓を重んぜず好利貪欲の野蠻なり之に對して信義を守るの要なし何等の權道を以て之を攘斥し何等の計策に由て之を懲膺するも可なりと云へる僻

説を是認して之を執るに起れるものなるべし  
 當時我國上下の間にて憂慮したる露西亞船は寛政四年三月を以て果  
 して東蝦夷地チモロに渡來したり其地の役人松前藩士來意を尋問するに、  
 是は日本漂流人紀州の水主等三人を護送の露西亞船なり是より江戸へ到り日本  
 政府へ請ふ所あるべしと申立たれば領主松前志摩守より此由を幕府  
 に急報す幕府は直に閣議を定め御目附石川將監村上大學を蝦夷地に  
 遣して應接の任に當らしむ十月石川村上は屬吏を随へて蝦夷地に赴  
 き箱館に於て露西亞人に會見し先づ其護送し來れる漂流人官大夫職吉  
等の三人  
 を請取り露西亞人の陳述する所を聽て、日本政府へ請願する所あらば  
 長崎に到りて申立べし當地は外國と應接するの地に非ずと答へて其  
 書信を斥け更に其請に由りて諭告書と信牌とを與へたり其諭告書に  
 云く

此度送來ル所ノ書翰一ツハ横文字ニテ我國ノ人ノ知ラザル所ナリ  
 一ツハ我國ノ假名ニ似タリト雖モ其語通シ難キ所多シ文字モ間々

分リ難キニ由リテ失意ヲ生センモ亦憚ルベキヲ以テ委シク答ニ及  
 ビ難シ仍テ皆返シ與フ此旨宜々心得ベキモノナリ  
 其信牌に云く

ヲロシア國ノ船一艘長崎ニ至ル爲ニ驗ノ事  
 爾等諭ス旨ヲ承諾シテ長崎ニ至ラントス抑切支丹ノ教ハ我國ノ大  
 禁ナリ其像及ビ器物ヲ持參スルコト莫レ必ズ害セラル、コトアラ  
 ン此旨ヲ能ク遵恪シテ彼地ニ到ラバ爾研究シテ上陸ヲ許スベキナ  
 リ夫ガ爲ニ此一紙ヲ與フルコト爾リ

政府ノ指揮ヲ奉シテ石川將監  
村上大學此度某某等ニ給フ者也  
 寛政五年六月廿七日

是にて露西亞船は退去したりければ石川村上の兩監察は蝦夷地を巡  
 見して江戸へ歸着し復命したり十二月の事我國の記録に載する所は是の如く  
 に計策を用ひて露西亞人を欺きたる消息は後日に至りて發覺したり

同九年十一月 異國船數艘對馬の海上に來り大砲を發射したるが忽に去

りて其行方を知らずとの注進あり、同時に露西亞人等蝦夷地エトロフ島に上陸して十字架を建たりとの注進ありければ、彼も是も露西亞人の所業たり是れ捨置べきに非ずとて、露西亞人がエトロフ其他の諸所に來りて蝦夷地に報告したれども當時幕府は之を採知して之を同十年三月御目附渡邊久藏等を蝦夷地に發遣して實地を巡察せしめ更に御勘定奉行石川左近將監をして其事務を專任せしめ、近藤重藏が命を奉じて北蝦夷地を採知したるは此時なり同十一年正月松前氏の領知たる東蝦夷地の内ウラカワよりシレットコを限り其餘の島々を七年間御用地に成され、御目附村上三郎右衛門遠山金四郎等をして松平信濃守鍋島と俱に蝦夷地を巡按せしめ、近藤重藏が再度の蝦夷地探尋を爲したるは此時なり尋て諸吏員を蝦夷地の各地に就て實況を細按せしめ、向井將監をして外國形の小舟を造らせ、伊能勘解由をして蝦夷地測量圖を作るの順序として先づ伊豆相摸安房上總常陸より陸奥海岸の測量に従事せしめ、享和元年には御勘定奉行石川左近將監御目附羽太庄左衛門をして更に蝦夷地を視察せしめたり、間宮林藏が黒龍江を同二年二月羽太安藝守戸川筑前

箱館奉行

守を擢て、新に箱館奉行に任して蝦夷地開拓蝦夷人撫育等の事務を掌らせ、同時に陸羽諸藩に蝦夷地の警備を命じ専ら力を北陸に用ひしめたり、是より先き寛政元年宗對馬守に命じて朝鮮信使の參府を延期せしめたるは敢て天明年間明使の後に付き接待の費を省かんが爲のみに非ず實は外寇警備忙はしければ天明年間對馬にて聘禮の暇なかりしが故なり、而して朝鮮信使の參府は此時よりして止み、繼いで文化四年對馬にて聘禮の式を行ひ以て恒例となれり、但し琉球人參府は天保十三年まで繼いで文化四年は行はれ

露國使節  
レサノフ  
長崎に渡  
來

是の如く警備を東北に嚴にしたる所に、文化元年九月七日露西亞國の軍艦は長崎に渡來したり、例に由りて港外に繫泊せしめ來意を訊問したるに、先づ此船は日本漂流民四人を護送し來る次に此船には露西亞國皇帝より日本國皇帝への使節としてレサノフと申す大臣乗船あり、是は先年箱館に於て交付せられたる信牌を證左とし露西亞日本兩國間の交誼を通し貿易を行ひ永世の平和を固くせんが爲に特命を帯ひて渡來したるなりと申立たり、長崎奉行は直に其事を江戸に報告し露西亞使節に對しては、江戸政府より何分の下知ある迄は日本の國法に従ひ相待つべしと言はしめ敢て其軍艦を港内に入らしめず、纔に薪水食料を

供給するに止まり許多の番船を配布して之を圍繞し陸地の砲臺には  
守衛を嚴にし一人の上陸を許さず。レサノフは此冷遇を耐忍して江戸  
の報を待つ數月を経れとも更に奉行の報道に接せず之を促せば奉行  
は長崎より江戸に到る往復に半年を費し特に江戸政府に於て評議の  
爲に相應の時日を要するなれば急速には事行かず之を待つと能はず  
とあらば勝手に歸國すべしと言はしめ。使節より奉行へ面會を請へば  
奉行は江戸の命令を得るに非ざれば私に外人に會見するを得ずと拒  
絶して使節の滞在一年に過るも一回だに面會を行はず。繫泊の場所  
僅に鳥陰に風を避るに止まりて素より安全の灣に非ず風濤の慮ある  
を以て頻に港内に船を入れん事を請へども之を許可せず。使節を初  
し船中に病人を出したれば養生の爲に上陸を請ひたれば奉行は幕閣  
へ具申し其指令を得たる上にて港外の一小島しかも住民なき所を上  
陸養生所と定め其内に假屋を作り其周圍には竹柵を廻らし宛然囚獄  
の如くに構造しレサノフ諸人を此に上陸せしめて幽囚し番兵をして

其行爲を監督し捕虜の取扱を爲さしめたり。扱又幕閣にては長崎奉行  
の報道に接して徒らに評議に日子を送り翌文化二年の秋に至りて議  
を決し乃ち御目附遠山金四郎を任命して長崎に下り奉行肥田豊後守  
と會して應接に當らしめたり。遠山は冬に至りて長崎に到着し肥田と  
列席の所にレサノフを引見し之に告げて云く、往年箱館に於て交付し  
たる信牌は長崎に赴くを許したるに止まり決して長崎に於て通信通  
商をロシア國に許すべしと約せしには非ず當時箱館にて諭告せし  
如く通信は朝鮮琉球の二國に限り通商は唐和蘭の二國に限ると國家  
の恒典なれば幾回これを請求するとも應諾すべきに非ざるなり返答  
は正に是の如し使節船へは薪水食料を給與すべき間早々出帆いたし  
再度渡來す可からずと諭したればレサノフは已を得ず文化三年正月十  
長崎を退帆したり。年箱館に於て通信交易を許可すべしと云ふが如き意味の旨言を以て露國  
參して談判に及ばし同地に於て通信交易を許可すべしと云ふが如き意味の旨言を以て露國  
船を退去せしめ即ち例の計策を以てなりとの筆法を用ひしなりされば露國にては之を  
信實なりと思ひてレサノフに使節を命し圖書贈遺品を携帶せば和親貿易條約の談判は必定  
勿論深く此信牌に信を措き江戸より全權有司が長崎に來答せば和親貿易條約の談判は必定

往年散  
りた  
た

文化令

事行はるべしと思ひ冷遇を忍びて待たりけるに此度遊山金四郎來着して意外にも拒絶の返答に及びたればレサノフは初めて露西亞人が往年箱館にて石川村上に欺罔せられしを覺り大に日本の不信を憤りて去れりと云へり、長崎故老の口碑に傳はりて余が幼年の頃に聞きたる所も亦之に同じし、但しレサノフは其憤懣を顔色に顯はさず其去るに臨み上陸養生所の壁にたりに日本人の好意なる待遇は肝に銘なして之を忘却せざるを願ふし、たりに云へり此後露西亞人が幾もなくして蝦夷地を亂妨ししたるも此事を其原因たりと云ふも蓋し實に近斯て幕府は左の命令を發したり、  
十月二日文化令と名くるものなり

先達てオロシヤ船長崎へ渡來いたし通商等の儀を相願ひ候へども取用ひ難き筋に付き其旨申諭し先年與へ置たる信牌も之を取上げ歸帆いたさせ候に付き再渡は致す間敷候へども此後萬一漂流に事寄せ乘來り何れの浦方に船を繋ぎ申す間敷ものにも無之候間異國船と見受け候はゞ手當いたし人数等差配り先づ見分の者を差出し篤と様子を相糺し彌、オロシヤ船に相違なく相聞え候はゞ能々申諭し成たけ穩に歸帆いたし候様に可相計候尤も實に難風に遭ひ漂流いたし候様子にて食物薪水等に乏く直に歸帆成り難き次第に候はゞ相應に其品を與へ歸帆いたさせべく候且つ何程相願ひ候ても上

ひば  
ひに  
打に  
拂及

亂蝦夷  
地を船  
妨す

陸は致させず歸帆までは番船を附置き見物等をも相禁し其段早々注進あるべく候尤も再應申諭し候ても相拒み歸帆いたさせ異議に及び候はゞ時宜に應じ伺ひに及ばず打拂ひ其旨を申聞べく候右牀の始末に至り候節は諸事寛政三亥年異國船の儀に付き相達し候趣に准じ取計ひ可申候

露西亞使節船が穩に長崎を退帆したるは深く存する旨ありての事に非ざる歟は幕府にても内々懸念せられたるに同年九月上旬西蝦夷唐太島の海上に露西亞船二三艘相見え夫より五六艘に成り十餘艘に成りて九月廿九日の夜異人上陸して鐵砲を放ち番人四人を捕へて本船に歸り藏々に貯へたる米を奪ひ其他侵掠を恣したりと南部津輕の兩家より注進に及び此兩家は當時蝦夷地其翌四年四月再びエトロフに來りて掠奪を行ひたれば幕府は左の告示を爲せり、  
六月

常四月廿三日箱館より三百里程北の方東蝦夷地エトロフ島の内ナ  
イホと申す所へ魯西亞船二艘來着上陸いたし番人等を擄捕へ番屋

藏々を焼拂ひ同廿九日同島の内箱館奉行支配之者の罷在候會所シ  
ヤナと申す所へ右船二艘を差寄せ上陸いたし大筒等を打掛け候に  
付き勤番之者ども相防き五六人打殺し深手を負はせ候者も有之處  
に夜に入り裏手へ相廻り火を掛け焼拂ひ候に付き防ぎ兼て一同シ  
ヤナを引退き候由箱館奉行より注進有之候且又去月十七日以來南  
部津輕の沖合にも怪き船相見え同十九日箱館近邊の沖にも乗寄せ  
候處程なく西の方エサシ崎と申す所の沖へ走り通り帆影も相見え  
ず右の外別條は無之事に候世上に於て彼是風聞可有之候間心得罷  
在り急度なく咄置くるべく候事

北地飛殿  
依て御目附遠山金四郎を蝦夷地に遣し津輕越中守時在府に國に就しめ尋  
て若年寄堀田攝津守正に親命ありて蝦夷地巡見として發遣せしめら  
れたり或説に云く蝦夷地に於て晉西亞船亞妨の注進幕府に達しければ將軍家齊公には  
御大事に候へば與羽夷の諸大名を蝦夷地の御久しく候蝦夷佐渡に據る非ともありては山々しき  
其主政千代幼年なれば關老に牧野備後津守忠精され千代の叔父にて候へば攝津守を蝦夷地御守候り

松前奉行

千の總督に任せられ然るべく候ふ歟と申す同列皆此職に同意す伊豆守又左候は淺姫様を政  
備を命せられし御沙汰を下され候後蝦夷地の變を告げ警斯て河尻甚五郎村垣左大夫  
を松前奉行に任し箱館奉行羽太安藝守を免職し露西亞人來侵に際し  
會所を明渡したる吏員屬官等を罰し仙臺會津の兩藩に蝦夷地の守衛  
を命じて専ら防禦の任に當らしめ兼ては又江戸灣の防衛として相州  
三浦・城ヶ島・觀音崎等に六ヶ所の砲臺を築かれたり

長崎英國  
船の變

個様に東北の防禦に力を用ひられたる所に文化五年には又長崎に於  
て英吉利船の變こそ起つたれ其顛末を略叙せん此年八月十五日外  
國船一艘和蘭國旗を艦頭に掲げて長崎の港外に來る時に一八〇八年歐洲  
時に引續き那破帝政の頃なれば和蘭は佛蘭西の爲に懸にせられ和蘭商船も數年間長奉行所  
の檢使は例に因り旅合の爲に和蘭商館の書記役和蘭二人を伴ひ小舟  
にて乗附たるに和蘭商船にはおらず英吉利軍艦にてありけり英吉利  
人等ば彼書記役を捕へて艦中に拘留し檢使等の上艦を拒みて更に其  
制止を聞入れず和蘭の國旗を撤去して英吉利の國旗を掲げ檢使船を

英國軍艦  
の無狀

長崎奉行  
防戦を命ず

和蘭商船  
を捕獲し  
來るが爲に

脅迫して追跡し、剩へ其夜端舟三艘にて港口の砲臺の前を通過し港内に入りて捜査を行ひたり。長崎奉行松平圖書頭英康は大に其無狀を憤り彼英吉利船は奉行所より差向たる檢使の乗船を拒み剩へ其制止を聞かずして港内に乗入たると我國法を犯すものなり速かに防戦の計を運らざるべしと奉行の職權を以て其命令を肥前鍋筑前田黒大村等の諸藩に下す此年は肥前鍋島氏長崎警備の主任たり凡そ和蘭商船は五月入津九月出帆を以て早渡來する事もあるましと推測し奉行にも告げずして例年の如く諸砲臺の番士等を引上げ國許へ歸し僅に少人數を留守させ置たるを以て鍋島氏は防戦の手當を爲す事を得ざりき而して鍋島家の戍兵は此命令を奉ずると能はず眼前防戦の任に當るべきは僅に奉行所直轄の長崎地役人のみなれば人心騷然たり。彼英艦に拘留せられたる和蘭商館の書記役は日暮に至り免されて歸り報じて云く、彼船は英吉利國軍艦「フエートン」號なり現時歐羅巴にては英吉利と佛蘭西と戦争中にて和蘭は佛蘭西に與するに由て英の敵とする所たり英は和蘭商船二隻長崎港内に繫泊すと聞き之を捕獲せんが爲に來れるなり然れども其和蘭船此に在らざる以上は退去すべきに付き

英艦長の  
返翰

食料薪水は和蘭商館にて之を供給すべし英艦は右の次第なるを以て日本に對しては毫も敵意ありて來るものに非ず出島の和蘭商船を浸掠せざるは日本に敬意を表するが故なりと艦長より嚴達したりと。圖書頭これを聞て、惜き英吉利軍艦の舉動かな英吉利國は我通信通商の國に非ず然るに其軍艦が許可をも得ずして長崎港内に乗入たると我國法を犯すの所爲たり速に當港を退帆すべし遅々致すに於ては其艦に過あらんとの旨を書面に認めて之を英艦に送達せしむ。フエートン艦長は返翰を以て、英吉利國皇の軍艦が長崎に入津したるは戦時の例その敵國たる和蘭の商船を港外に待受て拿捕せんが爲なり然るに其商船此に在ざるを以て薪水食料等の供給を得ば即ち退帆すべきなり出島の和蘭人を宥し和蘭の國旗を樹てたる商館に手を着けざるは其日本領土内に在るを以て日本を尊敬しての故なり英國軍艦に對して長崎奉行が禮節を失へると艦長が不快に思ふ所なれども敢て其無禮を責めざるべし望む所は艦中需用品の供給に在るのみ夫をも應諾なき



に於ては日本は我敵國に荷擔するの所爲ありと認め時宜に由りては不得止長崎市中を砲撃するの不幸を見る事あるべしとの旨を答へ併て其士官を出島に到らしめて供給の周旋を威迫す。圖書頭は此返翰を見て益憤怒し異船無禮なり此上は意を決して打拂ふべしとて乃ち徹夜軍備を整へ弓槍鐵砲を蒐集し人數を召集す。和蘭甲比丹は大に之を憂ひ切に圖書頭を諫むるに開戦の不得策たるを以てし、圖書頭も亦成兵寡少にして開戦の實力なきを覺り甲比丹の意見を容れて薪水食料を供給し又甲比丹の請を許し和蘭商館よりも贈遣する所あらしめたりければ十六日翌日に到り英艦は長崎を退帆したりけり、當時の記録家が文化五年英國船長崎亂妨始末と名け以て英船暴戻の一證左と爲せるは即ち此事を云ふなり、但し長崎は開戦砲撃にも至るべしとて市中の騒動は一方ならざりしと云へり。扱も長崎奉行松平圖書頭は是の如き侮辱を蒙りながら攘斥の實を舉ると能はざりし罪を幕府に謝する

長崎奉行  
松平圖書頭

旨の遺言を裁し乃ち十七日の夜を以て切腹を遂げたり其遺言に云く  
一 旗合の節に和蘭人兩人を奪取られ檢使の者その儘一旦御役所へ引返し甚だ柔弱の取扱を仕り日本の耻辱と相成り候事畢竟家來の臆病とは申しながら主人常々申付け様行届かず 公儀の御威光を穢し候段申譯無之候是れ一ヶ條

一 十五日の夜端舟にて異國人港内へ乗入り候は案外にて陸手の備のみ頓着いたし沖より理不盡に右様の仕業あるべしとは心付き不申候右等の儀有之候は、肥前兩御番所にて防留め可申儀に候を別段差圖をも相加へず候段油斷の至りに候是れ三ヶ條兩御番所は長崎港の咽喉を隔する兩砲臺なり

一 十五日は晴夜にて右異國人端舟三艘にて兩御番所前を罷通り候を内實は 前の番衆鍋島家見分いだし居り候へども畢竟詰合の人數少く候て遮り候事も相叶はざる故に見遁し候は全く當年は和蘭船も不參と心得内々にて國許へ引取り兩御番所を合せて人數總に百

四五十人も相詰め候仕合なれば所詮三艘の異人を防留め候事も相成らず態と見遁し候段跡にて相顯はれ候兩御番所の儀は兼御定法の人数も有之候所に右舩は鍋島家の不埒と申す條奉行としては内々見聞し役人をも附置き内糺等も可致に其儀も無く御番所の空虚に及び候儀は第一奉行たるもの、不行届ゆえ肝要の圖を外し候段今更無念の至りに候是れ三ヶ條

一異國人より法外の横文字を差出し不届至極に付き焼討の手當を肥前筑前へ申渡し候處人数到着せざる故に是非に及ばず和蘭人より穩なる取計を頼み候に任せ薪水米野菜等を和蘭人よりも牛二頭并に豚等を相贈り候て彼方より焼討を仕らざる様に取鎮め候儀は畢竟人数の不足ゆゑに和平の取扱を仕り候段其不調法は餘儀なき次第に候是れ四ヶ條

一大村上總介儀今二時計りも早く到着仕り候はゞ申談し候て御役所の人数并に地下役人共又は諫早播磨の人数等を取合せ焼討も仕る

べき處に肥前の人數間に合ひ申さず且つ上總介到着遅參にて無據は候へども程合も延び候中に異國船は出帆仕り候儀殘念に奉存候向後長崎奉行の儀は兎角大身の者へ仰付られ度候是れ五ヶ條  
右五ヶ條不調法の取扱ひ淺智にて萬端行届かざる儀ども今更後悔に及び候へども一身の耻辱は兎も角此場に至りて天下の御耻辱を異國へ顯し候條不調法の仕合に御座候御斷りとして切腹仕候此段御披露給り度候

八月十八日

松平圖書頭

此遺書に據りて以て當時泰平に慣れ長崎守衛の如きも弛廢したるを想知するに餘あり而して圖書頭が攘斥の實を擧ると能はざりしを自効し一死以て其罪を謝するの心事亦悲ひ哉斯りしかば松平肥前守は之が爲に幕府の誣責を被りて逼塞を命せられ藩士の自殺せるもの七人に及びべり是より先き英吉利船が長崎におよび其諸所に來りて通商を請へる三四回所なりとは是れ當時一様に唱道せらるるなり然れども事實は然らざるなり

長崎の騷擾に因て幕府は益外國に向ひて戒心を懐ける所に文化八年に至りて蝦夷地にては再び露西亞船の事あり。初め露西亞船が前叙の如く文化四年蝦夷地に來りて亂妨を爲したるは其頃堪察加カムサツカに來住せる露國の冒險海商某が日本の防衛は、太だ薄弱なりと聞て探檢を試み其備なきに乗して掠奪を行ひたる私舉に出て露國政府が與り知らざる所なれども、我國にても素より其事情を知らず是ぞ露國使節レサノフが便命を達すると能はざりしを憤りて露國政府に掠奪の計を勸め乃ち其事に及べるものなりと臆測して戒嚴以て之に備へたるに、此年文化八年五月露西亞船一艘船員六風浪の難に罹り蝦夷地トマリ崎トマリに着し船員八人上陸したるをば南部家の番兵等取圍みて之を虜にし松前に護送したり而して露船は一戦にも及はず倉皇その地を退帆したり此八松前に幽明れば文化九年八月露西亞一艘また蝦夷地センヘコタンセンヘコタンに來着し其地の番兵に會見し去年日本に捕へられたる露國船員を還さん事を請求したるに番兵は彼露國人は既に首を刎られたりと詐り告ぐ、

蝦夷地に  
て露國船に  
す其虜に

露國と和  
議成る

是に由て露國船は此地を去り近海に於て我商船を捕獲し船頭高田屋嘉兵衛等を虜にして去れり。嘉兵衛は虜と成りて堪察加カムサツカに至り露國官吏の尋問に對ふるに我國の事情を以てして往年露國船が蝦夷地に往年露國船が蝦夷地に且つ露國船員は今尙生存して松前に在るの實を告げ媾和の策を説きたり。其翌文化十年五月露國船は嘉兵衛を乗せて松前に來り我國の吏員と會見に及び、往年蝦夷地に於て掠奪を行ひたるは露國冒險海商の私舉に出て露國政府の與り知らざる所なり高田屋嘉兵衛より其事を知得たりければ露國政府は嚴に糾問して之を罰し以て其真意を表す依て先に日本に捕へられたる船員を放還せられ度露國船も嘉兵衛を還して將來互に鬭争に渉る事なかるべきを切望すとの旨を陳述したれば、我官吏も之を應諾して彼の捕虜を放還し、爾來日本露西亞兩國の經界はルツルツ島を以て中立の間地と爲しエトロフ以南は日本領シモシリ以北は露西亞領と定めて其約を立てたり、是よりして露國船は復來らず北陸爲に靜謐と成たりければ是れ實に嘉兵衛の功と稱せられたり此捕虜

て松前に幽囚せられしは將國海軍士官クルーゼンステルン其一人に  
 北陸の警報は止みたれども英國船の我東西海岸に來るもの益頻繁な  
 り文化十四年九月英船浦賀に來る。文政元年五月英船浦賀に來り通商を請ふ許さず薪水を  
 與へて去らしむ。同七年五月英船常陸に來りて上陸す之を遣り退帆せしむ。同年七月英船  
 薩摩寶島に來り野牛を奪て去る。以上我記録の所載。文化十年英人ラッフル長崎出島の和蘭商館  
 を奪はんと謀りて成らず。同十一年再び來りて又成らず。文政八年コルドン日本に赴く。以上四  
 史の所載。此外にも英船の來沿海警備の任に當れる諸藩の武士は奔命に疲れ  
 幕府も亦其煩に堪へず、高橋作左衛門天文乃ち建議して云く、瀬年英國  
 船が屢、我東海に來るは固より彼國政府より派發するの使船に非ず概  
 皆捕鯨船が時に風浪に遭て著岸上陸するに過ぎるのみ是の如き漁船  
 の隠現する爲に我防海守衛の兵を勞し財を費すは得策に非ず一意攘  
 斥の令を布き一發以て其膽を奪はば彼捕鯨船等は必ず恐れて復我海  
 岸に近寄る事無かるべし以上三幕閣は此建議を採用し乃ち文政八年  
 の二月を以て異國船打拂の命令を諸大小名に下したり文政攘斥令是な  
 り其文に云く  
 一異國船渡來の節の取計方は前々より數度仰出され有之オロシヤ船

の儀に付ては文化度に改て相觸れ候次第も有之候處イギリス船は  
 先年長崎に於て狼藉に及び近年は所々へ小船にて乗寄せ薪水食料  
 を乞ひ去年に至りては猥りに上陸いたし或は廻船の米穀島方の野  
 牛等を奪取り候段追々横行の振舞其上に邪宗門へ勧め入れ候致方  
 も相聞え旁捨置かれ難き事に候一體イギリスに限らず南蠻西洋の  
 儀は御制禁たる邪教の國に候へば以來は何れの浦方に於ても異國  
 船の乗寄るを見受け候はば其所に在合せ候人夫を以て有無に及ば  
 ず一圖に打拂ひ逃延び候はば追船等を出すに及ばず其分に差置き  
 若し押て上陸いたし候はば搦捕り又は打留め候ても苦しからず候  
 本船近寄り居り候はば打潰し候ども是又時宜次第に取計らるべ  
 き旨浦方末々の者まで申含め退て其段相届げ候様にと改て仰出さ  
 れ候間其意を得浦々備手立の儀は土地相應實用專一に心掛け手重  
 に過ぎ申さる様又怠慢も無之永續いたすべき便宜を考へ銘々存  
 分に申付らるべく候、尤も唐朝鮮琉球などは船形人物も相分るべく

候へども阿蘭陀船は見分る相成り兼申すべく右等の船を萬一見損じ打誤り候とも御察度は有之間敷候間二念なく打拂を心掛け圖を失はざる様に取計ひ候處專要の事に候條油斷なく申付らるべく候

一異國船國々へ渡來し或は海上に於て出會ひ候節に向々よりの届書多分荒増の儀のみ申聞け内實の事情は相分り難き儀も有之候間以來は浦方末々迄も相包まず有體に可申出旨兼申含め置き兎角事實相違なき様に申聞け候儀專要たるべく候今般異船打拂の儀を仰出され候も事を好み候筋には無之候へども近來の様子捨置かれ難き次第に付き仰出され候事に候條精々入念申付らるべく候

一國々の廻船漁船海上に於て異國の船に相親み候儀は前々より御法度の事に候今般浦々に於て異國船乗寄せ次第打拂ふべき旨改めて仰出され候間船方漁民等彌嚴重に相守り心掛け可申候若し異國人に相親み候儀を隠し置き後日に相顯はるゝに於ては嚴科に處せらるべく有體に訴出て候はゞ一旦同意の者にても御褒美下さるべく候

攘斥令は  
虚喝

問相包まず申出べきもの也

右之趣浦々へ建札いたし置き候様に向々へ相觸らるべく候此攘斥令は敢て海外諸國を敵とし全國の休戚を賭して砲撃を行ひ鎖國の實行を遂げんと云ふが如き斷然たる決意に出でたるに非ず高橋ごとき者の建議を容れて計策を得たるものと輕忽に思惟し先づ是の如く發令して和蘭人を介し之を諸外國に告知せば彼等必ず懼れて復我海岸に近寄ると無かるべしとの虚喝に出たるが故に之を寛永鎖國令に比ぶれば其精神に於ては實に霄壤の別ありと謂はざる可からず、當時の閣老及び幕僚有司は此攘斥令が將來如何なる禍害を我外交に貽すべき乎を察せず偶發令後數年間外國船の帆影の我海上に現はれざるを見て果して此令の功なりと信したるに至りては淺見の極にてありけり

○第十章 對外方針移動の事由

モリソン渡來の風説 時論紛々 渡邊登高野長英 處士橫議の罪 天保  
 新水令 甲比丹へ申渡 唐和蘭より護送の外は漂流民を請取らず 和蘭國  
 皇の忠告 開老運署して拒絶の返翰 米國船漂流民を浦賀に護送す 一時  
 の權道 米國軍艦渡來 米國に於て日本に通ずるの議 米國の要請を拒  
 絶す 琉球に於ける英佛の要請 島津齊彬 琉球處置を薩州に一任す  
 琉球通商の黙許 英佛軍艦

ユリソンの風説

天保八年米國船モリソン號我國の漂流民を乗せて浦賀に來り砲撃に會  
 ひ護送の目的を達せずして退帆したる事あり 此モリソン號は當時媽港(澳門)  
 船にて漂流民護送の役川もキンクグ之ヲ支給したり此漂流民は六年前に米國海  
 岸に漂着せるを米國船これヲ救ひて後に媽港まで便船にて送たるなり 是と同時  
 崎に入津の和蘭商船は風説書を以て入津して新聞紙を抄録なり和蘭商船の  
 錄して長崎奉行所 此事を報じてより當時の蘭學者は之を誤り傳へて云く  
 英國は東洋十六島の總督モリソンと云へる高官の者を使節に命じ數  
 艘の軍艦を率て日本に赴き通商修交を請はしむべし此モリソンは職  
 文武を兼て學問該博善く十八ヶ國の語に通ずるの大官なり若し日本  
 に於て相當の禮遇を欠く事あらばモリソンは砲撃を以て無禮を責問  
 するに到らんも亦測り難かるべしと云々 或は云ふ當時英國東印度商會より使

時論紛々

渡邊登高野長英

處士橫議の罪

へるを以て蘭學者は此誤を致したり云 此モリソン渡來の風説漸く世上に聞えけ  
 れば 幕閣は斯る風説を秘密にす 對交政策は忽に時論の一大問題と成り中  
 も和蘭の書を読み海外の事情を少しく知れる志士は二念なく異國船  
 を打拂ふべしと命じたる文政攘斥令の不得策たるを論し通商修交の  
 古例即ち寛永鎖國令頒布前の舊に復せられん事を望み或は其議を幕  
 府に建築し 上書の上機藏の 或は匿名の書を著して民間に傳へ 渡邊登高野長英の横議論  
 語等の人心これが爲に恟々たり幕閣は水野越前守その首座たりけるが  
 斯る議論は人心を蠱惑する者なりと認め乃ち處士橫議の罪を以て渡  
 邊登高野長英等を罰し所謂蘭學者派の流弊を矯正するに従事したり  
 天保十年十二月の事○同時に松本斗機藏が建白したるを發して是敢て越前守の  
 主張のみに非ず當時の幕閣及び要職諸有司は皆舊章に由りて鎖國政  
 策を墨守するを悦び開國の新説を諦聽するを嫌ひたるに起れり而し  
 て此處刑ありてより開國説を執れる志士は皆口を鉗して之を言はず  
 空しく守舊の徒をして攘斥説を放言せしむるに至れり 後年嘉永安政に至  
 り和蘭の國是を論

天保薪水  
令

れるに及び幕閣及び要職有司中には開國の得難たるを内心に覺然れども幕閣も亦自ら反省して文政攘斥令の不可なるを覺りしかば更に天保十三年七月二日を以て左の令を發したり天保薪水令と名くるもの是なり

異國船渡來の節は二念なく打拂ひ可申旨文政八年に仰出され候然る處方今萬事御改正にて享保寛政の政事に復せられ何事に寄らず御仁政を施され度との有り難き思召に候(是は天保の改)右に付き外國の者にては難風に遭ひ漂流等にて食物薪水を乞ひ候まで渡來いたし候を其事情も相分らずに一圖に打拂ひ候ては萬國に對せられ相當の御仕向とも思召されず候依之文化三年異國船渡來の節取計方之儀に付き仰出され候趣に相復し候様にと仰出され候間異國船と見受け候はゞ篤と様子を相糺し食料薪水等乏しくて歸帆も成り難き趣に候はゞ望の品を相應に與へ歸帆可致旨を申論し尤も上陸は致させ間敷候併し此通り仰出され候に付ては海岸防禦の手當を忽せに致し置て宜しなど心得違ひ又は猥りに異國人に親み候儀等

甲比丹へ  
申渡

は致すまじき筋に付き警衛向の儀は彌嚴重に致し人数並に武器の手當等は是迄よりも一層手厚く聊にても心弛み無之様に相心得可申若し異國船より海岸の様子を窺ひ其場所の人心の動靜を試し候爲などに鐵砲を打掛け候類可有之哉も計り難く候へども夫等の事に動搖いたさず渡來の事情を能々相糺し御憐恤の御主意を貫き候様に取計ひ可申候されども彼方より亂妨の始末ある歎望の品を與へても歸帆いたさず異議に及び候はゞ速に打拂ひ臨機を取計は勿論の事に候備向手當の儀は猶追て相達し候次第も可有之哉に候文化三年和觸れ候趣の書留は可有之候へども心得の爲に別紙寫を相達し候(文化三年令は前に載たり)

此發令に付き幕府は長崎奉行を經由して和蘭甲比丹に申渡をなさしめたり其書付に云く

異國船日本の沖合へ渡來る時は打拂方の儀は嚴に取計ふに付き和蘭船も長崎の外へ乗寄すると有間敷にも無之船の形の似寄り候へ

第十章 對外針方の移動の事由

ば兼て其旨を心得不慮の過なき様に心掛け通船いたすべき旨文政八年に申渡し置き候處當今は何事に由らす御仁恵を施され度との有り難き思召に付き外國の者にては難風に逢ひ漂流等にて食物薪水を乞ふ迄に渡來り候ものに對し其事情に拘らず一圖に弓鐵砲等を打放ち候ては外國へ對し信義を失はれ候御處置に付き自今以後は異國人渡來り候とも食物薪水等を乞ふの類は打拂はず乞ふ旨に任せ歸帆いたすべき事に取計ふ間由ては和蘭人ども心安く通船いたすべく候外國の者たりとも斯程までに信義を厚く思召し有がたき儀を能々相辨ふべく候

此令を發したる時は恰も清國に於ては豊を英國に啓きて大敗し香港を割て和を構せし時なれば幕閣は此警報に接して大に反省したるもの歟、又かく食料薪水を給與するに付ては其代價を徵收すべしとの議は和蘭甲比丹の上申に係り之を然りとするの評議もありしかど左ありては却て煩累を招くの恐ありとて閣議は従前の例に由りて無代價

唐和蘭の漂送民の取戻しを請ふ

惠與の事を變更せざるべしと議決したり。然れども此令を發したるが爲に外國船は復砲撃に會ふの恐なきを以て管に漂着のみに非ず我漂民を送還するに托して渡來する事の屢あるべき歟さありては其煩に堪へずとて、我漂民を護送し來るとも唐和蘭の外は之を請取らずと定め之を海外諸國に傳達せしめて其途を杜絶するに若かずとて乃ち天保十四年八月を以て和蘭甲比丹に申渡し且つ國中に介して云く

一日本人の内にて外國へ漂流いたし候ものは手寄次第唐阿蘭陀の内へ請取り連越すべく候其外の國々より連越し候とも請取らざる旨此度在留の甲比丹へ申渡し外國之者共へも通達に及び候右に付ては向後唐阿蘭陀の外は外國之者共若し漂流人を連渡り候儀有之とも決して請取り申間敷候

一外國の船何れの浦々へ乗寄せ候とも去寅年(天保十三年)相達し候通り薪水食料等に缺乏いたし候はゞ其廉のみ用辨いたし遣し早々出帆いたさせ候様に取計ひ可申候右の外は都て去寅年相達し置き候通り



に心得べく候

一六二

此に和蘭國軍艦ハレンハンク號は弘化元年二月を以て長崎に渡來す、此軍艦の艦長コープスは和蘭國皇の親命を承り其親書と方物とを携帶し使節と成りて開國の忠告を幕府に致さんが爲に特に發遣せられたる所に係る、和蘭國皇維廣<sup>ホムカウ</sup>第二世より將軍家に送られたる親書の要領に云く

近年支那は英國と戦ひ歐洲の兵術に勝つと能はずして終に敗軍に及び和睦を取極め舊法を變じ歐洲通商の爲に五港を開き候……英國は國民の資力と勞力とを厭はず新に商賣の道を開く事のみを心掛け候故に既に廣東に於て英商と支那官吏との間に爭論を起し延て大戦と成り支那の敗北は嘆ばしき狀況に候、右に類するの禍は貴國にも可有之歟、凡そ禍は意外の小事より發するものなり近來は貴國近海へ漂泊の外國船年に比して其數の多きを加ふるに付き或は貴國人民と外國人民との間に於て計らざる爭論も出來すべき哉小

和蘭國皇の忠告

事より大事に及ばんも計り難しと甚だ心痛仕り候、既に一八四二年<sup>(天保十三年)</sup>長崎奉行より和蘭甲比丹に渡されたる諭告にて漂泊の外國人に對せらるゝ憐恤の盛意は顯はれ候へども難風に遭ひ或は食料等に缺乏して漂着する船に限られ候是を外にして貴國へ對し害心を挾まずして渡來する外國船は如何御取扱ひ成さるべき歟、右様の外國船を無理に追拂ひ成され候ては其爲に爭論を引起し夫よりして合戦の騷亂に及ぶ事に候……智者の位に在るや平和を保持するの計を立つ、若し舊法を墨守するが爲に却て國家の禍害を招くの慮あらば宜しく其制度を變通して之を寛裕にするの方法を考量せらるべし、望むらくは貴國に爭亂等無之様に外國に關り候儀に於ては貴國の法例を寛優に御沙汰有之度候……

此趣意を以て鎖國の非を諫め信義を厚くし禮節を守りて外國に對すべきを忠告し且、國皇の油繪肖像書籍方物品等を贈進し以て幕府が鎖國攘斥の陋計を止め開明の趨勢に就かん事を切望せられたり、然るに

開老運署  
の返絶署

幕府は其開議に於て和蘭國皇の好意を空くし使臣たる艦長を禮遇する事も無く將軍家より和蘭國皇へ返簡を送らるゝ事も無く開老阿部伊野衛後守、青山下、野守、戸田山城守連署の書翰を和蘭國宰相に送りて其忠告を拒絶したり、其畧に云く(源文は)

貴國二百年來通商ノ故ヲ以テ我國ノ利害ヲ察シ忠告セラル、一事ハ其言極メテ懇款ナリ我主良ニ以テ感荷シ理宜ク布報スベシ然ルニ今然ル能ハザルモノアリ我祖宗創業ノ際ニハ海外諸邦ノ通信貿易ニ固ヨリ一定ナシ後ニ通信國ト通商國トヲ議定スルニ及ビ通信ハ朝鮮琉球ニ限り通商ハ貴國ト支那トニ限り此ヲ外ニシテハ則チ一切新ニ交通ヲ爲スヲ許サズ貴國ノ我ニ於ケル從來通商アリテ通信ナシ信ト商トハ又格別ナリ今之ガ布報ヲ爲サント欲スレバ則チ祖法ニ違碍ス故ニ臣等ヲシテ此意ヲ公等ニ達シ之ヲ貴國王ニ稟セシム事不恭ニ似タリト雖モ祖法ノ嚴ナル此ノ如シ不得己ノ所以ハ請フ之ヲ諒セヨ……抑祖法一定嗣孫遵ハザル可カラズ後來ノ往復

米國船漂  
に民を浦賀  
に護送す

ハ幸ニ停メラレヨ或ハ其レ然ラズシテ再三ニ至ルト雖モ受ルコト能ハズ幸ニ訝ヲ爲ス勿レ公等ノ書翰ニ至リテモ亦此ニ準シテ報ヲ爲サザルナリ但シ貴國ノ通商ハ則チ舊約ニ違ヒテ替ルコト無シ亦是祖法ヲ慎守スルノ幸ニ之ヲ國王ニ稟セヨ則チ云爾ト雖モ國王ノ忠告ノ誠意ニ至リテハ則チ我主モ亦深く感銘シ敢テ疎外セザルナリ……

斯て此書翰を翌弘化二年の六月長崎にて和蘭甲比丹に交付し之に告諭するに同一の趣意を以てし實に冷遇を極めたり然ども後年米國全權ペルリが江戸灣に來りて我鎖國の門を敲くに際し幕府が戰爭を賭して之を峻拒せざりしは事勢の然らしむる所に出るも此和蘭國皇の忠告は間接に與りて方ありと謂ふべき歟幕府に於ては新に海防掛の名稱を設け別當せしめたるは此時に始まる、或は和蘭忠告に由りて其必要を感じたるもの歟

此年弘化二年米國船一艘浦賀に來りて我漂民を護送す三月幕府は曩に支那和蘭兩國の船を以てするの外は漂民を送來るも之を請取ると莫れ

と令したるに拘らず更に反省する所ありて浦賀奉行土岐丹に命じて之を請取らせたり其訓令に云く

外國への漂民共を請取方の儀に付き去々卯年(天保十)相觸れ候趣も有之候へども此度渡米の異國人共は右の趣を未だ相辨へ申さざる儀にも可有之候間此度は全く一時の權道を以て漂流人を浦賀に於て請取り去々卯年相觸れ候通り向後は假令漂流人を運渡り候とも請取る間敷旨通辯を以て申諭じ食料薪水等を與へ其外萬端の取計方何れも圖を失はず後患を殘さざる様に厚く相心得取計ひ候様に致さるべく候。

依て漂民は浦賀にて請取り米國船は退帆したり是にて天保漂民令も亦徒法と爲せり但し往時對外政策の秘訣たりし計策を用ひてなりとも悪格言は此時よりして更に一步を進めて一時の權道と云へる惡格言を出し來り遂に嘉永六年に至りては己を欺き他を欺くの用語と成る迄に至れり其端緒は即ち此時に在りけり

同三年閏五月米國軍艦二艘浦賀に渡來す我國に對ひて通商の談判を開始せんが爲なりき抑米國が此念を起したるは是より先に大統領惹孫在職中に一文政十三年より一八三七年に至る間エドモント、ロベルトと云へる米人あり日本通商の利あるべきを國務卿リウンストンに報告せる事ありて始めて當局の注意する所と成り其後一八四五年弘化米國第廿八議會に於て其代議士院は議員ブラットの提出に係る日本朝鮮に通商を開くべきの議を可決したりければ大統領法克は駐在清國事務官エワレットに便宜處辨の權を與へたりエワレットは此命令を遵奉し此年弘化支那海に在る米國軍艦ホストン號の艦長ヒッテントに此旨を傳達し他の一隻の砲艦を率て日本に向ひ其談判を試ましめたり浦賀に到着したるは即ち此二艦なり時に浦賀奉行は大久保因幡守にて同所沿海の警固は川越和守、忍松、平下の二藩にして會津彦根の二藩その應援に備へ米艦が兵器を渡すを肯ぜざるを以て港内に入らしめず野比濱沖に繫泊せしめたり浦賀港を距艦長ヒッテントは通商を請ふ旨の書翰を奉

米國の絶  
す求を拒絶

行に送りたるに、奉行は英文の我國通詞の解し得ざる所たる旨を以て  
答書を與へず

此度我國と交易いたし度旨を願ふと雖も我國は新に外國の通信通  
商を許すこと堅き國禁にして許さざる所なるが故に早々歸帆いた  
すべし先年より度々通商を願ふ國あれども許さず其國とても同様  
の事なり勿論外國の事は長崎にて扱ふ國法にて此地は外國の事に  
與かる所に非ざれば願ひ申す旨ありとも此に來りては事通ぜざる  
間再び此に來ると莫れ

と諭告して薪・水・雞・雞卵・小麥等を給與したりければ米國軍艦は事の行  
はれざるを覺り數日にして退帆したり、但し後年米國提督ベルリが艦  
隊を率て江戸灣に渡來したる端緒は實に此時に在りしなり

此前後の事なるが琉球に於ては英吉利佛蘭西兩國の軍艦并に商船屢  
渡來して和親貿易を琉球國王に勸告し其國人等を留置たる事どもあ  
りけり、當時島津家より幕府へ差出したる届書に據りて其概畧を左に

琉球に於  
ける英佛  
の要請

叙述すべし云く

是より先き天保十四年英國軍艦一艘琉球の八重山に來り上陸測量し  
たる事あり十一月五日入津して尋て宮古島に立寄り同様の舉動に及べり十月  
六日入津同十 其翌弘化元年三月十日佛蘭西軍艦那覇に入津す、其船長は琉球人  
に告て曰く佛蘭西は二百年來中國支那と通交し近來は親睦益篤し是  
に由て今度佛國皇帝の勅令を受け中國近隣の諸國と交通を開くべき  
に付き琉球へも此趣を照會して交易を開かんと望むなりと、琉球にて  
は我邦全躰産物寡少にして勿論金銀銅鐵の類全く無き國柄なれば逆  
も交易は相調ひ申さすと謝絶す、艦長は更に諾せず交易の儀にして相  
調はずば和親だけにても相結ふべしと望む、是をも謝絶すれども更に  
落着せず猶追々佛蘭西の大總兵船來着すべきに付き交易等の事は其  
節何分の返答あるべし但し右の大總兵船には通譯官を乗せざるを以  
て本船より其爲に異國人一人唐人支那一人を此地に残し置て出帆可  
致旨を申す、假令大總兵船渡來して請求あるとも交易は相調ひ申さず

琉球は清國の藩屏にして彼國并に度佳喇島まで通融いたすは自由なれども外國との交易は相叶はず勿論異國人等を留置き候事も相成り申さずと再應謝絶したれども佛蘭西船は之を聞入れず同十九日端舟に異國人一人唐人一人を濱邊へ卸し置て本船は出帆し去れり是非なく近邊の寺中を明除けて召置き柵を結び番所を構へ三司官初め相詰て堅く警固したり然るに異國人は通事唐人を以て英吉利國多年琉球を望むの心深し追々兵船を差渡す事あるべし佛蘭西國と和好いたして其保護を得ば自から英國に侵畧せらるゝの國難を免るべしと説き其上に天主教を強て傳授いたすべきとの趣を申す琉球國は中國の教化を受け孔孟の道を學ぶに付き天主教と申すは成り難しと斷り置たり去とて取扱に注意せずしては彼等憤を狭み大總兵船の來着を待ち尙又難澁を申掛べき勢なれば叮嚀に待遇し異議なく歸帆せしめんと望むなり以上琉球より飛船を以て薩州へ注進したる趣意弘化二年五月十五英吉利軍艦一艘那覇川口に投錨し佛國人逗留事實を問ひ二日を経て八重山に赴きて該島

を測量し暫く去りて其帆影を没したりけるが七月九日他の一艘を伴ひて再び那覇に來り濱邊に布屋を張り逗留の佛國人と面談を爲し來年正月頃には再渡して姑く滞留なし天象を觀測すべしと言置き二艘共に出帆したり七月廿日弘化三年四月五英國船一艘那覇に來り當所にて土地を買受け住居いたし度と望む其儀は相成らずと斷れども聽入れず彼船より醫師夫婦子供兩人唐人一人都合五人にて上陸し荷物等を卸して本船は出帆したり同八日是非なく近邊の寺を明除け召置き柵を結び番所數軒を構へ三司官初め諸役人相詰め晝夜の勤番を嚴にすれども去る弘化元年より逗留の佛國人と往復面會を爲せり然る處同月七佛國軍艦一艘那覇に來り大總兵船二艘追々來著いたすべきに付き其節まで滞船して相待ち申すべき旨を申出で且つ佛國人も英國人も本船より招かれて罷越し而會いたしぬ將又佛國人等は濱邊に上陸して測量を爲すに付き之を差止れども承引いたさず以上琉球より薩州へ注進したる趣意○琉球注進狀の木文には軍艦とも兵船とも明記せず本船には石火矢等載付あり候へども兵船の樣子には相見え  
不中と記すを以て前後の常例とせり然れども其軍艦たるは事實に於て明白なり○英佛に對

島津齊彬

して琉球は清國の藩屏なりと言明すれども我國に隸屬する事は曾て言及せざりと見えたり而して幕府も薩州も之を問はざりしが如し○此時は佛國正に支那に外交して頻に東洋貿易を擴張するに孜々たりける時なれば英國に先じて琉球に着手せんと企たるもの歟當時の事情を明記せる書ば余未だ之を見ざれば其仔細を叙するを得ず

斯の如く琉球の警報陸續到達したりければ幕府は松平大隅守齊興の嫡子松平修理大夫島津齊彬後に歸國を命じ其便宜處辦せしむる事に閣議を定め是れ閣老首座阿部伊勢守か島津齊彬の器局非凡なるを識りて常に親此年弘化閏五月二十日請暇を許され同六月朔將軍家賜謁の後に左の如くに達せられたり

琉球處置を薩州に一任す

琉球國へ佛蘭西人とも罷越し候節に難題申掛け候儀に付き心配いたされ候段尤の儀に候へども交易等の儀は公儀より御沙汰に及ばれ難き筋に候併し琉球國の儀は其方領分とは申しながら國地同様に取扱ひ難きは餘儀なく相聞え既に今度の一條其方存寄り一杯に取計ふべき旨仰出されも有之儀に付き寛猛の處置其時宜に應じ後患無之様に思慮の上取計ひ申さるべく候事

蓋し島津氏の考案にては琉球をば鎖國令の外に置いて公然その外國通

琉球通商の黙許

商を許可せしめんと望みたるに幕閣にては夫程の認可を與ふべきに非ざれば都て之を島津氏に一任して其通商を暗々裏に黙許したるものなり是よりして薩に琉球貿易の上位置されれば後年幕府が米國と條約を結ぶに際し琉球の事は曖昧模糊の間に沒了して直接の談判に涉らしめ却て島津氏に内訓して之に與らしめたるが如きも亦この意嚮に違へるもの歟當時この公達に關して水戸老公齊昭を初め諸侯有司の間に於て異論の起りしも亦敢て其故なきに非ざるなり

英佛軍艦

扱又琉球に於ては此年弘化三年五月十三を以て佛蘭西大總兵船は一隊三艘にて運天湊に投錨して琉球總理官に會見を求む、國頭按司官等總理官の名を以て彼船に到り應接に及ぶ、大總兵は歐洲諸國の事情を説き佛國が清國と和好交易を約したる文書を示し琉球と通商を開かん事を望む、總理官等は琉球の貧弱にして貿易に堪ふるの國力なきを辨じて可憐に相斷ると再三に及びたれば、大總兵然らば此度は歸帆いたし佛國皇帝へ此趣を奏聞し一ヶ年の後に再び渡來すべし但し當地へ逗

留の佛國人及び唐人は此度連歸り外に佛人兩人を殘置くべき間此者へ琉球語を教ふべしとて強て佛人兩人を留置き一昨年以來逗留の佛國人唐人を大總兵船に乗せて三艘ともに出帆したり七月廿二日英國船三艘平艦な那覇に來り琉球國王に會見を求む國王には病氣の趣を以て座喜味親方に布政官の名を冠らせ國王の名代として彼船に行かしめたり、艦長等は別座にて面會し國王の安否を尋ね且つ近年英船漂着又は渡來の節に會釋等の丁寧なるを謝するが爲に來着の旨を述べ當四月以來逗留の英國醫師に面會し更に上陸して地方を測量し同廿八日三艘とも出帆したり、但し英國醫師妻子唐人並に佛國人兩人とも依然琉球の逗留の趣なり以上弘化三年十月此後も英佛の諸船が琉球の諸島に往反したるは數回に及べり彼の那覇に逗留したる英國醫師妻子唐人並に佛國人兩人は其後何年頃か返去りたる歟文書に詳ならず但し嘉永六年の秋に米國バルリが琉球に到りし時には此英佛人等が逗留したりとも見えざれば其頃には已に退去したるもの歟要するに琉球の處置は幕府より之を島津家に一任せられてより外國關係に付ての届書等も一々其記録なれば之を今日に徵するに由なし

○第十一章 幕閣依違彷徨の事情

護斥論漸く多し 開國議を發言する者無し 防備を戒飭す 外國船處分を諸大名に諮詢す 守備整ひたる上にて打拂ひ 要職へ諮問、阿部伊勢守 諸問の真意 打拂の言質 開鎖和戦に關して反對を懼る 和蘭國皇の忠告 米國全權 渡來の豫報 通交に關する和蘭の意見 幕閣は何等の政策を決せず

天保年間より弘化嘉永に涉りて歐米諸國の船舶は前叙の外にも西蝦夷地に松前に出羽に津輕に下田浦賀に肥前對馬に日向大隅琉球諸島に來着し又は海面を通航するもの年々其多を加へ嘉永五年に至りては警報諸方よりして幕府に達するもの引も切らず是れ宇内に於ける航海の發達と通商の擴張せるに由るが故なり、然るを我國の士民は此事情を知らざるに由り之を見て一概に我國を覬覦するものと思ひ做し畢竟幕府が文政攘斥令を廢して天保薪水令を布きたるを以て外夷其恩に狂れ威を怖れず存に我海岸に來るなりと妄斷し交々其責を幕府に歸するに至れり、是に因りて海防警備の事は隨つて朝野の一大問題と成り攘斥の議を主唱するもの又漸く多し、抑外國の請求を拒絶し

攘斥論漸く多し

鎖國の政策を墨守せんと大勢の許さざる所なれば寛永以前の例に逆  
 てりて開國の政を行はざる可らずとは夙に蘭學者間に唱道せられて  
 識者の同意せる所なりしが惜い哉癸に渡邊登高野長英等が横議の罪  
 を得てしより以來復口を開いて開國説を大呼するもの無し、全國の武  
 士は皆舉て鎖攘の國是を喜び假令砲戰に於ては彼に一籌を輸るとも  
 短兵接戦に至りては我日本刀の銳利なるを以て洋夷を殲にせんは容  
 易なりと勝利の我に在るを自信し彼にして我が國法を犯し侮辱を神  
 州に加ふる事あらば斷然攘斥して膺懲の典を擧べしと異口同音に叫  
 呼し幕府文武要職の士も亦同じく此説を爲せり、されば偶長崎に勤務  
 して外船の堅牢なる砲銃の精銳なるを目撃して其輕視す可からざる  
 を覺り若くは外國の事情を傳聞して鎖國の永久に行はる可からざる  
 を識るの輩ありと雖も世論の攻撃を恐れて公然これを發談するの勇  
 氣に乏しく唯黙して衆説に盲從するばかりなり、是に由て幕府は諸大  
 名を戒飭して沿岸の防禦を修め、弘化四年九月二日には御三家に諭すに領

開國論を  
發言する者  
無し

防備を戒  
す

内海防の事を以てし其家臣文武の業を勵まし以て諸大名の模範たる  
 べき旨を以てし、又同年十二月軍陣に用ふる貝鐘太鼓の演習は以來御曲輪  
 を隔つる五町程の邸内にては之を許す旨を令し、往時は江戸御府内にては一  
 切之を許されざりしが天保  
 十四年に至り外曲輪より三十町餘隔たれる邸内にて嘉永元年八月には諸家領内に  
 於て訓練の節に空鐵砲を打放ち候儀は苦しからずと令し、從來は之を又  
 は勝手次第と令したれば今これを擴張したるなり長崎防禦の如きは松平美濃守齊藤松平肥前守齋藤が銳意其守備を嚴  
 整せるを賞し凡そ爲し得べき程の事を爲して武備を充實せんと勉め  
 たり、然れども當時幕府は文武の法令格式都て舊例を墨守するの制な  
 りければ凡百の改革皆その區域内に限られ恰も鐵鎖に足を繋がれて  
 躰操を爲すに比しく大抵は虛文に陥りて其實効を見ると極めて稀な  
 り  
 個様に海岸防禦を戒飭したれども外國船舶の渡來し隱現するは前叙  
 の如く益頻繁なりければ開老は將軍家に奏し台許を得て乃ち嘉永二  
 年四月を以て外國船處分の事に付き其意見を長崎相摸・伊豆安房・上總

外國船處  
分を諸大名  
に請ふ



の諸所の守衛に當れる諸大名に諮詢したるに、松平肥前守、鍋松平大和守、越川等は沿海の兵備を整へたる上にて打拂の令ありて然るべしと答議したり、是を幕府が國是を定むるに關して諸大名の意見を諮詢したる始なる。同年五月、將軍家は閣老阿部伊勢守に命じ御老中、寺社奉行、町奉行、大目附、御目附、御勘定奉行、同吟味役、長崎奉行、浦賀奉行を召し之を五席に分ちて各海防意見を上らしめたり、其時の諮詢は即ち左の如し。近來異國船折々渡來候處、昨今年は西北海對州南部津輕總て奥羽の内松前邊を夥く通行いたし折々は上陸等も致し候へども差たる儀も申出ず薪水食料等を乞ひ候迄にて出帆致し候へども其度々沿海諸家に於ては人數を差出し此表への届等に諸雜費も少からざる趣に相聞え連年此の如くにては諸家勝手向に和響き困窮に及ぶべし。左候とて守衛の儀は等閑に相成し難く候へば追々の難澁に自然と賦歛も重く相成りて終には領内疲弊に至り上下不和合の基に相成り候ては容易ならざる事に候。今年も長崎表へはアメリカ船渡來し

松前より送りたる漂流異人共を請取り歸帆したれども定て右御禮などと唱へ猶又渡米すべきも計り難し又此程浦賀表へは英船渡來いたし右は外の趣意も無之此地へ見舞に罷越し候段和語を以て申聞け其外申出の口上容鉢等も殊の外に輕蔑侮慢の情態に有之候由薪水等も與へ候へば出帆の上又下田表へも相越し上陸測量等致し候哉に相聞えアメリカ船に候哉是亦上陸いたし候由夫のみならず沖合には類船等も相見え候由打連て沿海諸所を乗あるき測量等いたし候事にも可有之哉風説には候へともイヤリス船中には日本人唐人なども乗組み居り候哉に相聞え候旁々以て當節の成行にて其儘に差置き候はゞ彌蔑視いたし驕恣傲慢の所業にも及び候べき哉左候ては御國躰にも拘り候儀何分其儘に捨置き難き筋には無之哉文政度の如く尙又打拂の儀を仰出され可然と存じられ候去ながら先年打拂の儀相止み格別に御仁恤の御處置も可有之旨を仰出され候段は和蘭陀甲比丹へ申渡し西洋諸國へも演達ありたる事に候を

只今彼國より廉立たる格別の不義不作法も無之に俄に御改ありて  
は却て争端を開き候事にも相成へき哉又夫に付ては第一此方の沿  
海守衛相整はず候ては此後夷賊戰艦等を以て渡來の節に攻撃防禦  
の術も行届き申す間敷事に付き先づ此儀を諸家へ相達し守衛の備  
を相整へ候上にて彼方の不義を押へ彌打拂の儀を仰出さるべく候  
去ながら機會時勢などいづつ迄も此儘に差置き候ては彌輕蔑侮  
慢を超過いたし御國威にも抑り且つ諸家の難澁は沿海のみならず  
御國中の疲弊衰耗にも至り候時は實以て容易ならざる儀と深く痛  
心いたし候條此後御處置の計畧利害の當否後弊なくして永久御安  
心に相成べき様に各存寄を殘さず此度の儀は銘々より各通にて申  
聞らるべく候尤も聊か忌諱嫌疑の顧念なく存意一杯の所を申聞ら  
るべく候只今の時勢にては先達て申達し候通り一月後れ候へば一  
月だけ二月後れ候へば二月だけの油断にて萬一其内又々渡來いた  
候しは、夫だけ御損に相成り御國威にも拘り諸家の難澁も相掛り

萬一夷賊ども不法の儀にも及び候時は差誤有之間敷とも申し難く  
候左候ては尙又御失策に相成べき事に付き篤と勘辨の上早々申聞  
らるべく候右は畢竟此節の形勢に於て御國中大切の儀と存じ候へ  
ば實に寤寐反側にも及び候程の儀にて之を氣運に任せ時勢に委ね  
恬然拱手して座ながら御國地の衰弊にも相成べき儀を意外に差置  
き候ては何とも恐入り候事に候尙各も同様の意見に可有之と存し  
候間篤と勘辨考究の上忌諱不敬に涉り候ども聊か遠慮なく了簡の  
趣を早々申聞らるべき事

幕府は何故に是の如き諮問を故意に提出して以て諸要職の意見を求  
めたる乎、是より先に琉球の對外處分に關して之を薩州に一任したる  
前叙の如し、此一事にても到底鎖國政策の墨守す可からざるは當時閣  
老首座にして最も將軍家の信任を得たる阿部伊勢守も其胸中に於て  
覺悟したる所なりと推察し得べきなり、但し阿部は敢爲斷行以て政局  
の大改革を行ふの相器に非ず巧に一時を彌縫して無事を謀るの才に

富める泰平の宰相たるに過ぎざるのみ、然るに時勢は復かゝる姑息を許さず、瀬年外船が荐りに我海上に現はれ、邊疆を窺ふの状あるを見て、世論囂々、咎を天保薪水令に歸し、幕府が再び文政攘斥令に復して、對外政策に強硬の手段を取らん事を望むもの、管に尋常士流の間に其多を見る而已ならず、幕府の一門として名望尤も隆盛なる水戸老公首として此説を唱へ、凡そ氣概ある諸大名は之に同意なれば、攘斥議は此頃よりして既に勢力ある議論となり、其氣概は幕閣と雖も之を鎮壓するに能はざるに至れり。之を約言すれば、水戸老公を始め幕府の文武要職、諸大名、諸藩士に至るまで、概皆攘斥鎖國を是として、戦論を執るものたり。而して幕閣は伊中阿部稍外國事情を知れる諸有司極めて少數の意見を聽て、鎖攘の不可行を知り、つれども衆議を排して之を發令するは其爲し得ざる所なれば、先づ他人をして之を發議せしめ、幕府は之を採用すると云ふが如き順序を以て、体面を粧ひ、非攘斥の方針に轉して一時を籠蓋せんと、僥倖したるなり、是故に幕閣は前叙の如く從來獨裁の慣例

意許問の眞

を破り、對外和戰に付て守衛諸大名の意見を諮詢したるに、彼諸大名は幕閣の豫期に反して、沿海守衛の相整ひたる上にて、打拂ひと答議したるを以て、此諮問文中にも守衛の備を相整へ候上にて、彼方の不義を押し、彌打拂の儀を仰出さるべしと復た動かす可からざるの豫約を爲すの不得已に陥りたり。是豈毛を吹て疵を求めたるものに非ずや。然るを幕閣は猶も非攘斥議の要職有司より出ん事を冀ひて、閣老三奉行大小監察長崎浦賀奉行に此諮問を爲したるに、何ぞ計らんや。此諸要職等は素より宇内の大勢に通ぜざる輩なり、世論攻撃の衝に當るを恐るゝの輩なり、各自の答議は皆守衛を嚴飭して鎖攘を行ふべしと云ふに外ならず。此後嘉永六年に至り、幕閣は和戰の決に關して諸大小名幕僚文武要職等の答議に苦しめられ、終に自ら欺き人を欺き、彌縫瞞着の窮策に事を誤りたる其禍源は實に此籠蓋手段に失敗せるに在りと謂ふべき歟。されば幕府は、此年嘉永二年十二月を以て左の訓令を發したり。

打拂の言

異國船渡來の節取計方の儀は文政八年に二念なく打拂ひ可申旨を仰出され其後去る寅年(三保十)漂流船の儀に付ては厚く仰出され候趣も有之候處近來漂流にも無之度々渡來し昨今年は對州奥州松前邊へ別して多く乗通り海上に於ても廻船へ乗附け或は所々の浦方へ上陸いたし薪水食料を乞ひ今年は浦賀表へイギリス船渡來し伊豆國附大島へも上陸いたし猶又下田表へも相越し滯船の上猥りに上陸いたし追々横行の振舞相長じ候を此儘に差置かれ候ては御國威にも拘り容易ならざる事に付き此節にも嚴重の取計方を仰出さるべき哉に候へども右様仰出され候上は何方にて何様の儀出來可致哉も計り難く候に付き其以前に防禦手當實用の處を篤く申付らるべく候是迄も警衛向の儀は追々仰出されも有之候事に候間向々にも兼々手當は可有之候へども非常備の儀に付き若し不行届の向も有之候ては如何に付き猶又改て仰出され候條其覺悟を以て用意可有之候時宜に寄り又々仰出され候品も可有之候併し此度仰出さ

るに開鎖和戦  
反對をして  
懼て

れ候趣を心得違へいたし事を急ぎ卒爾の取計ひ無之様に相心得入念可申付旨仰出され候

此訓令の修辭を婉曲にして表面には追て攘斥を令せらるべきが如くに見せ懸け其實は末文の事を急ぎ卒爾の取計ひ無之様に相心得と云ふを以て主眼とし之を率制するの意たる太だ明白なり是の如くなれば幕閣は開鎖和戦に關して世論の喧囂を懼れ右を顧み左を憚り或は頑冥者流の議を容れて私に蘭書の翻譯を禁じ此年九或は海岸警備向に付き事を求めて輕々しき妄説を唱へ剩へ穩ならざる事どもを申觸らす事を禁じ嘉永三年五月の令頻に鎮壓を試みたりと雖も一向に其詮も無かりけ

此に和蘭政府は屢に其國皇の好意を以て日本に使節を派遣して忠告の親書を呈せしめしに太だ冷遇せられて其意を達せざりしに拘らず其後も屢出島在留甲比丹に訓令して長崎奉行へ忠告せしめしかども更に容れらるゝ事も無かりき嘉永三年六月甲比丹は英佛諸國が東洋